

川根本町地域防災計画

資料編

令和7年4月

川根本町防災会議

目次

番号	名称	ページ
1	防災関係機関一覧	1
2	IP告知放送システム通信施設一覧	3
3-1	デジタル防災行政無線(移動系)グループ表	4
3-2	デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧	5
4	衛星携帯電話整備一覧	9
5	特設公衆電話設置場所一覧	10
6-1	自主防災組織一覧	11
6-2	自主防災組織所有資機材一覧	12
6-3	救護要請表示シート保有状況	14
6-4	孤立予想集落	15
7-1	災害対策本部組織図	16
7-2	職員の体制及び配備基準	17
7-3	災害対策本部事務分掌	21
8-1	消防団組織図	26
8-2	消防団出動区分表	27
9	気象等の予報及び警報の種類と発表基準	28
10-1	災害救助法の適用基準・被害程度の認定基準	29
10-2	災害救助法費用限度額	30
11	災害時広報文	33
12-1	避難地(災害時に一時的に避難できる施設・場所)	41
12-2	避難所(災害時に避難生活を行う場所)	43
12-3	福祉避難所一覧	44
13	町内医療機関・歯科医院・医薬品取扱業者一覧	45
14	遺体収容予定場所	46
15	応急仮設住宅建設候補地一覧	47
16	がれき・残骸物仮置場	48
17-1	ヘリコプター離着陸場一覧	49
17-2	ヘリポートの具備すべき条件	50
17-3	ホイストポイント	52
18	仮設住宅予定地・がれき置き場・ヘリポート位置図	53
19	緊急消防援助隊活動拠点	54
20	指定文化財一覧	55
21	災害ボランティアセンター開設予定地	56
22-1	土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設	57
22-2	浸水想定区域に係る要配慮者利用施設	58
23-1	通行の禁止又は制限についての標示	59
23-2	緊急通行車両の標章	60
24	り災証明書の書式	61
25	災害時協定締結先一覧	62
参考資料1	川根本町防災会議条例	65
参考資料2	川根本町災害対策本部条例	67
参考資料3	川根本町災害対策本部規程	68
参考資料4	川根本町地震災害警戒本部条例	74
参考資料5	職員災害対応マニュアル	77
参考資料6	避難情報の判断・伝達マニュアル	103

参考資料7	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	148
参考資料8	土砂災害警戒区域指定一覧	149
参考資料9	地すべり危険地区一覧	157
参考資料10	河川危険箇所一覧	158
参考資料11	水門等注意箇所一覧	159
参考資料12	危険物貯蔵・取扱施設一覧	160
参考資料13	緊急物資集積場所	162
参考資料14	緊急輸送ルート	163

防災関係機関一覧

【 県の機関 】

名称	所在地	電話番号
静岡県危機管理部(危機対策課)	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
中部地域局 危機管理課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104
〃 地域課	〃	054-644-9168
中部健康福祉センター 福祉課	〃	054-644-9274
島田土木事務所	島田市道悦5丁目7-1	0547-37-5271
〃 川根支所	島田市川根町家山1313-4	0547-53-3133

【 消防 】

名称	所在地	電話番号
静岡市消防局島田消防署	島田市旗指513-1	0547-37-0119
静岡市消防局島田消防署金谷出張所	島田市島863-1	0547-46-0119
〃 川根北出張所	川根本町元藤川2-4	0547-58-3015
〃 川根南出張所	島田市川根町身成3481-1	0547-58-0119

【 警察 】

名称	所在地	電話番号
島田警察署	島田市向谷元町1212	0547-37-0110
〃 本川根駐在所	川根本町千頭992-6	0547-59-2105
〃 奥泉駐在所	川根本町奥泉548-1	0547-59-2215
〃 徳山駐在所	川根本町徳山1348-1	0547-57-2230
〃 上長尾駐在所	川根本町上長尾1013-2	0547-56-1310
〃 地名駐在所	川根本町地名374-1	0547-56-0538

【 自衛隊 】

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第34普通科連隊(板妻)	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
航空自衛隊 第1航空司令部(浜松)	浜松市中央区西山町無番地	053-472-1111
海上自衛隊 横須賀地方総監部(横須賀)	神奈川県西逸見町1無番地	046-822-3500

【 指定地方行政機関 】

名称	所在地	電話番号
東海総合通信局	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1	052-971-9105
静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321
島田労働基準監督署	島田市本通1-4677-4	0547-37-3148
関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0262
中部地方整備局 静岡河川事務所(流域治水課)	静岡市葵区田町3-108	054-273-9104
〃 長島ダム管理所	川根本町犬間541-3	0547-59-1021
〃 静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2-4-25	054-261-2939
静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2丁目1-5	054-286-3521

【 指定公共機関 】

名称	所在地	電話番号
日本郵便(株) 中川根郵便局	川根本町上長尾379-4	0547-56-0001
日本赤十字静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
日本放送協会静岡放送局(NHK)	静岡市駿河区八幡1丁目6-1	054-654-4012
西日本電信電話(株)静岡支店(NTT災害担当)	静岡市葵区御幸町4-6NTT電電ビル7F	054-205-9122
(株)NTTドコモ東海支店静岡支店(ネットワーク部)	静岡市葵区東静岡1-3-43 ドコモ静岡ビル	054-265-7201
日本通運(株)静岡支店	静岡市葵区御幸町11-30エクセルワード静岡ビル7F	054-254-3344
中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所(緊急時)	島田市本通1丁目4684-1	0547-37-6364
中部電力(株)静岡水力センター	川根本町千頭814-1	0547-59-3120
KDDI(株)中部総支社管理部	愛知県名古屋市中区名駅2-27-8名 古屋プライムセントラルタワー	052-747-8071

【 指定地方公共機関 】

名称	所在地	電話番号
(一)静岡県LPガス協会	静岡市葵区本通6-1-10	054-255-2451
大井川鐵道(株) 本社 (鉄道部)	島田市金谷東2-1112-2	0547-45-4025
〃 千頭駅	川根本町千頭1216-1	0547-59-2065
(一)静岡県トラック協会	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910
(一)静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町1-20呉服町タ ワー2F	054-255-9281
静岡エフエム放送(株)	浜松市中央区常磐町133-24	053-457-1152
FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり 3階	0547-34-1765
(一)榛原郡医師会	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511
(一)静岡県医師会	静岡市葵区鷹匠3-6-3	054-246-6151
(公)静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25 エスパ ティオ3F	054-202-1750
(公)静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産 業経済会館6F	054-252-6326
(公)静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵2-16-32 静岡県産業経済会館6F	054-203-2023
(一)静岡県歯科医師会	静岡市駿河区曲金3-3-10	054-283-2591
(公)静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4 東海整 備ビル4F	054-282-5507
(一)静岡県建設業協会	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命 静岡駅前ビル12F	054-255-0234

【 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 】

名称	所在地	電話番号
川根本町商工会	川根本町上長尾773-1	0547-56-0231
〃 本川根支所	川根本町千頭1216-21	0547-59-2258
JAおおいがわ 中川根支店	川根本町徳山340-1	0547-57-2003
森林組合おおいがわ 本川根支所	川根本町千頭1185-1	0547-59-3163
川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	川根本町上岸90	0547-59-2315
〃 中川根事務所	川根本町上長尾990	0547-56-1872

かわねフォン拡声子局一覧

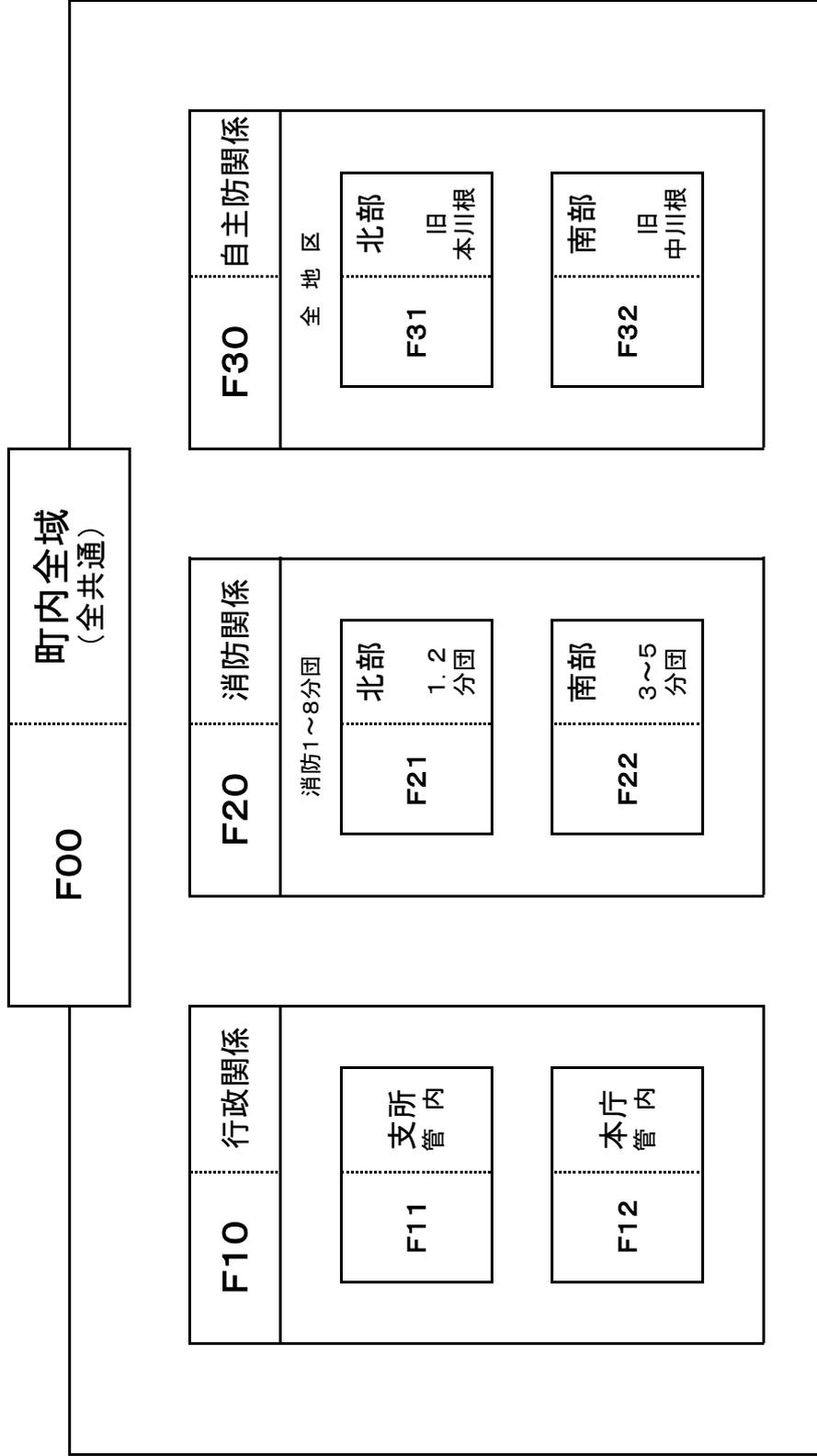
(1)放送端末

設置場所	川根本町役場 本庁(上長尾627) 川根本町役場 総合支所(千頭1183-1)
------	--

(2)拡声子局

No.	局名	所在地	No.	局名	所在地
1	小井平	藤川906-1	29	大間	千頭353-1
2	藤川北	藤川75	30	梅地	梅地169-1
3	藤川南	藤川489-1	31	平田	大間432
4	徳山西	徳山533-1	32	奥泉	奥泉320-1
5	徳山東	徳山1213	33	八木	奥泉783-3
6	徳山南	徳山1683-1	34	桑野山	桑野山337-2
7	野志本	徳山2306-1	35	沢間	千頭614-7
8	水川北	水川347-1	36	寺馬	千頭805-6
9	水川南	水川620-1	37	千頭西	千頭947
10	田野口	田野口235-1	38	千頭東	千頭1183-1
11	上長尾北	上長尾156	39	桑之実	千頭1236-8
12	上長尾南	上長尾371-1	40	田代	田代154
13	八中	上長尾1737-1	41	三盃	東藤川2096-1
14	梅高上	上長尾1398-1	42	崎平	崎平144-2
15	梅高下	上長尾1273-11	43	青部	青部529-1
16	下長尾	下長尾224-1	44	坂京	東藤川3161
17	下泉	下泉85-1	45	上岸	上岸285-3
18	壺町河内	壺町河内475	46	小長井1	東藤川1114-2
19	久保尾	下長尾1473	47	小長井2	東藤川728-1
20	瀬沢	下長尾2133	48	千頭駅前	千頭1216-12
21	三ツ間	久野脇811-6	49	アプトいちしろキャンプ場	梅地3-19
22	宮ノ原	久野脇655-8	50	池の谷ファミリーキャンプ場	千頭528-5
23	久野脇	久野脇395-1	51	八木キャンプ場	奥泉761-2
24	地名	地名155-2	52	三ツ星オートキャンプ場	上長尾1143
25	西地名	地名1298	53	不動の滝キャンプ場	下泉1122
26	高郷	上長尾990	54	くのわき親水公園キャンプ場	久野脇280
27	役場	上長尾627	55	塩郷吊り橋脇	下泉1939
28	尾呂久保	水川916	56	小竹地区	下泉940

川根本町デジタル防災無線(移動系)グループ表



※ 特別仕様

本庁 無線統制台(呼出番号 200)グループ F00・F10・F11・F12・F20・F21・F22・F30・F31・F32
 総務課事務室配備(呼出番号 406)グループ F00・F10・F11・F12・F20・F21・F22・F30・F31・F32
 総合支所 半固定(呼出番号 101)グループ F00・F10・F11・F20・F21・F30・F31

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (本庁 車載型 5W)

	呼出番号	局名称	車両名称	交信可能グループ
1	201			F00.F10.F12
2	202	危機管理課 広報車	日産 セレナ	〃
3	203			
4	204			
5	205	総務課 マイクロバス	トヨタ コースター	〃
6	206	危機管理課 防災車	三菱 デリカ	〃
7	207	くらし環境課 車載207	三菱 アウトランダー	〃
8	208	経営戦略課 車載208	スズキ パレーノ	〃
9	209			〃
10	210			〃
11	211	税務住民課 車載211	トヨタ カローラハイブリッド	〃
12	212	健康福祉課 車載212	マツダ デミオ	〃
13	213	高齢者福祉課 車載213	ホンダ フィット(銀)	〃
14	214	高齢者福祉課 子育て支援車	ミニキャブ(ひだまり)	〃
15	215	健康福祉課 車載215	三菱 タウンボックス(日赤)	〃
16	216			〃
17	217	高齢者福祉課	ミニキャブ	〃
18	218	総務課	トヨタ ハイエース	〃
19	219	健康福祉課 車載219	ハイゼット	〃
20	220			
21	221	産業振興課 農政車	トヨタ プロボックス	〃
22	222	産業振興課 林政車	ダイハツ テリオスキッド	〃
23	223	くらし環境課 車載223	ダイハツ ハイゼット	〃
24	224			〃
25	225	建設課 車載225	スズキ ジムニー	〃
26	226	教育委員会 車載226	スクールバス	〃
27	227	教育委員会 車載227	スクールバス	〃
28	228	危機管理課 消防団本部指令車	ダイハツ ハイゼット	〃
29	229	教育委員会 車載229	スクールバス	〃
30	230	教育委員会 車載230	スクールバス	〃

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (本庁 携帯型 2W)

	呼出 番号	局名称	グループ		呼出 番号	局名称	グループ
1	231	ウッドハウス おろくぼ	F00.F10.F12	31	404	第4分団2部 上長尾	"
2	232	農林業センター	"	32	405	消防団第4分団3部 高郷	"
3	233	ごみ焼却場	"	33	406	役場 総務課	全グループ
4	234	あかいしの郷	"	34	407	消防団第4分団4部 田野口	F00.F20.F22
5	235	三ツ星保育園	"	35	408		
6	236	徳山聖母保育園	"	36	409	消防団第5分団1部 下長尾	"
7	237			37	410	消防団第5分団1部 瀬平	"
8	238			38	411	消防団第5分団1部 久保尾	"
9	239	三ツ星学園	"	39	412	消防団第5分団2部 久野脇	"
10	240	県立川根高等学校	"	40	413	消防団第5分団3部 地名	"
11	241	消防 川根北出張所	"	41	414	消防団第5分団4部 下泉	"
12	242	警察 上長尾駐在所	"	42	415		
13	250	災対本部 総務班	"	43	600	藤川 自主防災会	F00.F30.F32
14	251	災対本部 情報収集班	"	44	601	水川 自主防災会	"
15	252	災対本部 応急対策班	"	45	602	上長尾 自主防災会	"
16	253	災対本部 調査班	"	46	603	高郷 自主防災会	"
17	254	災対本部 医療救護班	"	47	604	八中 自主防災会	"
18	255	災対本部 救助対策班	"	48	605	梅高 自主防災会	"
19	256	災対本部 物資供給班	"	49	606	下長尾 自主防災会	"
20	257	災対本部 文教対策班	"	50	607	瀬平 自主防災会	"
21	258	茶茗館	"	51	608	久保尾 自主防災会	"
22	259	役場 携帯259	"	52	609	久野脇 自主防災会	"
23	260	役場 携帯260	"	53	610	地名 自主防災会	"
24	261	役場 携帯261	"	54	611	下泉 自主防災会	"
25	262	役場 携帯262	"	55	612	壺町河内自主防災会	"
26	263	役場 携帯263	"	56	613	田野口 自主防災会	"
27	400	消防本部	F00.F20.F22	57	614	徳山 自主防災会	"
28	401	消防団第3分団1部 藤川	"	58	615	尾呂久保地区	"
29	402	消防団第3分団2部 徳山	"	59	616	小竹地区	"
30	403	消防団第4分団1部 水川	"	60	617	文沢地区	"

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (支所 車載型 5W)

	呼出番号	局名称	車両名称	交信可能グループ
1	102	支所 災害対策対車	日産 エクストレイル	F00.F10.F11
2	103	支所 広報車	トヨタ ノア	〃
3	104	支所 本部水槽車	いすゞ 水槽車	〃
4	105	支所 車載105	スズキ キャリーダンプ	〃
5	106	支所 車載106	スズキ ジムニー	〃
6	107	支所 車載107	日産 ウイングロード	〃
7	108	支所 車載108	スズキ エブリィ	〃
8	109	支所 車載109	スズキ ワゴンR	〃
9	110	支所 車載110	トヨタ プロボックス	〃
10	111	支所 車載111	トヨタ ヤリス	〃
11	112	支所 車載112	トヨタ ハイエースバン	〃
12	113	支所 車載113	三菱 ローザ	〃
13	114	支所 防災トラック	三菱 キャンター	〃
14	115	支所 車載115	日野 スクールバス	〃
15	116			〃

デジタル防災行政無線(移動系)通信施設一覧 (支所 携帯型 2W)

	呼出番号	局名称	グループ		呼出番号	局名称	グループ
1	117	学校給食センター	F00.F10.F11	31	311	消防団第2分団3部 崎平	〃
2	118	環境美化センター	〃	32	312	消防団第2分団3部 青部	〃
3	119	福祉センター	〃	33	501	支所 自主防	F00.F30.F31
4	120	文化会館	〃	34	502	接岨 自主防災会	〃
5	121	B&G海洋センター	〃	35	503	大間 自主防災会	〃
6	122	音戯の郷	〃	36	504	奥泉 自主防災会	〃
7	123	桜保育園	〃	37	505	奥泉 自主防災会(大谷)	〃
8	124	光の森学園	〃	38	506	沢間 自主防災会	〃
9	125			39	507	桑野山 自主防災会	〃
10	126	警察 本川根駐在所	〃	40	508	平栗 自主防災会	〃
11	127	支所 携帯127	〃	41	509	寺馬 自主防災会	〃
12	128	支所 携帯128	〃	42	510	千頭西 自主防災会	〃
13	129	支所 携帯129	〃	43	511	千頭東 自主防災会	〃
14	130	支所 携帯130	〃	44	512	小長井 自主防災会	〃
15	131	支所 携帯131	〃	45	513	上岸 自主防災会	〃
16	132	支所 携帯132	〃	46	514	前山 自主防災会	〃
17	133	支所 携帯133	〃	47	515	田代 自主防災会	〃
18	134	支所 携帯134	〃	48	516	柳三 自主防災会	〃
19	135	支所 携帯135	〃	49	517	崎平 自主防災会	〃
20	136	支所 携帯136	〃	50	518	青部 自主防災会	〃
21	301	支所 消防団	F00.F20.F21	51	519	坂京 自主防災会	〃
22	302	消防団第1分団1部 接岨	〃	52	520	洗富小幡自主防災会	〃
23	303	消防団第1分団1部 大間	〃	53	521	平田地区	〃
24	304	消防団第1分団1部 奥泉	〃	54	522	八木地区	〃
25	305	消防団第1分団2部 桑野山	〃	55	523	池ノ谷地区	〃
26	306	消防団第1分団2部 千頭	〃	56	524		
27	307	消防団第2分団1部 小長井	〃	57	525	富沢地区	〃
28	308						
29	309				101	総合支所(半固定)	F00.F10.F11 F20.F21.F30.F31
30	310	消防団第2分団2部 田代	〃		200	役場本庁(統制台)	全グループ

衛星携帯電話整備一覧

(1)町関係施設

No.	施設名	設置場所	電話番号	備考
1	川根本町役場本庁	危機管理課事務室内	090-5875-4168	災害時優先電話
2	〃	無線室	090-5877-2747	
3	〃	無線室	090-5877-2795	
4	川根本町役場総合支所	災害対策室	090-2262-0114	
5	〃	災害対策室	090-4857-3341	

(2)消防関係

No.	施設名	設置場所	電話番号	備考
1	静岡市消防局島田消防署川根北出張所	本部	090-8862-4803	
2	静岡市消防局島田消防署川根北出張所	事務室	090-8860-5802	

(3)孤立予想集落

No.	地区名	施設名	電話番号	備考
1	接岨区	梅地公民館	090-3387-1011	
2	大間区	寸又峡公民館	090-2133-9434	
3	久保尾区	久保尾地域振興センター	080-2641-3408	
4	壺町河内区	壺町河内地域振興センター	080-8260-5075	

特設公衆電話設置場所一覧

No.	避難所名	設置先住所	設置場所	保管場所	電話番号
1	光の森学園 (旧本川根小学校)	川根本町 千頭1236-6	体育館入口	事務室	0547-59-4204
2	川根高校	川根本町 徳山1644-1	事務室前カウンター	書庫	0547-57-2343
3			事務室前カウンター	書庫	0547-57-2344
4	旧中川根南部小学校	川根本町 下長尾281	事務室	事務室	0547-56-1649
5	三ツ星学園 (旧三ツ星小学校)	川根本町 上長尾100	玄関	事務室	0547-56-1648
6	三ツ星学園 (旧中川根中学校)	川根本町 上長尾744	体育館玄関	事務室	0547-56-1642

自主防災組織一覽

令和6年3月31日現在

No.	自主防災会名	世帯数	No.	自主防災会名	世帯数
1	接岨区 自主防災会	22	18	洗富小幡区 自主防災会	8
2	大間区 自主防災会	36	19	藤川区 自主防災会	179
3	奥泉区 自主防災会	88	20	水川区 自主防災会	95
4	沢間区 自主防災会	31	21	上長尾区 自主防災会	127
5	桑野山区 自主防災会	41	22	高郷区 自主防災会	156
6	平栗区 自主防災会	10	23	八中区 自主防災会	18
7	寺馬区 自主防災会	65	24	梅高区 自主防災会	107
8	千頭西区 自主防災会	55	25	下長尾区 自主防災会	82
9	千頭東区 自主防災会	102	26	瀬平区 自主防災会	48
10	小長井区 自主防災会	168	27	久保尾区 自主防災会	56
11	上岸区 自主防災会	40	28	久野脇区 自主防災会	87
12	前山区 自主防災会	13	29	地名区 自主防災会	166
13	田代区 自主防災会	74	30	下泉区 自主防災会	100
14	柳三区 自主防災会	11	31	壺町河内区 自主防災会	11
15	崎平区 自主防災会	73	32	田野口区 自主防災会	71
16	青部区 自主防災会	56	33	徳山区 自主防災会	464
17	坂京区 自主防災会	17			

自主防災会所有資機材一覧

No.	自主 防災会	情報伝達用		救助用資機材												
		電池 カホン	簡易 無線機	ハール	鋸	掛矢	斧	スコップ	つるはし	鍬	石み	一輪車	ロープ	リヤカー	シャッキ	チェンソー
1	接 岨			2	4		1	3	3	9			4	1		4
2	大 間	1	1	2		2	3		2				10			2
3	奥 泉		4	1				2	4		9	2	2	2	4	
4	沢 間	1		1			1	3	3			3			2	
5	桑野山	1	1	4		4						9	1	1	1	1
6	平 栗	1	1										1	1		
7	寺 馬	3	3	2		2		3	3		5		6	1		1
8	千頭西	2	2	1		1	2	3	3	4	17	1	1	1	2	2
9	千頭東	2		4	1	3	1	8	7		4	4	3	1	2	
10	小長井	5	6	6	5	6	6	26	1		39	4	28	1	2	2
11	上 岸	1			5						5	2	1	1		
12	前 山	1	1											1		
13	田 代	2		3		2		2			20	4		1		
14	柳 三	1	1											1		
15	崎 平	2	4	3	2	1	1	1					1	1	2	1
16	青 部	1	3			1					12	1	1	1		
17	坂 京	1		4	3		1					2	1	1	1	1
18	洗富小幡		2	2		2	3	1	3					2		1
19	藤 川	1		10	9	1		15	10		33	5		1		1
20	水 川	2	4	9		3			9		11	1	2	1		
21	上長尾	2	16	10				2	9	7	13	6	2	1		
22	高 郷	3	3	10	3	3	1	2	12		26	5		1		
23	八 中	1	1	7				3	4	8	10		3			
24	梅 高	1	1	5		3		5	10	10	21	5		1		
25	下長尾	1	1	7		1	1	3	6	1	8	1	2	1		1
26	瀬 平	2		10		3		11	10		18	3		1		
27	久保尾	2	3	10		1			11	11	16	3	1		3	
28	久野脇	3	1	10		2		8	10		20	3	2			
29	地 名	1	2	10		1		6	10		8		1	1		
30	下 泉	3	2	10		1		14	10		30	3	2	1		1
31	寺町河内		2			2		5	8			1		1		
32	田野口	1	1			1			10			3	4	1		1
33	徳 山	2	4	9		4		25	6	10	50	6		2	2	3

No.	自主 防災会	救助用資機材		避難生活用資機材										
		担架	救急 セット	強力 ライト	発電機	釜	鍋	ろ水機	テント	ビニール シート	排 便 収納袋	毛布	食料	
1	接 岨	2			3			3	3	4		120	680	
2	大 間	3	4	4	4	5		1	8			140	630	
3	奥 泉	6	3	8	9			5	9	16		240	2240	
4	沢 間	2	2	2				1	2	8		120	744	
5	桑 野山	3	1	1	2			1	4	10		150	1152	
6	平 栗		2	5	1			1	1	4		40	534	
7	寺 馬	2	1	10	1			1	3	21		200	1252	
8	千 頭西	2	2	5	1	2		1	4	12		200	1302	
9	千 頭東	1	3	2	2	1	2	1	2	15		390	2654	
10	小 長井	9	7	2	2	2	2	2	10	132		200	3681	
11	上 岸	2	1			2	2	1	3	8		140	914	
12	前 山	1	1	2	1	1	1	1	3	7		50	426	
13	田 代	2	2	1	1	2	2	1	4	14		260	1523	
14	柳 三	1	1	1	1	2	2	1	1	1		50	426	
15	崎 平	1	2	2	1	4	1	1	3	12		260	1764	
16	青 部	1		5				2	2	18		190	1318	
17	坂 京	1	1		1			1	3	4		80	564	
18	洗 富小幡	1	1	1	1			2	1	6		34	484	
19	藤 川	1	1	1	1	1		1	3	50		100	4587	
20	水 川	2	2	5	3	1	1	1	2	20		50	2363	
21	上 長尾	2	2	1	2	1	1	1	4	20		50	3637	
22	高 郷	2	1		2	1	1	1	2	39		50	3828	
23	八 中	1	1	2	1		2	1	1	6		40	594	
24	梅 高	2	1	1	1	1	1	1	1	15	200	50	2640	
25	下 長尾	1	3	2	2	1	1	1	4	7		50	2402	
26	瀬 平	1	1					1	1	6		30	1443	
27	久 保尾	4	1	1	2	1	1	1	2	29	100	100	1726	
28	久 野脇	2	1	2	2	3	1	1	2	10	200	100	2632	
29	地 名	2	1	1	2	3	1	1	1	11		100	4507	
30	下 泉	4	1		1		1	1	2	12		50	2341	
31	荻 町河内	2	1	1	1	1	1	1	1	9		30	534	
32	田 野口		1	1	1	1	1	1	2	4		40	1828	
33	徳 山	1	4	5	3	2	2	1	3	8	60	160	9386	

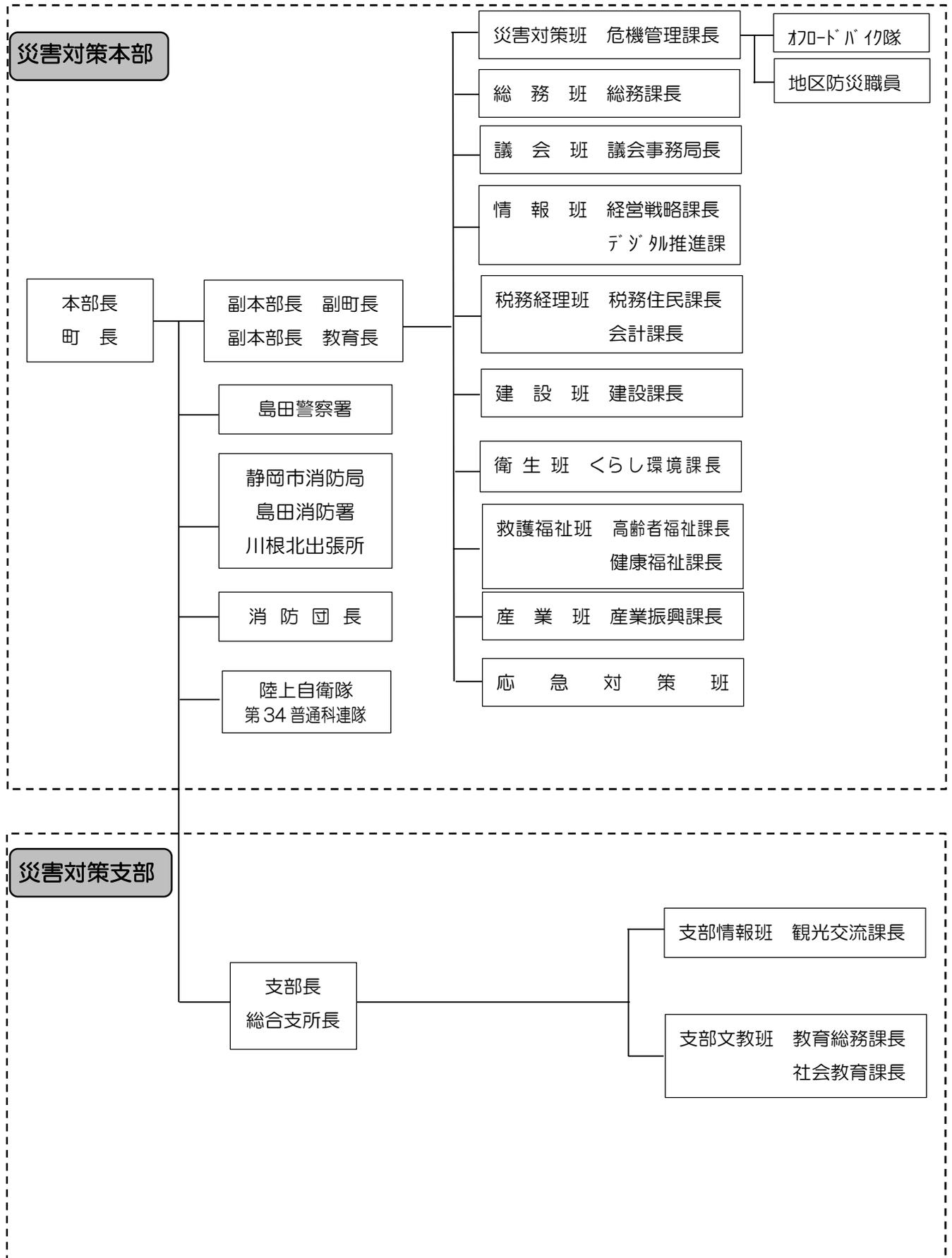
救護要請表示シート保有状況

番号	自 防 災 主 会	集落名表示シート サイズ: 3.6m × 5.4m		救援内容表示シート サイズ: 1.8m × 2.7m					保管場所
		有無	表示	食料	水	医者	けが人	無地	
1	接 岨	有	48 梅地	○	○	○	○	○	消防団詰所
2	大 間	無							
3	奥 泉	有	48 奥泉	○	○	○	○		区防災倉庫
4	沢 間	無							
5	桑 野 山	無							
6	平 栗	有	48 平栗	○	○	○	○	○	区防災倉庫
7	寺 馬	無							
8	千 頭 西	無							
9	千 頭 東	有	48 千頭東	○	○	○	○	○	区防災倉庫
10	小 長 井	無							
11	上 岸	有	48 上岸	○	○	○	○	○	区防災倉庫
12	前 山	有	48 前山	○	○	○	○	○	区防災倉庫
13	田 代	有	48 田代	○	○	○	○	○	区防災倉庫
14	柳 三	有	48 柳三	○	○	○	○	○	柳三集会所
15	崎 平	有	48 崎平	○	○	○	○	○	区防災倉庫
16	青 部	有	48 青部	○	○	○	○		区防災倉庫
17	坂 京	有	48 坂京	○	○	○	○	○	区防災倉庫
18	洗富小幡	有	48 富士城	○	○	○	○	○	区防災倉庫
19	藤 川	有	47 藤川	○	○	○		○	区防災倉庫
20	水 川	有	47 水川	○	○	○		○	区防災倉庫
21	上 長 尾	無							
22	高 郷	無							
23	八 中	有	47 八中	○	○	○	○		区防災倉庫
24	梅 高	無							
25	下 長 尾	無							
26	瀬 平	無							
27	久 保 尾	有	47 久保尾	○	○	○	○	○	区防災倉庫
28	久野脇	有	47 久野脇	○	○	○	○	○	久野脇防災センター倉庫
			47 三津間	○	○	○	○	○	集落センター倉庫
29	地 名	有	47 地名	○	○	○	○	○	区防災倉庫
30	下 泉	有	47 下泉	○	○	○	○	○	区防災倉庫
31	壱町河内	有	47 壱町河内	○	○	○	○	○	壱町河内防災倉庫
			47 文沢	○	○	○	○	○	文沢ポンプ小屋
32	田 野 口	有	47 田野口	○	○	○	○	○	区防災倉庫
33	徳 山	有	47 徳山	○	○	○	○	○	区防災倉庫
			47 野志本	○	○	○	○	○	区防災倉庫

孤立予想集落一覧

No.	地区名	集落名
1	接岨区	梅地
2		長島
3	大間区	大間
4	奥泉区	八木
5		小山
6		土本
7	沢間区	池の谷
8	平栗区	平栗
9	坂京区	坂京
10	洗富小幡区	洗富
11		小幡
12	水川区	尾呂久保
13	八中区	八中
14	久保尾区	久保尾
15		向井
16		原山
17	下泉区	小竹
18	壱町河内区	壱町河内
19		文沢

災害対策本部組織図



職員の体制及び配備基準

1 風水害の配備基準

警戒レベル	情報	体制名		配備基準	配備体制	要員
レベル2 (警戒行動段階)	大雨注意報 洪水注意報	水防待機		<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間内に川根本町に大雨、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内において水防担当課により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 	
	大雨警報 洪水警報	第1次 配備体制	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間外に川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されたとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内において水防担当課により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 ・勤務時間外においては、配備当番表で指定した職員で体制をとる 	[平日] 配備当番の勤務は17:00から翌朝8:15まで。 [土日祝祭日] 配備当番の勤務は警報発令から解除まで。午前8:15で交代とする。
	大雨警報 洪水警報	第2次 配備体制	災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ●川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、状況が悪化することが予想されるとき (気象情報により予想時間雨量10mm以上が4時間以上続き、今後の雨量が相当量(降り始めからの雨量が概ね200mm以上)見込まれる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制 ・勤務時間外においては風水害当番及び第2次配備(警戒体制)当番表で指定した職員で体制をとる 	【勤務時間内】危機管理課(バイク隊含む)・建設課・くらし環境課 【勤務時間外】危機管理課長・総務課長・総合支所長・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番 消防団
大雨警報(土砂災害) 洪水警報	災害警戒本部		<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制基準に加え ●川根本町がレベル3高齢者等避難を発表するとき ●住民や消防団員からの情報で、土砂くずれ等の初期的状況が確認されたとき ●大井川の水位計が通報水位(川根大橋270cm、中徳橋350cm)を超え、状況が悪化することが予想されるとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制 	町長・副町長・教育長・全課局長・全室長以上・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番 地区防災職員 消防団	
レベル4 (避難準備)	大雨警報 洪水警報 土砂災害警戒情報	第3次 配備体制	災害対策本部Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ●川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、川根本町がレベル4避難指示を発表するとき ●災害が発生する恐れがあるとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に移行し、全庁的な情報共有体制のもと、災害応急対策を実施する準備体制(災害の状況に応じ、災害対策本部Ⅱに即時に移行できる体制) 	町長・副町長・教育長・全課局長・全室長以上・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番・関係機関リエンジニア
レベル4 (避難中) レベル5 (避難完了段階)	大雨特別警報 冠水発生情報 記録的短時間大雨情報		災害対策本部Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部Ⅰの状況下で、災害が発生したとき ●長島ダム管理所から異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行する旨の連絡があった場合 ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な情報共有体制のもと、直ちに災害応急対策を実施できる体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う) 	出先機関を含む 全職員

2 南海トラフ地震臨時情報の配備基準

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次配備体制 情報収集体制	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	危機管理課 総務課長 総合支所長 建設課長 くらし環境課長	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
第2次配備体制 警戒体制	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	危機管理課 総務課長 総合支所長 建設課長 くらし環境課長 当番制による職員	観測情報の推移を踏まえ、関係所屬間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制 当番制による24時間体制を実施する
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	室長以上職員 オフロードバイク隊 当番制による職員	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制 当番制による24時間体制を実施する (災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)

※オフロードバイク隊及び地区防災職員は、危機管理課長の指示により活動できる体制を確立する。

3 地震災害の配備基準

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次配備体制 情報収集体制	震度3の地震を観測したとき	危機管理課 総務課 総合支所長 建設課 くらし環境課 オフロードバイク隊	町内被害情報収集、連絡活動にあたり、状況により他の職員を動員できる体制
第2次配備体制 警戒本部位制	震度4の地震を観測したとき	全職員	災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制 (参集後、状況に応じてローテーションに移行) 地区防災職員は担任地区へ移動
第3次配備体制 災害対策本部	震度5弱以上の地震を観測したとき	全職員	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)

※配備基準震度は、町内観測点における最大観測震度を基準とする。

4 突発的災害の配備基準

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制 (災害警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故の発生を覚知したとき ●自然災害により、集落孤立、人員孤立を覚知したとき ●山岳遭難、水難事故、行方不明者、崩落事故発生を覚知したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・総務課・災害の態様に応じ関係する課職員 ※集落孤立の場合、該当する地区の担任地区防災職員	災害警戒本部を設置し、被害情報の収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できる体制 ※集落孤立の場合、該当する地区の担任地区防災職員を派遣、区内情報収集等に当たる
第2次 配備体制 (災害対策本部Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により要救助者が発生したとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長・全課長・全室長以上・危機管理課・総務課・災害の態様に応じ関係する課職員	災害対策本部に移行し、被害情報の収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに体制を拡大できる体制
第3次 配備体制 (災害対策本部Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により多数の死傷者要救助者が発生し、大規模な対応が必要であると思われるとき ●その他、状況により町長が指示したとき 	全職員	災害対策本部に移行し、全職員で被害情報の収集及び応急対策を実施するほか、直ちに支援のできる体制

※オフロードバイク隊及び地区防災職員は、危機管理課長の指示により活動できる体制を確立する。

5 感染症対策の配備基準

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
事前配備体制	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ3	危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課	当面の対策を検討する
第1次 配備体制 (情報収集体制)	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ4A	危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課	町民に対し、注意喚起を促す、情報収集及び具体的予防対策の実施
第2次 配備体制 (災害警戒本部)	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ4B	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課 (必要に応じ職員参集)	災害警戒本部を設置し、情報収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる
第3次 配備体制 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ5 ●町民に感染者が発生した場合 	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課 (必要に応じ職員参集)	災害対策本部に移行し、情報収集及び関係機関と連携し必要な対策を講じる

川根本町災害対策本部事務分掌

1 災害対策本部

班名	部署	所 掌 事 務
災害対策班	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 本部長の命令指示等の伝達に関する事 4. 県との連絡調整に関する事 5. 各課との連絡調整に関する事 6. 地震情報、気象情報の授受及び伝達に関する事 7. 防災行政無線の管理、運営に関する事 8. 災害救助法適用の調整に関する事 9. 応急対策班の調整に関する事 10. 地区防災職員に関する事 11. 防災関係機関及び消防団との連絡調整に関する事 12. 避難所、ヘリポート等の防災拠点の調査に関する事（オフロードバイク隊） 13. 県、他市町、公共関係機関、民間団体等への応援要請及び連絡調整に関する事 14. 災害復興計画に関する事
総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関する事 2 自主防災会との連絡調整に関する事 3 帰宅困難者に関する事 4 防犯に関する事 5 一般庶務に関する事 6 緊急文書の作成に関する事 7 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関する事 8 職員の健康保持に関する事 9 災害関係議案に関する事 10 職員の派遣及び受入に関する事 11 本部長、副本部長の秘書に関する事 12 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関する事 13 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関する事 14 電気・通信・車両に関する事 15 災害応急対策の予算措置に関する事 16 災害復旧資金の予算措置に関する事 17 被災箇所の視察及びお見舞い並びに陳情等に関する事

<p>情報班</p>	<p>経営戦略課 デジタル推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害全般の記録に関する事 2. 災害写真の撮影及び収集に関する事 3. 報道機関に対する災害情報の発表に関する事 4. 記者会見に関する事 5. 情報機器の管理、運営に関する事 6. インターネットを活用した災害情報受発信に関する事 7. 広報活動に関する事 8. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関する事 9. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関する事 10. 緊急支援物資の受入れ及び配分に関する事 11. 緊急支援物資の輸送に関する事 12. 緊急支援物資の譲渡に関する事 13. 公共交通（鉄道）に関する事 14. 災害寄付金（ふるさと納税）に関する事 15. 被災住宅の応急修理に関する事
<p>税務経理班</p>	<p>税務住民課 会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の安否情報及び被災後の居所調査に関する事 2. 仮設住宅入居者の調査に関する事 3. 災害救助法適用基準調査に関する事 4. 家屋等の被災状況の調査及び情報収集に関する事 5. 被災者名簿の作成及び被災証明の発行に関する事 6. 災害による町税の免除等に関する事 7. 義援金の受入に関する事 8. 災害経理に関する事 9. 住民相談所の開設に関する事
<p>建設班</p>	<p>建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関する事 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 警戒区域の設定及び避難指示等に関する事 6. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 7. 水防活動に関する事 8. 災害土砂仮置き場に関する事 9. 応急仮設住宅の建築等に関する事 10. 応急仮設住宅の入居に関する事 11. 被災住宅の応急修理に関する事 12. 災害時の建築廃棄物の処理及び対策に関する事 13. 応急危険度判定に関する事

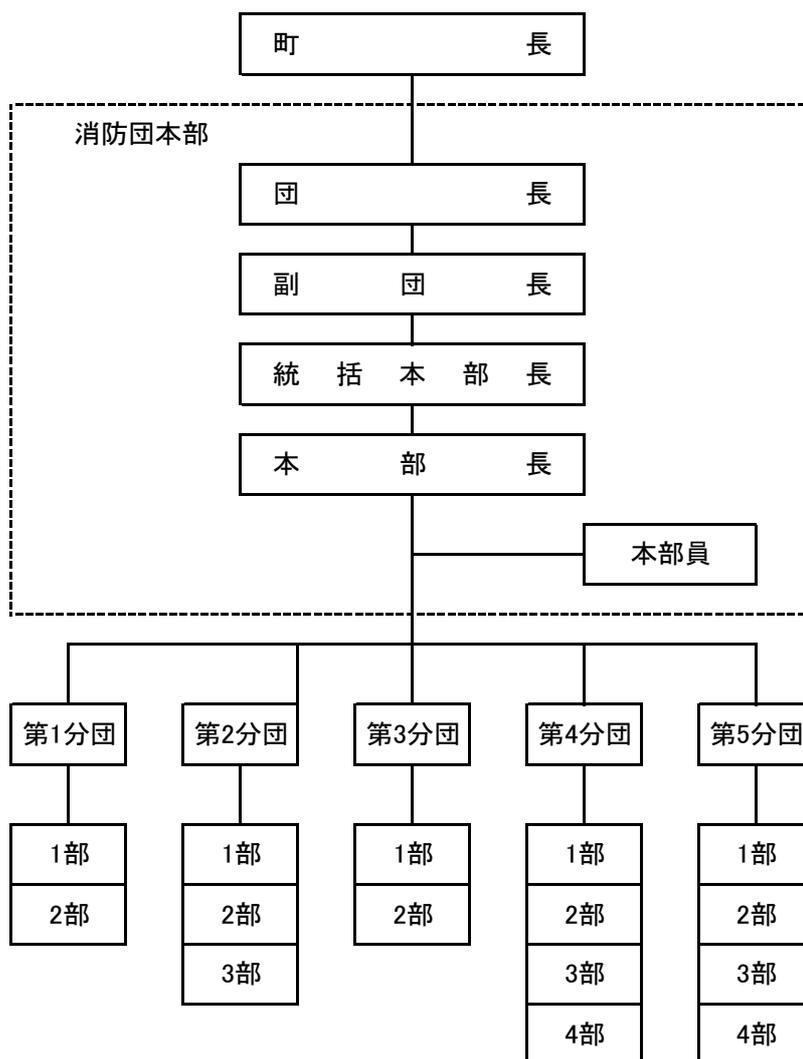
衛生班	くらし環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域への給水に関する事 2. 飲料水の調達に関する事 3. 給水用機材、薬品等の調達に関する事 4. 水道施設の応急復旧に関する事 5. 衛生資材の調達に関する事 6. 遺体処理に関する事 7. 埋火葬に関する事（広域火葬計画を含む） 8. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 9. 災害廃棄物仮置き場に関する事 10. 防疫薬剤の調達、配布、指導に関する事 11. 防疫対策に関する事 12. 公共交通（町営バス）に関する事 13. 公営住宅の応急修理に関する事
救護福祉班	高齢者福祉課 健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 救護所の設置及び運営に関する事 3. 病院の支援及び調整に関する事 4. 救護体制の確保に関する事（医師会等への要請含む） 5. 救急医薬品の調達に関する事 6. 災害時要援護者の避難等に関する事 7. 日赤及びその他社会福祉団との連絡並びに協力要請に関する事 8. 災害救助法の適用及び実施に関する事 9. 被災者生活再建支援金の支給に関する事 10. 義援金の配分に関する事 11. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 12. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 13. 臨時保育園等の開設に関する事 14. 私立保育園との連絡調整に関する事 15. ボランティアセンターの設置、受入れ及び調整に関する事 16. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 17. ボランティア団体との連絡調整に関する事 18. 民間福祉施設との連絡調整に関する事 19. 幼稚園の被害調査及び指導に関する事 20. 遺体処理に関する事

産業班	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林奇工業施設の被害調査及びとりまとめに関する事 2. 農作物等の被害調査及び取りまとめに関する事 3. 農林業者の被害復旧及び援助に関する事 4. JA 大井川等関係機関との連絡調整に関する事 5. 企業（事業所）の被害調査及び取りまとめについて 6. 企業（事業所）の応急復旧について 7. 中小企業に対する災害融資に関する事 8. 商業関係機関との連絡調整に関する事 9. 商業関係機関の復旧相談に関する事 10. 建設班及び衛生班の応援
議会班	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における議会の運営に関する事 2. 総務班の応援
応急対策班	<p>情報班</p> <p>税務経理班</p> <p>救護福祉班</p> <p>産業班</p> <p>支部情報班</p> <p>支部文教班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 2. その他、各対策班の重要とする所掌事務 <p>※災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。</p> <p>※班構成は、各対策班（総務班、議会班、建設班、衛生班を除く）から1名以上選出された室長級以下の職員とする。</p> <p>また、副班長として室長級の職員を置く。</p> <p>※状況により、災害対策支部内にも拠点を置く。</p>

2 災害対策支部

班名	部署	所 掌 事 務
支部情報班	観光交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策支部の設置及び運営に関する事 2. 災害対策本部（本庁）との連絡調整に関する事 3. 防災行政無線の管理、運営に関する事 4. 総合支所管内の被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 5. 総合支所管内の自主防災会との連絡調整に関する事 6. 広報活動に関する事 7. 観光施設利用者の避難及び安全確保に関する事 8. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 10. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. その他、総務班に記する事務に関する事
文教班	教育総務課 社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関する事 3. 臨時教場の設置に関する事 4. 教育関係情報の取りまとめに関する事 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 6. 応急教育に関する事 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関する事 8. 教職員の動員及び調整に関する事 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関する事 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 文化財の保全及び安全確保に関する事文化財の保全及び安全確保に関する事

消防団組織図



消防団管轄区域

分団	管轄区域
第1分団	1部：接岨・大間・奥泉 2部：沢間・桑野山・千頭東・千頭西・寺馬
第2分団	1部：小長井・平栗・洗富小幡・上岸・前山 2部：坂京・柳三・田代 3部：崎平、青部
第3分団	1部：藤川 2部：徳山
第4分団	1部：水川 2部：上長尾 3部：高郷・八中・梅高 4部：田野口
第5分団	1部：下長尾・瀬平・久保尾 2部：久野脇 3部：地名 4部：下泉・壱町河内

川根本町消防団出動区分表

火災種別	火 災 発 生 場 所 及 び 火 災 の 状 況	出動分団	待機分団
建物火災	大間・接岨・奥泉・沢間・桑野山・千頭西・千頭東・ 寺馬・小長井・平栗・上岸・前山・洗富小幡・田 代・柳三・坂京	1・2	その他全分団
	崎平・青部	1・2・3	
	藤川・徳山	2・3・4	
	水川・上長尾・高郷・八中・梅高・田野口・下長尾・ 瀬平・久保尾・久野脇・地名・下泉・壱町河内	3・4・5	
	延焼拡大の恐れがある場合	必要に応じ待機分団を出動させる	
林野火災	町内全域	全分団	
車両火災 その他火災	小規模の場合	地元分団	
	火災の状況により延焼拡大の恐れが ある場合	建物火災に準ずる	

※建物火災での「待機分団」とは、直ちに詰所で待機するのではなく、火災が発生した時点で生活している自宅や職場等で即応体制を取ることとする。

延焼拡大の恐れがある場合は、必要に応じ「待機分団」に出動要請を掛ける。

気象等の予報及び警報等の種類と発表基準

川根本町	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		中部北	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	21
		土砂災害	土壌雨量指数基準	168
	洪水	流域雨量指数基準		大井川流域=77.8
		複合基準* ¹		大井川流域=(12、69.8)
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ20cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準		16
		土壌雨量指数基準		111
	洪水	流域雨量指数基準		大井川流域=62
		複合基準* ¹		大井川流域=(12、49.6)
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速		12m/s
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%		
	なだれ	1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合		
	低温	冬期:最低気温-4℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

*¹(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

災害救助法の適用基準

区分	内 容
1号適用	川根本町の滅失世帯数が適用基準の40世帯に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、川根本町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2である20世帯以上に達したとき
3号基準	ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、川根本町区域内の被害世帯数が多数であるとき。 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、川根本町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき 「特別な事業」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的な救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

被害程度の認定基準

区分	認 定 基 準	
人的被害	死者	・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
	軽傷	1ヶ月未満で治癒できる見込みの負傷
住家被害	滅失 (全壊 全焼 流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害面積方式】 損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの 【損害割合による方式】 主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上のもの
	半壊 半焼	・住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの(住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの) ・損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの (窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない)

災害救助法費用限度額

(令和7年1月17日)

救助の種類	対象	費用の範囲		費用の限度額					期間
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	設置、維持及び管理のための経費 1 賃金職員等雇上費 2 消耗器材費 3 建物・器物の使用謝金 4 借上費又は購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費		(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 350円以内 高齢者・障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。					災害発生日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊・全燃又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	原材料費、労務費、附带設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費		建設型応急住宅 (規模) 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定 (限度額) 1戸当たり 6,883,000円以内 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会施設を設置できる。(50戸未満の場合でも小規模な施設を設置できる)					災害発生日から20日以内着工
		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他貸主または仲介業者との契約に必要な費用		賃貸型応急住宅 (規模) 建設型応急住宅に準じる (基本額) 地域の実情に応じた額					災害発生日から速やかに借り上げ 供与期間2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 雑費		1人1日当り 1,330円以内 1 現物支給 2 1日3食で計算					災害発生日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	1 水の購入費 2 給水・浄水に必要な経費 ・機械器具の借上げ料 ・修繕費 ・燃料費 ・薬品費(カルキ等) ・資材費(フィルター等)		当該地域における通常の実費					災害発生日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 被服 2 寝具 3 身の回り品 4 日用品 5 炊事用具及び食器 6 光熱材料		1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内					災害発生日から10日以内
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から 14日以内
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 分娩の介助 2 分娩前、分娩後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から 7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	1 借上費又は購入費 2 修繕費 3 燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から 3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力で応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	最小限度の補修費 原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 51,500円以内	災害発生日から 10日以内
			居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 半壊又は半焼の被害を受けた世帯 1世帯当たり 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 348,000円以内	災害発生日から 3ヶ月以内
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	生業に必要な資金として貸与できる金額 1 生業費1件当たり 30,000円以内 2 就職支援費1件当たり 15,000円以内	災害発生日から 1ヶ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある義務教育学校の前期課程児童(小学校児童)、義務教育学校の後期課程生徒(中学校生徒)及び高等学校等生徒	1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 義務教育学校の前期課程児童(小学校児童) 5,200円 義務教育学校の後期課程生徒(中学校生徒) 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生日から 教科書 1ヶ月以内 文房具 通学用品 15日以内
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 棺、骨つぼ及び火葬等の埋葬の費用 2 埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費	1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生日から 10日以内

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索に必要な機械・器具等の ・借上費 ・購入費 ・修繕費 ・燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)	1 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案	1 洗浄、縫合せ、消毒等 1体当たり 3,600円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態で、自力では除去することのできない者	障害物の除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費の経費	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	1 輸送費 ・運送費(運賃) ・借上料 ・燃料費 ・消耗器材費 ・修繕料 2 賃金職員雇上費 左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	職種	日当(1人1日当たり)	救助の実施が認められる期間以内
		医師及び歯科医師	23,300円以内	
		薬剤師	17,500円以内	
		保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,700円以内	
		診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	17,500円以内	
		救急救命士	15,100円以内	
		歯科衛生士	17,500円以内	
		土木技術者及び建築技術者	16,500円以内	
		大工	31,200円以内	
左官	28,400円以内			
とび職	28,300円以内			

静岡県「災害救助法施行細則による救助の程度等」に準ずる。

災 害 時 広 報 文

《風水害》

文例 0 1 高齢者等避難（警戒レベル 3）の発令

【高齢者等避難（警戒レベル 3）の発令について】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

川根本町内に（〇〇警報）が発令され、（理由〇〇）から、「高齢者等避難(警戒レベル 3)」を発令しました。

対象は（町内全域・〇〇区）です。

高齢者の方、障がいのある方、小さな子どもがいる方等、避難に時間のかかる方は、危険な場所から、地区の避難場所や親せき宅等安全な場所へ避難を開始してください。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 0 2 高齢者等避難（警戒レベル 3）の解除

【高齢者等避難（警戒レベル 3）の解除について】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

（町内全域・〇〇区）に発令していた「高齢者等避難（警戒レベル 3）」を（〇時〇分）に解除しました。

今後も引き続き、防災情報や気象の変化に十分ご注意ください。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 0 3 避難指示（警戒レベル 4）の発令

【避難指示（警戒レベル 4）の発令について】

川根本町災害対策本部から、お知らせします。

川根本町内に（土砂災害警戒情報）が発表されました。

これに伴い、（〇時〇分）に「避難指示（警戒レベル 4）」を発令しました。

対象は（町内全域・〇〇区）です。

避難場所や安全な親戚宅、知人宅などへ今すぐ避難してください。

避難場所への避難が危険な場合、近くの安全な場所へ避難するか、屋内の高いところに避難してください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例04 避難指示（警戒レベル4）の解除

【避難指示（警戒レベル4）の解除について】

川根本町災害対策本部から、お知らせします。

（町内全域・〇〇区）に発令していた「避難指示（警戒レベル4）」を（〇時〇分）に解除しました。

今後も引き続き、防災情報や気象の変化に十分ご注意ください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例05 緊急安全確保（警戒レベル5）の発令

【緊急安全確保の発令について】

川根本町災害対策本部から、お知らせします。

川根本町に（大雨特別警報）が発表されました。

これに伴い、（〇時〇分）に「緊急安全確保（警戒レベル5）」を発令しました。

対象は、（町内全域・〇〇区）です。

避難場所への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例06 緊急安全確保（警戒レベル5）から警戒レベルの切替え

【緊急安全確保】を【避難指示・高齢者等避難】に切替え

川根本町災害対策本部から、お知らせします。

川根本町に発令されていた（大雨特別警報）が（大雨警報）に切り替えられました。

これに伴い、（〇時〇分）に「緊急安全確保（警戒レベル5）」を「避難指示（警戒レベル4）・高齢者等避難（警戒レベル3）」に切り替えました。

これまでの大雨の影響で、地盤が緩んでいる場所や河川の流が速い場所があるため、土砂災害警戒区域や河川の近くにお住まいの方は、引き続きご注意ください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

《南海トラフ地震臨時情報》

【文例07】 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されました】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

○月○日（○）○時○分頃に（○○）を震源とするマグニチュード○○の地震が発生し、南海トラフ地震との関連性について国が調査を開始しました。

町民の皆さんは、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

このような不安や緊張が高まった状況では、デマなどの根拠のない情報が広まる事が多いので、公的機関や報道機関から発表される最新情報を確認して、落ち着いて生活していただくようお願いします。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

【文例08】 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表

【南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されました】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

○月○日（○）○時○分に発表された「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」は、○時○分に終了となり「特段の防災対策を取る必要はなし」との判断となりました。

引き続き、日頃からの地震への備えを確認いただきますようお願いします。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

【文例09】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

○月○日（○）○時○分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

町民の皆さまは、日頃からの地震への備えを再確認するなど防災対策を取っていただきますようお願いします。

引き続き、今後の地震情報にご留意ください。

○とるべき行動

- ・ 備蓄品の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家具の固定の確認等

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 1 0 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

○月○日（○）○時○分、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。町民の皆さまは、日頃からの地震への備えを再確認するなど防災対策を取っていただきますようお願いいたします。

引き続き、今後の地震情報にご留意ください。

○とるべき行動

- ・ 備蓄品の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家具の固定の確認等

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 1 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）の終了

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が終了しました】

川根本町危機管理課から、お知らせします。

政府より、本日○○時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）発表に伴う「特別な注意の呼びかけ」を終了すると発表がありました。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）が発表されてから1週間、落ち着いた行動をとっていただきましたことに、感謝申し上げます。

今後も、日ごろから地震への備えを確認いただきますようお願いいたします。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

《地震発生直後から6時間以内》

文例 1 1 震度6弱以上の地震発生時～30分程度（直後）

川根本町危機管理課から、お知らせします。

○時○分に地震が発生しました。

みなさん、慌てず落ち着いて身の安全を確保してください。

土砂災害警戒区域では、がけ崩れ等に十分注意してください。

窓ガラス、棚、ブロック塀、看板などからできるだけ離れてください。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 1 2 震度 6 弱以上の地震発生時～30 分程度（揺れがおさまってから）

川根本町危機管理課から、お知らせします。

皆さん、落ち着いて行動してください。

火災予防のため、火の使用を控え、ガス栓又は、ガスコンロ等のスイッチを切ってください。

家族の無事を確認してください。出口を確保してください。あわてて外に飛び出さないでください。外出中の方は、周りに何も無いところにとどまり、様子を見てください。

土砂災害警戒区域では、がけ崩れ等に十分注意してください。

緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

緊急連絡以外は、電話の使用は控えてください。

引き続き、余震に気を付けて、ラジオやテレビから正確な情報を得てください。

【お問合せ】

川根本町危機管理課

電話：0547-56-2237

文例 1 3 震度 6 弱以上の地震発生 30 分以後 2 時間以内①

川根本町災害対策本部から、お伝えします。

〇時〇分に発生した地震で、川根本町は震度〇弱（強）を記録しました。

今後の地震情報、余震に注意してください。

避難する場合は、次の事に注意してください。

あわてて外に飛び出さないでください。ケガをしないよう、靴等を履いてください。

建物等、上部からの落下物に注意してください。避難する場合は、行き先がわかるようにしてください。壊れた建物、屋根瓦、ブロック塀から離れて避難してください。

電線には、近寄らないでください。

助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。

緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例 1 4 震度 6 弱以上の地震発生 30 分以後 2 時間以内②

川根本町災害対策本部から、お伝えします。

引き続き、余震に気を付けてください。

火災予防のため、火の使用は控えてください。

助けを求めている人がいたら、近くにいる人達で助けてください。

安否確認は、災害伝言板、災害伝言ダイヤル等を活用ください。

出どころのわからない情報・デマには注意をして、テレビやラジオから正確な情報を得てください。

また、緊急車両が通るため、車の使用を控えてください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例 1 5 震度発生 2 時間～6 時間以内

川根本町災害対策本部から、お伝えします。

しばらくの間、電話、水、電気の使用は、控えてください。

火災予防のため、マッチ、ライター、ろうそくの使用は、控えてください。

出どころのわからない情報・デマには注意をして、テレビやラジオから正確な情報を得てください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

文例 1 6 震度発生 6 時間以降

川根本町災害対策本部から、お伝えします。

現在、電話がつながりにくくなっています。

家族等の安否確認については、災害伝言板、災害伝言ダイヤル 171 等で確認してください。

復旧には数日、かかることが予想されます。

今後の詳しい情報は、かわねフォン、公式 LINE、ホームページ等でお知らせします。

出どころのわからない情報・デマには注意をして、テレビやラジオから正確な情報を得てください。

【お問合せ】

川根本町災害対策本部

電話：0547-56-1111

《被災後の情報発信（町内）》

文例 1 7 町長メッセージ（地震）

○月○日、○○を震源とする大きな地震が発生し、川根本町でも最大震度○○を観測しました。

現在のところ、（被害概要～）。また、この地震の影響により、現在（断水や停電等の被害状況～）。

町では、○時○分に災害対策本部を設置し、（対応状況～）。

復旧に向け、職員一丸となって対応しております。

今後も、余震が続くと思われるので十分注意してください。

川根本町長 ○○○○

文例 1 8 救護所の開設

【救護所の開設について】

次の救護所を開設しました。

（・本川根診療所）

（・上長尾田澤内科医院）

（・大下医院）

ケガをした人は、最寄りの救護所で医師の指示を受けてください。

現在、救急車は要請に応じられない状況になっていますので、自主防災組織の皆様は、搬送等へのご協力をお願いします。

文例 1 9 避難所の開設

【避難所の開設について】

次の避難所を開設しました。

（・旧〇〇小学校）

（・旧〇〇小学校）

避難するときは

- ・火災予防のため、電気のブレーカーを落としてください。
- ・最低限の食料や飲料水などの必要品を持参のうえ、避難してください。
- ・身を守る最善の行動を行い、テレビやラジオの最新情報を確認してください。

文例 2 0 給水所の開設

【給水所の開設について（〇月〇日）】

次のとおり、給水所を開設しました。

飲料水を入れるポリ容器や給水袋等をお持ちください。

【給水場所・開設時間】

・〇〇〇〇 〇：〇〇～

・〇〇〇〇 〇：〇〇～

文例 2 1 被災状況について（水道）

【水道の被災状況について（〇月〇日現在）】

地震により、以下の地区で断水または水の出が悪くなっています。

原因を調査中であり、復旧の目途については、現在（未定）です。

皆さまにご不便をおかけしておりますが、再開すべく努力しております。ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

【対象地区】

・〇〇区

・〇〇区

・〇〇区

文例 2 2 被災状況について（電気）

【停電情報について（〇月〇日現在）】

地震により、町内で停電が発生しています。

「中部電力パワーグリッドホームページ」の停電情報で確認してください。

文例 2 3 被災状況について（道路）

【道路交通情報について（〇月〇日現在）】

地震により、町内の道路では陥没や沈下等が多数発生しております。

順次復旧作業を進めておりますが、未対応の箇所が多数残っております。

道路を通行する際には、路面状況に十分注意いただきますようお願い申し上げます。

<交通規制情報>

- ・〇〇
- ・〇〇

文例 2 4 盗難・悪質商法の注意喚起

【災害に便乗した犯罪に注意してください】

支援を装い、被災家屋に侵入する盗難被害にご注意ください。

また、災害に便乗した詐欺や悪徳商法にも注意が必要です。

少しでも不安を感じたら、すぐに警察や消費者センター等に相談してください。

文例 2 5 し尿・ゴミ処理の方法

・し尿処理について、お知らせします。断水、停電などのために水洗便所は当分使えなくなりますので、近くにある仮設トイレを利用してください。又は、し尿の自家処理に努めてください。

・ゴミ処理について、お知らせいたします。自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出してください。河川、道路等に投棄しないでください。

・がれき、残骸物の処理について、お知らせいたします。可燃物・不燃物の分別を行い、指定された最寄りの仮置場へ搬出してください。

文例 2 6 罹災証明書の受付について

【罹災証明書の発行について】

ご自宅など被害を受けた家屋の罹災証明の申請受付を始めます。

申請後、職員による被害認定調査が行われます。

<受付時間>

- ・〇月〇日（曜日）午前〇時～午後〇時
- ・〇月〇日

<受付窓口>

- ・川根本町役場 税務住民課

※片付けや修理の前に、家の被害状況を撮影しておいてください。

《被災後の情報発信（町外）》

文例 2 7 災害義援物資の受入れについて

【災害義援物資の受入れについて】

全国の皆さまからの励ましのお言葉、ご支援等が寄せられており、心より感謝申し上げます。

災害義援物資について、川根本町では川根本町役場へ直接お届けいただける企業・団体等からの義援物資のご提供を受付けております。

個人からの義援物資のご提供については、受け付けておりませんので、よろしければ義援金をご検討ください。

避難地(災害時に一時的に避難できる施設・場所)

No.	地区名	施設名	所在地	かわねフォン	NTT電話	面積 (㎡)	災害種別		
							地震	風水害	土砂 災害
1	接岨	接岨地区集会所	川根本町梅地159-1	88-6556	-	86.98	○	○	○
2		平田集会所	川根本町犬間429-3	88-1258	-	69	○	○	
3	大間	寸又峡公民館	川根本町千頭286	59-1082	-	127	○	○	
4	奥泉	奥泉地区集会所	川根本町奥泉540	59-1080	-	220	○	○	○
5		八木公会堂	川根本町奥泉687-1	88-0368	-	92	○	○	
6		大谷地区集会所	川根本町東藤川274-1	59-1081	-	79	○	○	○
7	沢間	沢間公会堂	川根本町千頭636-2	88-6286	-	64	○	○	
8		池ノ谷地区集会所	川根本町千頭515	88-1183	-	58	○	○	○
9	桑野山	桑野山会館	川根本町桑野山254	59-1079	-	143	○		○
10	平栗	平栗区多目的集会所	川根本町東藤川1519-3	88-2852	-	62	○	○	
11	寺馬	寺馬区会館	川根本町千頭805-6	59-1078	-	123	○	○	○
12	千頭西	千頭西区会館	川根本町千頭950-2	88-2358	-	96	○	○	○
13	千頭東	千頭東区会館	川根本町千頭1185-1	59-1076	-	236	○	○	○
14		奥大井自然休養村管理センター(3階)	川根本町千頭1216-5	-	-	115	○		○
15		千頭駅前広場	川根本町千頭1216-5	-	-	814	○		○
16		音戯の郷	川根本町千頭1217-2	58-2021	0547-58-2021	1,503	○		
17		光の森学園グラウンド	川根本町千頭1236-6	-	-	12,182	○		○
18	小長井	小長井公民館	川根本町東藤川1019-2	59-3040	-	299	○	○	○
19		文化会館	川根本町東藤川909-1	59-3106	0547-59-3106	2,418	○	○	
20		B&G海洋センター	川根本町東藤川1220	59-3332	0547-59-3332	1,716	○	○	○
21	上岸	上岸地区集会所	川根本町上岸280-2	59-1075	0547-59-1075	106	○	○	○
22	前山	前山区会館	川根本町東藤川2500-2	88-6565	-	53	○	○	○
23	田代	田代区会館	川根本町田代154	59-4711	-	211	○	○	○
24		旧日本川根中学校	川根本町田代530	-	-	26,948	○		○
25	柳三	柳三集会所	川根本町東藤川2216-16	59-1072	-	70	○	○	○
26	崎平	崎平地区集会所	川根本町崎平32-1	59-1071	-	227	○	○	
27	青部	青部地区集会所	川根本町青部674-2	59-1070	-	149	○	○	○
28	坂京	坂京地区集会所	川根本町東藤川3161	59-1074	-	136	○	○	
29	藤川	藤川地域振興センター	川根本町元藤川729-1	57-2634	-	366	○	○	○
30	水川	フォーレなかかわね茶茗館	川根本町水川71-1	56-2100	0547-56-2100	642	○		
31		水川地域振興センター	川根本町水川641-3	56-1485	-	191	○		○
32		尾呂久保地域振興センター	川根本町水川908-1	88-5683	-	46	○	○	○
33	上長尾	上長尾集落センター	川根本町上長尾292-2	88-1670	-	158	○	○	○
34	高郷	高郷地域振興センター	川根本町上長尾933-2	56-1487	-	341	○	○	○

No.	地区名	施設名	所在地	かわねフォン	NTT電話	面積 (㎡)	災害種別		
							地震	風水害	土砂災害
35	高郷	三ツ星学園(旧中川根中学校)グラウンド	川根本町上長尾744	—	—	14,548	○		
36		三ツ星学園(旧三ツ星小学校)グラウンド	川根本町上長尾1000	—	—	6,800	○		○
37	八中	八中地域振興センター	川根本町上長尾1727	88-7876	—	92	○		
38		はちなか園	川根本町上長尾1183-1	—	0547-56-1888	571		○	
39	梅高	梅高地域振興センター	川根本町下長尾622-3	56-1488	0547-56-1488	202	○	○	○
40	下長尾	下長尾地域振興センター	川根本町下長尾169	56-0108	0547-56-0108	199	○	○	
41		旧中川根南部小学校グラウンド	川根本町下長尾281	—	—	5,522	○		
42	瀬平	瀬平集落センター	川根本町下長尾2133	56-1961	—	190	○	○	○
43	久保尾	久保尾地域振興センター	川根本町下長尾1399	88-5016	—	222	○	○	○
44	久野脇	久野脇コミュニティ防災センター	川根本町久野脇237	88-5688	—	359	○	○	○
45		三津間集落センター	川根本町久野脇813-2	88-5228	—	183	○	○	○
46	地名	地名地域振興センター	川根本町地名185-2	88-7768	—	403	○	○	○
47		農林業センター交流施設	川根本町地名1493-2	56-0506	0547-56-0506	484	○	○	○
48	下泉	高齢者コミュニティセンター	川根本町下泉200-1	56-1969	0547-56-1969	250	○		○
49	壺町河内	壺町河内地域振興センター	川根本町壺町河内1078	56-1470	0547-56-1470	82	○	○	
50	田野口	田野口地域振興センター	川根本町田野口831	56-1970	—	193	○	○	○
51	徳山	徳山コミュニティ防災センター	川根本町徳山1369	57-2843	0547-57-2843	620	○	○	
52		旧中川根第一小学校グラウンド	川根本町徳山100	—	—	13,299	○		○
53		県立川根高校グラウンド	川根本町徳山1644-1	—	—	18,185	○		

※かわねフォンへは、IP電話から市外局番を入れずにかける。携帯電話等の一般の電話からは繋がらない。

避難所(災害時に避難生活を行う場所)

No.	施設名	所在地	電話番号 (NTT・かわね フォン)	延床面積 (㎡)	収容人員	圏域地区	災害種別		
							地震	風水害	土砂 災害
1	光の森学園	川根本町千頭1236-6	0547-59-2026	3,856	380	接岨・大間・奥泉・沢間・桑野山・寺馬 千頭西・千頭東	○		○
2	旧本川根中学校	川根本町田代530	0547-56-2220	5,890	360	田代・坂京・柳三・崎平・青部	○		○
3	B&G海洋センター	川根本町東藤川1220	0547-59-3332	1,716	340	上岸・前山・小長井・平栗・洗富小幡	○	○	○
4	三ツ星学園(旧中川根中学校)	川根本町上長尾744	0547-56-0032	4,882	380	水川・上長尾・田野口	○	○	○
5	三ツ星学園(旧三ツ星小学校)	川根本町上長尾1000	0547-56-0032	3,096	180	高郷・八中・梅高	○	○	○
6	旧中川根南部小学校	川根本町下長尾281	0547-56-2220	2,983	290	下長尾・瀬平・久保尾・下泉・菅町河内	○		
7	旧中川根第一小学校	川根本町徳山100	0547-56-2220	3,886	360	藤川	○		○
8	徳山コミュニティ防災センター	川根本町徳山1369	0547-57-2843	620	120	徳山	○	○	
9	県立川根高校	川根本町徳山1644-1	0547-57-2221	923	180	徳山	○	○	
10	久野脇コミュニティ防災センター	川根本町久野脇237	88-5688 *かわねフォン	360	70	久野脇	○	○	○
11	農林業センター交流施設	川根本町地名1493-2	0547-56-0506	484	90	地名	○	○	○

福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理者	協定締結日
1	川根本町本川根 高齢者デイサービスセンター	川根本町上岸90	社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会	H23.5.6
2	川根本町中川根 高齢者デイサービスセンター	川根本町上長尾990	社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会	H23.5.6
3	特別養護老人ホーム あかいしの郷	川根本町徳山1620-1	社会福祉法人 恒仁会	H23.5.6
4	小規模多機能介護ホーム まつおか	川根本町徳山1683-1	有限会社 まつおか薬局	H23.5.6
5	小規模多機能介護ホーム まつおか 本川根	川根本町東藤川941-2	有限会社 まつおか薬局	H23.5.6

町内医療機関一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
1	本川根診療所	川根本町千頭1147-1	0547-59-2555	救護所
2	上長尾田澤内科医院	川根本町上長尾915-5	0547-56-1800	救護所
3	大下医院	川根本町下長尾219-1	0547-56-0019	救護所
4	鈴木内科医院	川根本町徳山826-1	0547-58-3100	
5	いやしの里診療所	川根本町東藤川864-1	0547-59-2102	

町内歯科医院一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
1	小澤歯科医院	川根本町下長尾256-4	0547-56-0023	
2	中川根渡辺歯科医院	川根本町徳山336-1	0547-57-2666	
3	小林歯科医院	川根本町上長尾831	0547-56-1815	
4	山本歯科医院	川根本町徳山852	0547-56-1816	

町内医薬品取扱業者一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
1	成効堂薬局	川根本町千頭989	0547-58-2500	
2	まつおか薬局徳山店	川根本町徳山829	0547-57-2345	
3	まつおか薬局上長尾店	川根本町上長尾913-1	0547-56-1123	

遺体収容予定場所

No.	施設名	所在地	電話番号
1	中川根斎場	川根本町上長尾683	0547-56-2236
2	本川根斎場	川根本町上岸12-2	0547-59-2236

応急仮設住宅建設候補地一覧

No.	施設名	所在地	敷地面積	建設可能戸数	敷地所有者	現況敷地
1	藤川集会所前グラウンド	川根本町元藤川726-2	2,200㎡	32戸	川根本町	グラウンド
2	旧水川小学校	川根本町水川518	1,800㎡	22戸	川根本町	グラウンド
3	久保尾集会所前広場	川根本町下長尾1400	2,100㎡	28戸	川根本町	グラウンド
4	地名集会所前広場	川根本町地名185-1	1,700㎡	25戸	川根本町	駐車場
5	徳山コミュニティ 防災センター前広場	川根本町徳山1369	2,500㎡	28戸	川根本町	駐車場
6	千頭西区会館前広場	川根本町千頭950-2	1,500㎡	24戸	川根本町	駐車場
7	小長井忠霊塔前広場	川根本町東藤川1033-2	1,200㎡	20戸	川根本町	駐車場
8	桑野山町有地	川根本町桑野山456-1	3,700㎡	56戸	川根本町	雑種地
9	旧北小学校	川根本町奥泉380	2,900㎡	52戸	川根本町	グラウンド
10	崎平集会所前広場	川根本町崎平33-1	600㎡	16戸	川根本町	グラウンド

がれき・残骸物仮置場

No.	施設名	所在地	敷地面積	現況敷地	敷地所有者
1	クリーンピュア川根(敷地内空地)	川根本町久野脇1054	900㎡	空き地	島田市・川根本町
2	町営サッカー場	川根本町徳山1620	10,000㎡	グラウンド	川根本町
3	下沢間グラウンド	川根本町青部48	1,500㎡	グラウンド	川根本町
4	八木キャンプ場	川根本町奥泉761-2	1,400㎡	キャンプ場	川根本町
5	長島芝生広場	川根本町犬間109-8	4,900㎡	芝生	川根本町
6	生涯スポーツ広場	川根本町上岸11-5地先	5,000㎡	芝生	川根本町

ヘリコプター離着陸場一覧

No.	名称	所在地	施設 管理者	電話番号	機種別	座標	広さ 幅×長さ(m)
1	県立川根高校グラウンド	徳山1638	学校長	57-2221	中型	緯度 35° 04' 25" 経度 138° 06' 25"	110×120
2	旧第一小学校グラウンド	徳山100	町長	56-2220	中型	緯度 35° 04' 30" 経度 138° 06' 30"	65×140
3	三ツ星学園(旧三ツ星小学校)グラウンド	上長尾1000	学校長	56-0032	中型	緯度 35° 02' 40" 経度 138° 04' 55"	70×140
4	旧南部小学校グラウンド	下長尾281	町長	56-2220	中型	緯度 35° 01' 30" 経度 138° 05' 05"	50×120
5	地名グラウンド	地名124-1	地名 振興会	56-2237	中型	緯度 34° 58' 55" 経度 138° 05' 05"	70×80
6	川根本町町営グラウンド	下泉235	町長	58-7080	中型	緯度 35° 01' 20" 経度 138° 05' 20"	95×95
7	尾呂久保テニスコート	水川866-5	町長	58-7077	小型	緯度 35° 04' 05" 経度 138° 04' 40"	
8	三ツ星学園(旧中川根中学校)	上長尾744	学校長	56-0032	中型	緯度 35° 02' 40" 経度 138° 04' 50"	50×80
9	高郷河川敷多目的広場	上長尾地先	町長	56-2237	大型	緯度 35° 02' 30" 経度 138° 05' 01"	
10	光の森学園グラウンド	千頭1236-6	学校長	59-2026	中型	緯度 35° 06' 15" 経度 138° 08' 05"	60×115
11	中部電力ヘリポート	千頭814-1	静岡水力 センター所長	59-3120	小型	緯度 35° 06' 50" 経度 138° 08' 25"	16×16
12	寸又峡ヘリポート	千頭246-1	町長	56-2237	中型	緯度 35° 10' 35" 経度 138° 07' 30"	30×30
13	旧本川根中学校グラウンド	田代530	町長	56-2220	中型	緯度 35° 06' 05" 経度 138° 07' 35"	100×150
14	犬間芝生広場	犬間224-1	長島ダム 管理所	59-1021	大型	緯度 35° 10' 35" 経度 138° 07' 30"	芝生広場 190×50 グラウンドコート 60×90
15	壱町河内場外離着陸場	壱町河内 1124-3地先	町長	56-2237	中型	緯度 35° 02' 30" 経度 138° 07' 15"	30×30
16	池の谷場外離着陸場	千頭528-8	町長	56-2237	中型	緯度 35° 08' 20" 経度 138° 07' 50"	100×60
17	久保尾場外離着陸場	下長尾1399	町長	56-2237	中型	緯度 35° 01' 40" 経度 138° 02' 40"	40×40
18	平田場外離着陸場	犬間502-5	長島ダム 管理所	56-2237	中型	緯度 35° 09' 55" 経度 138° 10' 10"	60×50
19	桑野山貯木場場外離着陸場	桑野山424-6	町長	56-2226	中型	緯度 35° 07' 24" 経度 138° 08' 31"	100×50

ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

区 分		昼 間 使 用	夜 間 使 用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 (全長 9.30m 全幅 8.05m)		
	UH-1H 中 型 (全長 17.40m 全幅 14.64m)		
	CH-47J 大 型 (全長 30.18m 全幅 16.26m)		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。

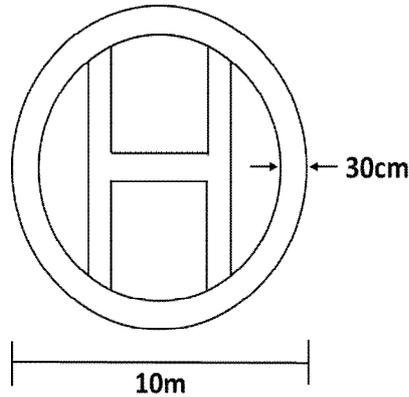
ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

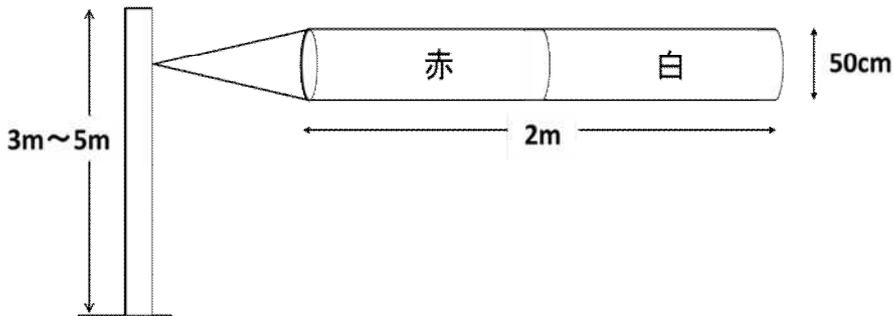
2 着陸点

着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流しまたは旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒速度に耐えられる強度

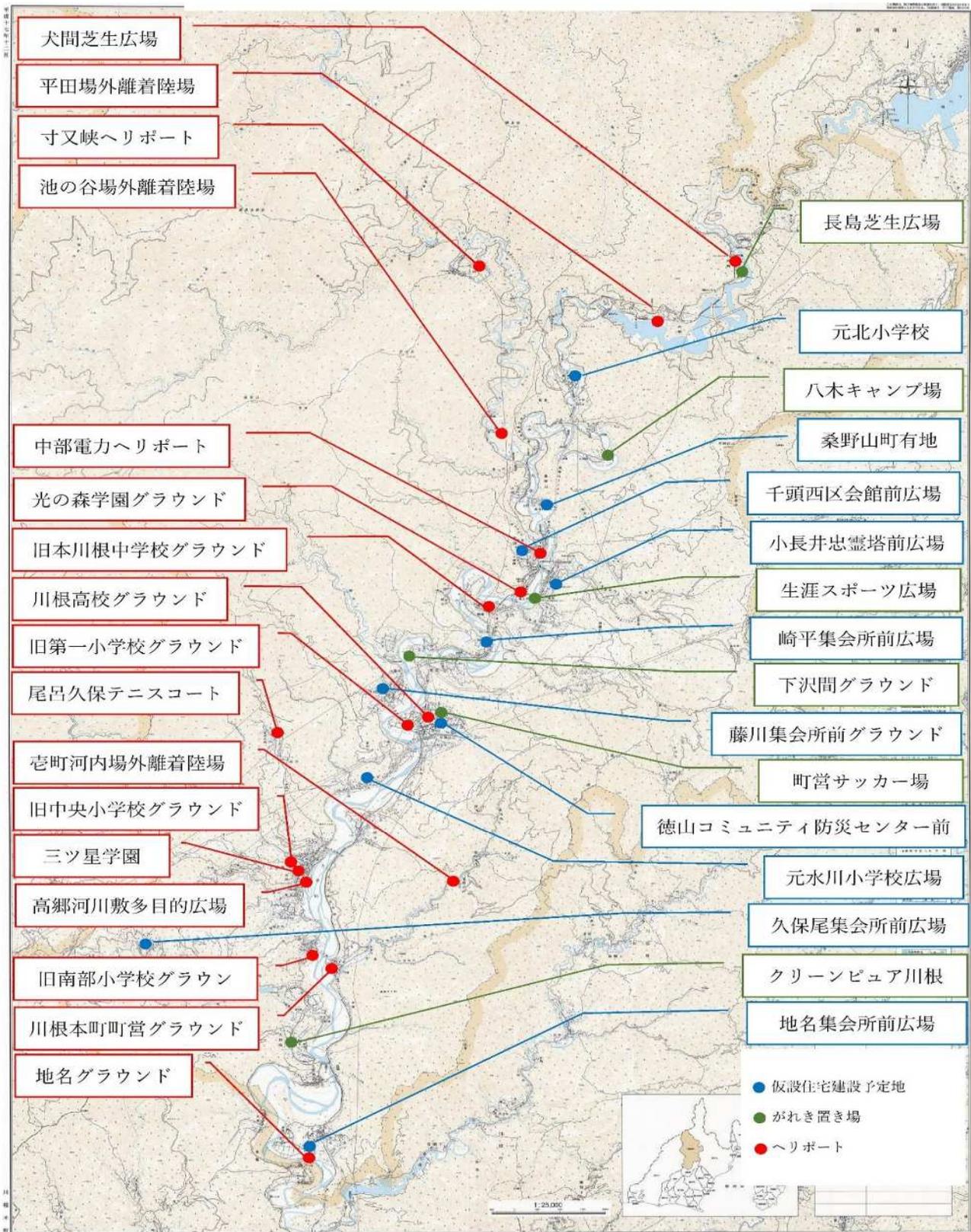


- 4 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- 5 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 6 離着陸帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対近づかないよう配慮する必要がある。

ホイストポイント一覧

No.	名称	所在地	施設 管理者	電話番号	座標	広さ 幅×長さ(m)
1	小竹私有地	下泉974地先	個人所有地	-	緯度 35° 02' 07" 経度 138° 06' 49"	14×9
2	吉町河内旧バス停	吉町河内475地先	個人所有地	-	緯度 35° 02' 47" 経度 138° 07' 29"	30×23
3	文沢木材加工所	文沢4446地先	個人所有地	-	緯度 35° 03' 38" 経度 138° 07' 50"	15×14
4	八中 茶畑脇農道	上長尾1222地先	個人所有地	-	緯度 35° 02' 41" 経度 138° 04' 19"	28×11
5	小猿郷多目的広場	東藤川4120地先	個人所有地	-	緯度 35° 03' 49" 経度 138° 10' 12"	20×16
6	洗沢空き地	東藤川1977地先	個人所有地	-	緯度 35° 05' 14" 経度 138° 11' 55"	24×13
7	富士城空き地	東藤川1930-4地先	個人所有地	-	緯度 35° 05' 29" 経度 138° 11' 11"	28×12
8	坂京茶畑農道	東藤川3523地先	個人所有地	-	緯度 35° 05' 17" 経度 138° 09' 03"	48×4
9	平栗 茶畑隣接道上	東藤川728	町長	56-2227	緯度 35° 06' 33" 経度 138° 09' 32"	50×3
10	藤っこ広場	元藤川261-2地先	町長	56-2237	緯度 35° 04' 51" 経度 138° 06' 27"	120×45
11	土本駅裏空き地	奥泉940地先	個人所有地	-	緯度 35° 08' 07" 経度 138° 08' 18"	13×4
12	もりのくに駐車場	奥泉833地先	町長	58-7077	緯度 35° 08' 05" 経度 138° 09' 04"	48×17
13	小山 線路脇空き地	奥泉852-2地先	静岡水力 センター所長	59-3120	緯度 35° 08' 31" 経度 138° 08' 40"	13×12
14	八木 メイプル広場	奥泉676地先	個人所有地	-	緯度 35° 08' 18" 経度 138° 09' 17"	100×70
15	旧北小学校	奥泉380	町長	56-2220	緯度 35° 09' 07" 経度 138° 08' 53"	71×50
16	梅地(海久保)空き地	梅地509地先	個人所有地	-	緯度 35° 11' 15" 経度 138° 11' 53"	25×15

仮設住宅予定地・がれき置き場・ヘリポート位置図



緊急消防援助隊 活動拠点

No.	施設名	所在地	施設 管理者	電話番号	座標	広さ (㎡)
1	道の駅 奥大井音戯の郷	川根本町千頭1217-2	町	0547-58-2021	緯度 35° 10′ 77″ 経度 138° 13′ 66″	2,000
2	道の駅 フォーレなかかわね茶茗館	川根本町水川71-1	町	0547-56-2100	緯度 35° 06′ 97″ 経度 138° 10′ 75″	890

指定文化財一覧表

県 指 定						
No.	種別	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	工芸	鰐口	1口	川根本町東藤川2523 智者山神社	S50.3.25	町保管
2	工芸	鰐口	1口	川根本町青部703 熊野神社	S50.3.25	
3	工芸	鰐口	1口	川根本町千頭 敬満大井神社	S31.10.17	町保管
4	工芸	鰐口	1口	川根本町千頭 敬満大井神社	S31.10.17	町保管
5	天然記念物	津島神社の五本スギ	1本	川根本町田野口893-3 津島神社	S46.8.3	
6	天然記念物	浅間神社の鳥居スギ	2本	川根本町徳山2894 浅間神社	S46.8.3	

町 指 定						
No.	種別	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	史跡	小長谷城址		川根本町東藤川1228	S50.8.30	
2	古文書	武田家朱印状 小長谷学仙状	4点	個人所有	S47.3.9	町保管
3	史跡(墓石群)	小長井五輪さん		川根本町東藤川1875	H17.3.23	
4	建造物	智満寺山門	1棟	川根本町上長尾332	S63.2.12	
5	建造物	水川阿弥陀堂	1棟	川根本町水川467	S54.3.5	
6	建造物	東方薬師堂	1棟	川根本町桑野山201	S54.7.3	
7	建造物	愛宕地蔵堂	1棟	川根本町徳山1203-1	H12.11.14	
8	建造物	秋葉常夜燈籠(徳山)	1棟	川根本町徳山1203-1	H12.11.14	
9	建造物	秋葉常夜灯(千頭)	1棟	川根本町千頭969-1	H17.3.23	
10	彫刻	千手観世音菩薩立像	1躰	川根本町上長尾332 智満寺	S54.3.5	
11	彫刻	木造如来座像	1躰	川根本町上長尾332 智満寺	S54.3.5	
12	絵画	村松以弘作 天井絵	29面	川根本町水川467 水川阿弥陀堂	S63.2.12	
13	絵画及び彫刻	天井・欄間の絵画と彫刻	35枚	川根本町青部84 明星山虚空蔵尊堂	H元.11.3	
14	工芸	鰐口	1口	川根本町千頭235-1 外森神社	S55.3.13	
15	工芸	鰐口	1口	川根本町下長尾1407 久保尾阿弥陀堂	S54.3.5	
16	工芸	鰐口	1口	川根本町東藤川4471-2 八柱神社	S55.1.24	町保管
17	工芸	鰐口	1口	川根本町桑野山201 東方薬師堂	S55.3.13	
18	工芸	鰐口	1口	個人所有	S55.3.13	
19	工芸	鰐口	1口	個人所有	S45.11.2	町保管
20	工芸	鰐口	1口	個人所有	S55.3.30	町保管
21	工芸	双盤	1基	川根本町東藤川3161	S45.11.2	町保管
22	工芸	和鐘	1口	川根本町東藤川1033	S45.11.2	
23	工芸	刀	1振	個人所有	S47.11.2	
24	工芸	脇指	1振	個人所有	S50.8.30	
25	歴史資料	智者山神社 棟札	5札	川根本町東藤川2523 智者山神社	H25.4.1	町保管
26	史跡	徳山城址並びに支城 (護応土城址)	2	徳山城址:川根本町文沢4270 護応土城址:川根本町東藤川1860-1	H27.1.31	
27	天然記念物	大泉院の天狗杉	1本	川根本町徳山993 大泉院	R3.6.11	

災害ボランティアセンター開設予定地

No.	施設名	所在地	電話番号
1	川根本町山村開発センター	川根本町上長尾627	0547-56-2231

土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設

令和7年4月現在

No.	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域等の指定		
				土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊
1	三ツ星学園 (旧中川根中学校)	川根本町上長尾744	0547-56-0032	○		
2	川根高等学校	川根本町徳山1644-1	0547-57-2221	○		
3	さゆり幼稚園	川根本町徳山845	0547-57-2233			○
4	徳山聖母保育園	川根本町徳山1865	0547-57-2234	○		○
5	特別養護老人ホーム あかいしの郷	川根本町徳山1620-1	0547-57-1234	○		
6	デイサービスかわね	川根本町下長尾262	0547-58-6511	○		
7	川根本町社会福祉協議会 本川根事務所	川根本町上長尾90	0547-59-2315	○		○
8	リハビリ特化型デイサービス みずかわ	川根本町水川295	0547-56-0808			○
9	みどりの丘 えまつ	川根本町下長尾169	0547-56-1733	○		

浸水想定区域に係る要配慮者利用施設

令和7年4月現在

No.	施設名	所在地	電話番号
1	光の森学園	川根本町千頭1236-6	0547-59-2026
2	三ツ星保育園	川根本町上長尾570-1	0547-56-0043
3	子育て支援施設こもれび	川根本町地名637-1	0547-56-2700
4	子育て支援施設ひだまり	川根本町元藤川201-1	0547-57-2231
5	川根本町本川根児童クラブ	川根本町千頭1236-11	080-3911-1537
6	川根本町高齢者生きがいの郷	川根本町上長尾829-2-2	0547-56-2180
7	上長尾田澤内科医院	川根本町上長尾915-5	0547-56-1800
8	鈴木内科医院	川根本町徳山826-1	0547-58-3100
9	小林歯科医院	川根本町上長尾831	0547-56-1815
10	山本歯科医院	川根本町徳山852	0547-57-2120
11	小規模多機能 介護ホームまつおか	川根本町徳山1683-1	0547-57-1133
12	グループホームまつおか	川根本町徳山1680-1	0547-57-1300
13	グループホームまつおかⅡ	川根本町徳山1682-13	0547-57-1100

通行の禁止又は制限についての標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両の標章



- 考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

り災証明書の書式

様式第1号（第3条関係）

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川根本町長

印

各種協定締結に関する調査一覧表

2025/4/1 現在

No	項目	協 定 名	協 定 締 結 事 業 者	締 結 年 月 日	協 定 内 容	
1	相互応援関係	静岡県消防相互応援協定	静岡回県市町村消防関係一部事務組合	H19.3.25	災害時に相互の消防力を活用して、被害を最小限に防止するための協定	危機管理課
2	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定書	榛原郡医師会、榛原郡薬剤師会	H13.1.11	町へ医療従事者を派遣し、傷病者の応急処置や医療救護施設への応答	健康福祉課
3	物資調達	緊急輸送に必要な燃料の供給に関する協定書	静岡県石油商業組合島田支部中川根地区	H18.4.1	町所屬車両に係る必要な燃料を、町に対し優先的に給油する	危機管理課
4	物資調達	庁舎等自家発電装置に必要な燃料の供給に関する協定書	静岡県石油商業組合島田支部中川根地区	H18.4.1	庁舎等の自家発電装置に必要な燃料を、町に対し優先的に給油する	危機管理課
5	復旧・生活支援	災害時における応急対策業務に関する協定書	株式会社神田組他	H18.7.3	自然災害により被害を受けた公共土木施設の機能の確保や復旧工事	建設課
6	物資調達	庁舎等必要な燃料の供給に関する協定書	静岡県石油商業組合島田支部中川根地区	H19.4.1	庁舎等に必要な燃料を、町に対して優先的に給油する	危機管理課
7	復旧・生活支援	災害時における水道施設復旧作業に関する協定書	有限会社ゴト一鉄工他	H19.8.30	自然災害により被害を受けた水道施設の応急給水や復旧作業	くらし環境課
8	復旧・生活支援	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	静岡県土地家屋調査士会	H21.2.19	家屋調査士から会員を派遣し、認定調査の実施	税務住民課
9	復旧・生活支援	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	社会法人静岡県測量設計業協会	H21.11.1	災害を受けた公共施設の機能確保又は測量設計、回復に係る業務	建設課
10	復旧・生活支援	災害時等における放送要請に関する協定書	株式会社FM島田	H22.3.29	災害により無線等の通信が困難になった場合に町から要請し、放送	危機管理課
11	避難支援	災害時に要援護者等の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書	社会福祉法人 恒人会 有限会社 まつおか薬局 川根本町社会福祉協議会	H23.5.6	社会福祉施設等の使用	
12	救助活動支援	国土交通省との災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省中部地方整備局	H23.5.18	国土交通省から現地情報連絡員（リエゾン）の派遣	危機管理課
13	相互応援関係	災害時の相互応援に係る協定書	中部5市2町 (静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町)	H24.4.1	災害発生時に協定市町へ食糧、飲料水といった物資の提供等の相互の応援	危機管理課
14	救助活動支援	災害時における応急対策への協力に関する協定書	静岡県自動車整備振興会 島田・榛北支部	H26.4.17	緊急自動車等の整備、応急活動用資機材、施設の提供	危機管理課
15	復旧・生活支援	大規模災害時における被災者支援協定に関する協定書	静岡県行政書士会	H26.10.14	行政書士会員による被災支援相談窓口の設置や会員の派遣等の業務	危機管理課
16	復旧・生活支援	災害時における防災拠点化施設の使用に関する覚書	静岡県島田土木事務所	H26.11.28	大規模災害時に、利用者の安全確保、地域の減災及び早期復旧に寄与に関する「道の駅音戯の郷」防災拠点化施設の使用について	観光交流課

各種協定締結に関する調査一覧表

No	項目	協 定 名	協 定 締 結 事 象 者	締 結 年 月 日	協 定 内 容	
17	復旧・生活支援	災害ボランティア本部活動用資器材の貸与について	社会福祉法人川根本町社会福祉協議会	H29.1.6	災害ボランティア本部用資機材を貸与（受領書あり）	健康福祉課
18	灌漑支援	森林組合施設利用に係る協定書	森林組合おおいがわ下泉地区	H29.1.19	災害時等において、高齢者コミュニティセンターの代替施設として旧中川根支所を利用	危機管理課
19	復旧・生活支援	災害発生時における川根本町内郵便局との協定	日本郵便株式会社島田郵便局、徳山郵便局	H29.3.9	車両の提供、避難先リスト等の情報提供ほか	危機管理課
20	復旧・生活支援	地域における川根本町内郵便局との協定	日本郵便株式会社島田郵便局、徳山郵便局	H29.3.9	高齢者、障がい者、子どもの情報提供、道路等の異常、不法投棄関係	危機管理課
21	物資調達	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する協定書	一般社団法人静岡県LPガス協会	H30.1.19	静岡県と（一社）LPガス協会の締結した協定 LPガスポンベの提供（別冊ファイルの参照）	危機管理課
22	復旧・生活支援	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31.1.18	災害時におけるキャッシュサイトの作成、緊急情報の発信	危機管理課
23	復旧・生活支援	平時の災害対応及び災害時被災者支援活動に関する川根町と静岡県弁護士会との協定書	静岡県弁護士会	H31.2.27	災害時の被災者支援活動	危機管理課
24	復旧・生活支援	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H31.3.12	住宅地図、広域図、ZNET TOWN IDの提供、複製利用許諾	危機管理課
25	復旧・生活支援	災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所長	R3.12.10	災害時の連絡先の確認、電カの後先復旧と電源車リストの確認、停電を防ぐ樹木等の除去	危機管理課
26	相互応援関係	災害等における相互連携に関する確認書	中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所長	R3.12.10	停電発生時の情報連絡（発生日時、復旧の見通し、発生地域、戸数等）	危機管理課
27	救助活動支援	災害時における道路啓開に関する確認書	中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所長	R3.12.10	電力設備の除去を伴う（伴わない）道路啓開	危機管理課
28	復旧・生活支援	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書	静岡県司法書士会	R4.2.7	被災地における相談用件調査、相談に関する相談池	危機管理課
29	救助活動支援	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人川根本町社会福祉協議会	R4.4.1	ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施する	健康福祉課
30	物資調達	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	R4.6.13	災害時における防災資機材及び生活用品等の物資供給	危機管理課
31	物資調達	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書締結	静岡県LPガス協会北條原地区	R5.5.16	災害時のLPガスの提供	危機管理課
32	復旧・生活支援	災害時における水道施設の復旧に関する協定書	川根工組 組合	R5.6.1	災害時における水道施設の復旧	くらし環境課
33	物資調達	災害発生時における物資の供給並びに地域の健康づくり、福祉の推進に向けた相互連携に関する協定書	中北薬品株式会社	R6.3.25	災害発生時における物資の供給および住民が健康で安全に暮らせるまちづくりの実現のための相互連携	健康福祉課
34	復旧・生活支援	祭儀時における廃棄物処理の協力に関する協定書	(有)エー・ワイ環境開発	R6.4.1	災害廃棄物処理の要請	くらし環境課

各種協定締結に関する調査一覧表

2025/4/1 現在

No	項目	協 定 名	協 定 締 結 専 業 者	締 結 年 月 日	協 定 内 容	
35	救助活動支援	災害時における無人航空機による活動協力に関する協定書	NPO法人無人航空機活動支援協会	R6.4.1	災害時における無人航空機による初動情報の収集活動によって得られる画像情報の提供 他	危機管理課
36	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 榛原歯科医師会	R7.4.1	医療救護活動の要請	健康福祉課
37	健康支援	災害時の健康支援活動及び口腔ケアに関する衛生材料等の供給に関する協定書	一般社団法人 榛原歯科医師会	R7.4.1	避難所における巡回診療及び口腔ケア、集団健康教育 他	健康福祉課
38	復旧・生活支援	災害時にレンタル機材の供給に関する協定書	(株) アクティオ	R7.4.1	災害発生又は。発生する場合には、業務範囲内で調達及び供給できる機材のレンタル	危機管理課

○川根本町防災会議条例

平成17年9月20日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川根本町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川根本町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 静岡市消防局の消防吏員のうちから町長が委嘱する者及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、1人、12人及び2人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

○川根本町災害対策本部条例

平成17年9月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、川根本町災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部の現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

○川根本町災害対策本部規程

平成17年9月20日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、川根本町災害対策本部条例(平成17年川根本町条例第13号)第5条の規定に基づき、川根本町災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設及び閉鎖)

第2条 対策本部は、国の定める災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動された場合の下部組織に充てるほか、非常災害が発生又はそのおそれがある場合において、町長が必要と認めるときに開設し、災害の発生がなく、又は災害の応急措置が完了したときに閉鎖する。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各課長をもって充てる。

3 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び副本部長ともに事故があるときは、副本部長があらかじめ指名した本部員がその職務を代理する。

(災害対策要員)

第4条 対策本部に災害対策要員を置く。

2 災害対策要員は、町の職員をもって充てる。

3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(支部)

第5条 町の総合支所の所管区域における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、総合支所に支部を置く。

2 支部の名称、所管区域及び設置場所は別表第1のとおりとする。

3 支部に支部長を置く。

4 支部長は、副本部長のうちの1人又は支所長の職にある本部員をもって充てる。
(支部長の職務)

第6条 支部長は、本部長の命を受け、支部の所管区域内における災害対策に関する事務を処理する。

2 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部の本部員がその職務を行う。

(組織)

第7条 対策本部及び支部に別表第2に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

2 班長は、別表第2のそれぞれの班の欄に掲げる職にある本部員をもって充てる。
(配備態勢)

第8条 本部長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、状況に応じ適切な配備態勢をとるものとする。

2 勤務時間中における配備命令は、庁内放送又は所属長等を通じて行う。

3 勤務時間外、休日等における配備命令は、同報無線戸別受信機によるほか、所属長等を通じて行う。

4 本部員及び災害対策要員(以下「本部員等」という。)は、勤務時間外、休日等において災害対策の必要を認めたととき、又は配備命令を受けたときは、速やかに所定の配置につき、若しくは所属長等に連絡し、その指示を受けなければならない。

5 本部長、副本部長等が配置に付くまでの災害対策は、必要に応じ、それぞれの組織の上位者が指揮をとる。

6 災害対策が長期間となる場合は、交代制とする等従事者の健康保持に留意しなければならない。

(勤務時間外等の措置)

第9条 勤務時間外、休日等における非常態勢下の勤務については、時間外勤務手当のほか、食事の現物支給をなす。

(町民への広報)

第10条 本部長は、対策本部及び支部を開設又は閉鎖したときは、速やかに同報無線等を通じ、町民にその旨を広報する。

(関係機関への連絡)

第11条 本部長は、対策本部を設置又は閉鎖したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに、その旨を連絡しなければならない。

- (1) 県
- (2) 警察署
- (3) 次条の防災関係機関
- (4) 周辺市町
- (5) 報道機関

(防災関係機関との連携等)

第12条 本部長は、防災関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ協力を要請する。

(本部員等の心構え)

第13条 本部員等は、災害対策を支援する自衛隊、防災機関、自主防災活動を実施する住民等に対し、誠実に対応しなければならない。

2 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招くことのないよう注意しなければならない。

3 本部員等は、自らの職務に精通するよう努めるとともに、他の班から協力を求められたときは、特別の支障がない限り積極的に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第1号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

支部の名称、所管区域及び設置場所

名称	所管区域	設置場所
川根本町災害対策支部	旧本川根町区域	川根本町役場総合支所

別表第2(第7条関係)

本部

班名	班長	所掌事務
災害対策班	危機管理課長	対策本部の運営に関する事 県及び各防災関係機関との連絡調整に関する事 支部との連絡調整に関する事
総務班	総務課長	職員の動員及び配備に関する事 自主防災会との連絡調整に関する事 職員の派遣及び受入に関する事
情報班	経営戦略課長	報道機関に対する災害情報の発表に関する事 記者会見に関する事 情報機器の管理、運営に関する事
税務経理班	税務住民課	町民の安否情報及び被災後の居所調査に関する事 仮設住宅入居者の調査に関する事 災害救助法適用基準調査に関する事
建設班	建設課長	交通規制に関する事 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事

衛生班	くらし環境課長	水道施設の応急復旧に関すること 衛生資材の調達に関すること 被災地域への給水に関すること
救護衛生班	健康福祉課長	医療機関の被害調査及び応急復旧に関すること 救護所の設置及び運営に関すること 病院の支援及び調整に関すること
産業班	産業振興課長	農林商工業施設の被害調査及びとりまとめに関すること 企業(事業所)の被害調査及び取りまとめについて 商業関係機関との連絡調整に関すること
議会班	議会事務局長	災害時の議会の運営に関すること。
応急対策班	情報班 税務経理班 救護福祉班 産業班 支部情報班 支部文教班	被害情報及び被害報告の取りまとめに関すること その他、各対策班の重要とする所掌事務 ※災害Ⅰ期(72時間)は人命救助を最優先に活動する。 ※班構成は、各対策班(総務班、議会班、建設班、衛生班を除く)から1人以上選出された室長級以下の職員とする。 また、副班長として室長級の職員を置く。 ※状況により、災害対策支部内にも拠点を置く。

支部

班名	班長	所掌事務
支部情報班	観光交流課長	災害対策支部の設置及び運営に関すること 災害対策本部(本庁)との連絡調整に関すること 防災行政無線の管理、運営に関すること 総合支所管内の被害情報及び被害報告の取りま

		<p>とめに関すること</p> <p>総合支所管内の自主防災会との連絡調整に関すること</p> <p>広報活動に関すること</p> <p>観光施設利用者の避難及び安全確保に関すること</p> <p>観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>施設利用者の避難及び安全確保に関すること</p> <p>施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p>
支部文教班	教育総務課長	<p>教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>小中学校の避難所開設及び管理運営に関すること</p> <p>臨時教場の設置に関すること</p> <p>教育関係情報の取りまとめに関すること</p> <p>児童、生徒の避難及び安全確保に関すること</p> <p>応急教育に関すること</p> <p>災害時の教科書及び学用品の調達に関すること</p> <p>教職員の動員及び調整に関すること</p> <p>学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>施設利用者の避難及び安全確保に関すること</p> <p>文化財の保全及び安全確保に関すること文化財の保全及び安全確保に関すること</p>

○川根本町地震災害警戒本部条例

平成17年9月20日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、川根本町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)、は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町教育委員会の教育長及び課長

(3) 町長がその部内の職員のうちから任命する者

(4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

(5) 町消防団正副団長及び静岡市消防局の消防吏員のうちから町長が委嘱する者

(6) 町議会事務局長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 前項の班に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の班に班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の班長に事故があるときは、第1項の班に属する本部員のうちから前項の班長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員災害対応マニュアル

令和7年4月

川 根 本 町

目 次

第1章 災害時の行動方針

第1節 勤務時間内	1
第2節 勤務時間外	2

第2章 職員配備

第1節 職員の体制及び配備基準	3
1 南海トラフ地震臨時情報の配備体制	3
2 地震災害の配備体制	4
3 風水害等の配備体制	5
4 感染症対策の配備体制	6
5 突発的災害の配備体制	7
第2節 職員配備の伝達系統	8
1 南海トラフ地震臨時情報	8
2 地震災害	8
3 風水害等	9

第3章 災害対策本部

第1節 災害対策本部の運営	10
第2節 災害対策本部組織図	11
第3節 所掌事務	12
1 災害対策本部（本庁）	12
2 災害対策支部（総合支所）	16
第4節 初動行動	17
1 風水害の初動行動	17
2 地震災害の初動行動	18
3 南海トラフ地震臨時情報の初動行動	19
川根本町災害対策本部編成表	21
川根本町災害対策支部編成表	23
川根本町災害対策本部オフロードバイク隊及び地区防災職員編成表	25

*上記以外に、本マニュアルに参考資料を添付する。

第1章 災害時の行動指針

第1節 勤務時間内

1 災害情報等への注意

常に地震、台風等に関する情報や本部からの指示に注意すること。

2 災害発生時への備え

不急の行事、会議、出張は中止すること。

- ・突発的災害が発生した場合
- ・南海トラフ地震臨時情報が発出された場合
- ・風水害の警戒が必要な場合
- ・新型インフルエンザ等の感染症の危険が高まった場合
- ・その他、町長が指示した場合

3 職員配備体制への備え

職員配備体制が発せられたときに、速やかに指示に従えるよう、庁内放送等に注意するとともに、みだりに席を離れず、席を外す場合は上司等に行先を告げておくこと。

4 来庁者等の安全確保

来庁者、施設利用者等の身の安全を確保することを第一に、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）をとること。

5 勤務終了時の注意

災害発生時では、正規の勤務時間が終了した場合においても、所属長の指示があるまで退庁しないで待機すること。

6 出張時の措置

出張など勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を求めること。

連絡が取れない場合は、自主的に庁舎等に戻る。

※まず、身の安全を確保し、自らが冷静になり、適切な行動をとること。

第2節 勤務時間外

1 参集場所

災害時の職員の参集場所は、原則、勤務する庁舎とする。ただし、道路交通の途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎等とする。

2 配備基準の事前確認

職員は、あらかじめ自らの登庁すべき配備基準を確認しておき、速やかに登庁すること。

(1) 南海トラフ地震等に関する情報が発表された場合

テレビ・ラジオ等の情報でその事実を知り得た場合、または参集LINE・電話等により召集の連絡を受けた場合は、配備基準に従い登庁する。

(2) 地震が発生した場合

テレビ・ラジオ等で情報を確認し登庁する。

(3) 一般災害等が発生した場合

参集LINE・電話等により召集された場合は、直ちに登庁する。

3 身の安全の確保

震災直後は、職員自身、家族、近隣住民などの安全確保を最優先に行動すること。

4 正確な情報収集

テレビ、ラジオ等から正確な災害情報を直ちに収集し、家族に適切な指示をするとともに、近隣住民に対しては川根本町職員として毅然とした態度で、落ち着いた行動をとるよう指示すること。

5 登庁時の留意事項

(1) 登庁途上における被害状況の把握

登庁途上における人的被害・建物被害・火災発生状況・住民の動静・道路交通状況等を、登庁に差し支えない範囲で把握し、登庁後速やかに所属長に報告すること。

(2) 登庁困難な場合の措置

道路交通の途絶等により指定の庁舎への登庁が困難な場合には、登庁可能な最寄りの庁舎または防災拠点に参集し、防災活動にあたること。

なお、その旨を所属長に速やかに連絡すること。

(3) 携行品

災害対応が長期化する場合に備えて、飲料水、下着等の着替えを携行すること。

第2章 職員配備

第1節 職員の体制及び配備基準

1 南海トラフ地震臨時情報の配備体制

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次配備体制 情報収集体制	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	町長 副町長 教育長 危機管理課 総務課長 総合支所長 建設課長 くらし環境課長	情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
第2次配備体制 警戒体制	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	危機管理課 総務課長 総合支所長 建設課長 くらし環境課長 当番制による職員	観測情報の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制 当番制による24時間体制を実施する
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	室長以上職員 オフロードバイク隊 当番制による職員	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制 当番制による24時間体制を実施する (災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)

※オフロードバイク隊及び地区防災職員は、危機管理課長の指示により活動できる体制を確立する。

2 地震災害の配備体制

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次配備体制 情報収集体制	震度3の地震を観測したとき	危機管理課 総務課 総合支所長 建設課 くらし環境課 オフロードバイク隊	町内被害情報収集、連絡活動にあたり、状況により他の職員を動員できる体制
第2次配備体制 警戒本部体制	震度4の地震を観測したとき	町長 副町長 教育長 全職員	災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制 (参集後、状況に応じてローテーションに移行) 地区防災職員は担任地区へ移動
第3次配備体制 災害対策本部	震度5弱以上の地震を観測したとき	町長 副町長 教育長 全職員	災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)

※配備基準震度は、町内観測点における最大観測震度を基準とする。

3 風水害等の配備体制

警戒レベル	情報	体制名	配備基準	配備体制	要員	
レベル2 (避難行動確認)	大雨注意報 洪水注意報	水防待機	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間内に川根本町に大雨、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内において水防担当課により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 		
	大雨警報(土砂災害) 洪水警報	第1次 配備体制	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間外に川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されたとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内において水防担当課により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 ・勤務時間外においては、配備当番表で指定した職員で体制をとる 	<p>[平日] 配備当番の勤務は17:00から翌朝8:15まで。</p> <p>[土日祝祭日] 配備当番の勤務は警報発令から解除まで。2交代制8:15~17:00 17:00~8:15</p>
	大雨警報(土砂災害) 洪水警報	第2次 配備体制	災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ●川根本町に大雨、洪水警報のいずれかが発表されており、気象状況が悪化することが予想されるとき ●気象状況等から事前の自主避難を促す必要があると町長が指令したとき (気象状況とは、気象情報により予想時間雨量10mm以上が4時間以上続き、今後の雨量が相当量(降り始めからの雨量が概ね200mm以上)見込まれる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の推移を踏まえ、情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制 ・勤務時間外においては風水害当番及び第2次配備(警戒体制)当番表で指定した職員で体制をとる 	<p>【勤務時間内】建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)</p> <p>【勤務時間外】危機管理課長・総務課長・総合支所長・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番 消防団</p>
大雨警報(土砂災害) 洪水警報	災害警戒本部		<p>警戒体制基準に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ●気象庁の発表するキキルで警戒(レベル3相当)の表示が確認されたとき ●住民や消防団員からの情報で、土砂くずれ等の初期状況が確認されたとき ●大井川の水位計が通報水位(川根大橋270cm、中徳橋350cm)を超え、状況が悪化することが予想されるとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制 	町長・副町長・教育長・全課局長・全室長以上・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番 地区防災職員 消防団	
レベル3 (高齢者等避難)	大雨警報(土砂災害) 洪水警報	第3次 配備体制	災害対策本部Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ●気象庁の発表するキキルで危険(レベル4相当)の表示が確認されたとき ●川根本町に土砂災害警戒情報(レベル4避難指示)が発表されたとき ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に移行し、全庁的な情報共有体制のもと、災害応急対策を実施する準備体制(災害の状況に応じ、災害対策本部Ⅱに即時に移行できる体制) 	町長・副町長・教育長・全課局長・全室長以上・建設課・くらし環境課・危機管理課(バイク隊含む)・風水害当番・風水害第2次配備(警戒体制)当番・地区防災職員・消防団・関係機関リエゾン
レベル4 (避難指示)	土砂災害警戒情報		災害対策本部Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ●気象庁の発表するキキルで災害切迫(レベル5相当)の表示が確認されたとき ●川根本町に特別警報または記録的短時間大雨情報発表されたとき ●長島ダム管理所から異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行する旨の連絡があった場合 ●その他の状況により町長が指令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な情報共有体制のもと、直ちに災害応急対策を実施できる体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う) 	出先機関を含む 全職員
レベル5 (緊急安全確保)	大雨特別警報 氾濫発生情報 記録的短時間大雨情報					

大井川水位観測所の基準水位

観測所名	通報水位 (水防団待機水位)	警戒水位 (氾濫注意水位)	洪水特別警戒水位 (氾濫危険水位)	危険水位 相当換算水位
川根大橋	2.70m	3.30m	4.00m	4.52m
中徳橋	3.50m	4.40m	4.80m	5.20m

4 感染症対策の配備体制

体制名	配備基準	参集職員	配備体制
事前配備体制	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ3	危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課	当面の対策を検討する
第1次配備体制 (情報収集体制)	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ4A	危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課	町民に対し、注意喚起を促す、情報収集及び具体的予防対策の実施
第2次配備体制 (災害警戒本部)	WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ4B	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課 (必要に応じ職員参集)	災害警戒本部を設置し、情報収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる
第3次配備体制 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ●WHO が定める新型インフルエンザ等の発生段階 フェーズ5 ●町民に感染者が発生した場合 	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・健康福祉課・高齢者福祉課・教育総務課 (必要に応じ職員参集)	災害対策本部に移行し、情報収集及び関係機関と連携し必要な対策を講じる

5 突発的災害の配備体制

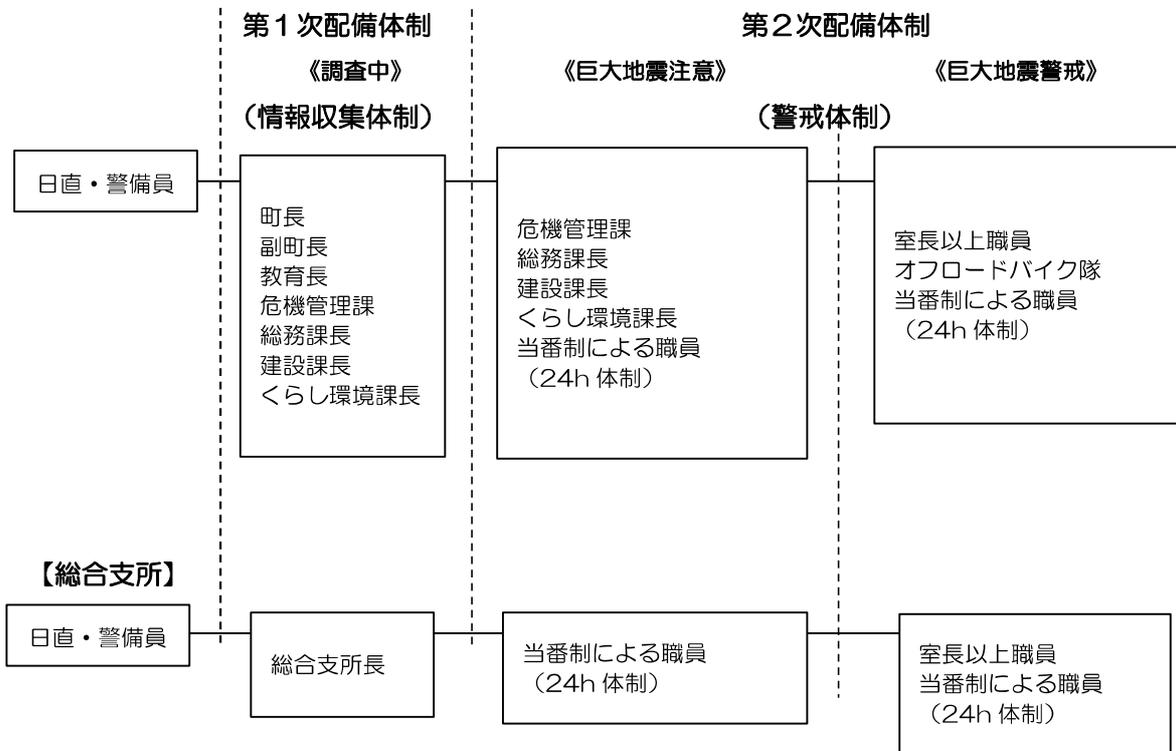
体制名	配備基準	参集職員	配備体制
第1次 配備体制 (災害警戒本部)	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故の発生を覚知したとき ● 自然災害により、集落孤立、人員孤立を覚知したとき ● 山岳遭難、水難事故、行方不明者、崩落事故発生を覚知したとき ● その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長・全課長・危機管理課・総務課・災害の態様に就く関係する課職員 ※集落孤立の場合、該当する地区の担任地区防災職員	災害警戒本部を設置し、被害情報の収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できる体制 ※集落孤立の場合、該当する地区の担任地区防災職員を派遣、区内情報収集等にあたる
第2次 配備体制 (災害対策本部Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により要救助者が発生したとき ● その他、状況により町長が指示したとき 	正副町長・教育長・全課長・全室長以上・危機管理課・総務課・災害の態様に就く関係する課職員	災害対策本部に移行し、被害情報の収集及び応急対策を実施し、事態の推移により速やかに体制を拡大できる体制
第3次 配備体制 (災害対策本部Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺に大きな影響を及ぼすと思われる事故により多数の要救助者が発生し、大規模な対応が必要であると思われるとき ● その他、状況により町長が指示したとき 	全職員	災害対策本部に移行し、全職員で被害情報の収集及び応急対策を実施するほか、直ちに支援のできる体制

※オフロードバイク隊及び地区防災職員は、危機管理課長の指示により活動できる体制を確立する。

第2節 職員配備の伝達系統

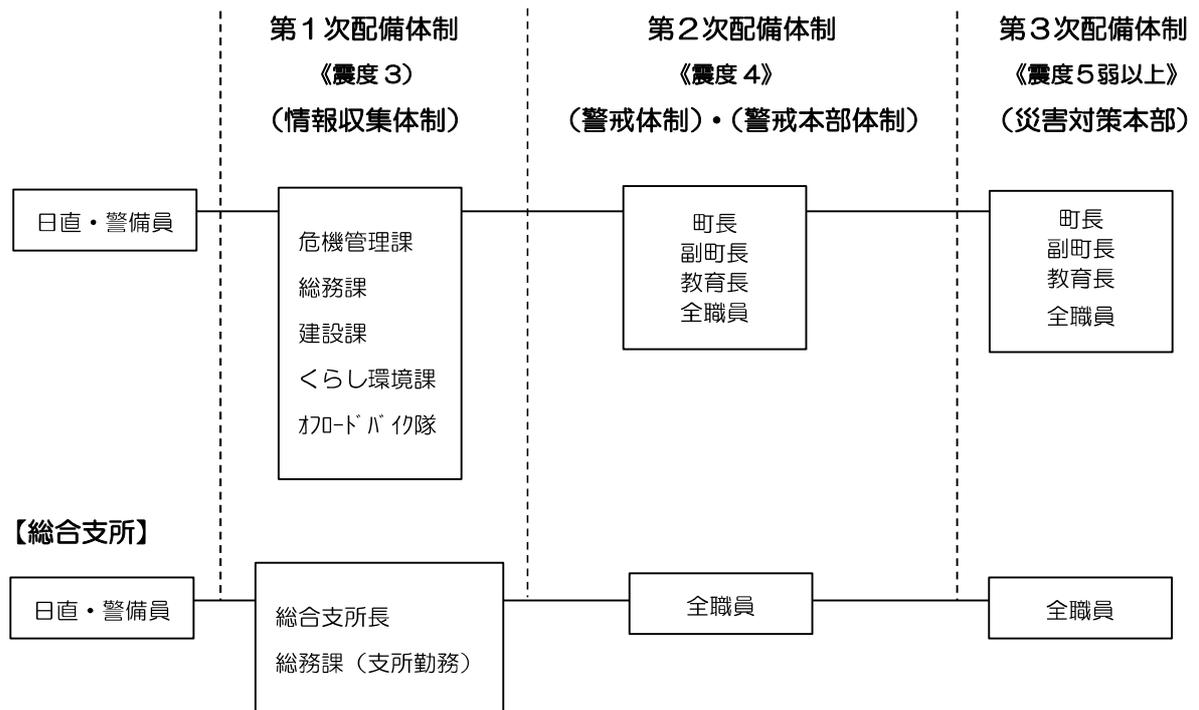
1 南海トラフ地震臨時情報

【本庁】



2 地震災害

【本庁】

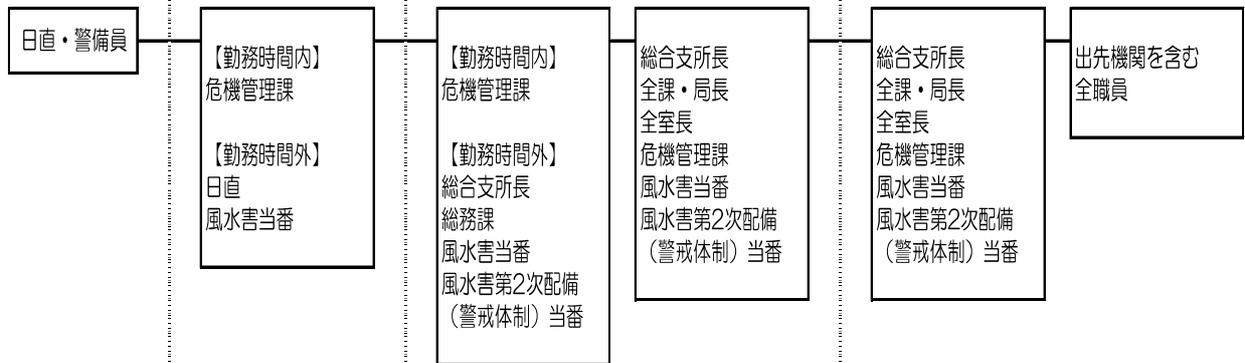


3 風水害等

【本庁】



【総合支所】



第3章 災害対策本部

第1節 災害対策本部の運営

1 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副町長、教育長の順序によりその職務を代理する。

3 支部長（総合支所長）

支部長は、支部の事務を総括し、支部管内の情報を本部に報告し、また本部長の指示により職員を指揮監督する。

4 本部員及び支部員

本部員、支部員として、対策班ごとに班長、副班長を置く。

5 本部職員及び支部職員（本部員・支部員以外の職員）

本部職員及び支部職員の配置は、別に定める災害対策編成表による。

6 職務

(1) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部・支部職員を指揮監督する。

(2) 副班長は、班長を補佐する。

(3) 班員は、対策班の案件及び処理内容の書記、班長の命を受けその処理にあたる。

7 本部の設置及び廃止

(1) 本部長は、本部の設置が必要と認めるときは、川根本町地域防災計画の定めるところにより本部を置く。

(2) 本部長は、災害の危険が無くなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

8 本部会議

(1) 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要において本部会議を招集する。

(2) 本部会議は、正副本部長、支部長、本部員をもって構成する。

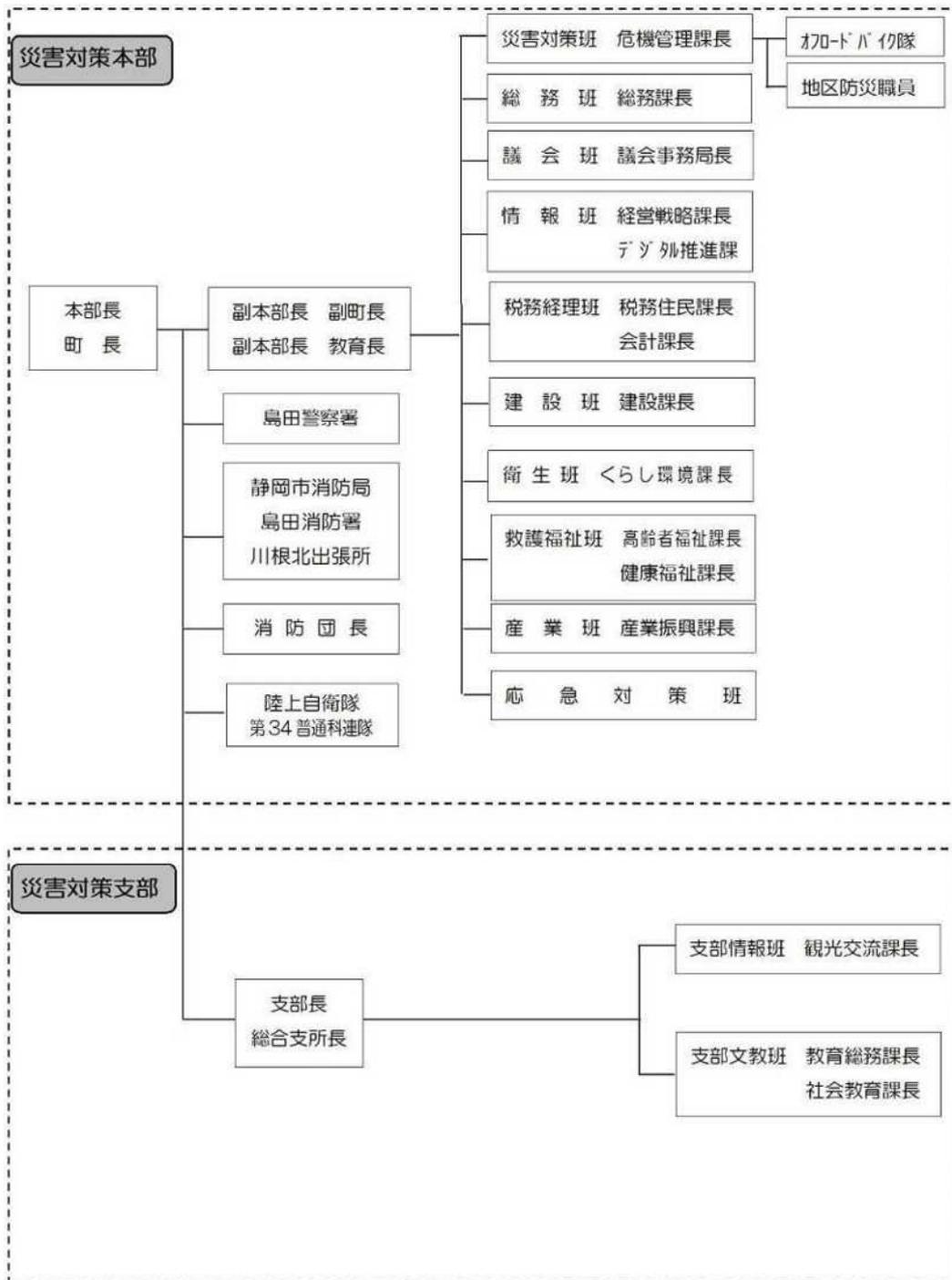
9 配備体制

配備体制は、災害種別ごとの配備基準によるものとする。

10 地区防災職員

配備基準に基づき、担任地区最寄りの庁舎に参集し、本部長の命により担任地区に出向し自主防災会と協働し任務にあたる。指定する地区及び地区防災職員は、別に定める災害対策本部地区防災職員編成表による。

第2節 災害対策本部組織図



第3節 所掌事務

1 災害対策本部

班名	部署	所 掌 事 務
災害対策班	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2. 本部会議に関すること 3. 本部長の命令指示等の伝達に関すること 4. 県との連絡調整に関すること 5. 各課との連絡調整に関すること 6. 地震情報、気象情報の授受及び伝達に関すること 7. 防災行政無線の管理、運営に関すること 8. 災害救助法適用の調整に関すること 9. 応急対策班の調整に関すること 10. 地区防災職員に関すること 11. 防災関係機関及び消防団との連絡調整に関すること 12. 避難所、ヘリポート等の防災拠点の調査に関すること（オフロードバイク隊） 13. 県、他市町、公共関係機関、民間団体等への応援要請及び連絡調整に関すること 14. 災害復興計画に関すること
総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関すること 2 自主防災会との連絡調整に関すること 3 帰宅困難者に関すること 4 防犯に関すること 5 一般庶務に関すること 6 緊急文書の作成に関すること 7 職員及びその家族の安否確認、職員の住宅の被害状況確認並びに対策に関すること 8 職員の健康保持に関すること 9 災害関係議案に関すること 10 職員の派遣及び受入に関すること 11 本部長、副本部長の秘書に関すること 12 庁舎等利用者の避難及び安全確保に関すること 13 庁舎等施設の被害調査及び応急復旧に関すること 14 電気・通信・車両に関すること 15 災害応急対策の予算措置に関すること 16 災害復旧資金の予算措置に関すること 17 被災箇所視察及びお見舞い並びに陳情等に関すること

<p style="text-align: center;">情報班</p>	<p style="text-align: center;">経営戦略課 デジタル推 進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害全般の記録に関する事 2. 災害写真の撮影及び収集に関する事 3. 報道機関に対する災害情報の発表に関する事 4. 記者会見に関する事 5. 情報機器の管理、運営に関する事 6. インターネットを活用した災害情報受発信に関する事 7. 広報活動に関する事 8. 応急食料の調達及び斡旋並びに配分に関する事 9. 衣料、生活必需品、その他物資の調達及び給与に関する事 10. 緊急支援物資の受入れ及び配分に関する事 11. 緊急支援物資の輸送に関する事 12. 緊急支援物資の謝礼に関する事 13. 公共交通（鉄道）に関する事 14. 災害寄付金（ふるさと納税）に関する事 15. 被災住宅の応急修理に関する事
<p style="text-align: center;">税務経理班</p>	<p style="text-align: center;">税務住民課 会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民の安否情報及び被災後の居所調査に関する事 2. 仮設住宅入居者の調査に関する事 3. 災害救助法適用基準調査に関する事 4. 家屋等の被害状況の調査及び情報収集に関する事 5. り災者名簿の作成及びり災証明の発行に関する事 6. 災害による町税の免除等に関する事 7. 義援金の受入に関する事 8. 災害経理に関する事 9. 住民相談所の開設に関する事
<p style="text-align: center;">建設班</p>	<p style="text-align: center;">建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通規制に関する事 2. 緊急輸送路の確保及び応急復旧に関する事 3. 道路、橋梁、その他公共施設の応急復旧に関する事 4. 土木災害復旧事業及び関係機関との連絡調整に関する事 5. 警戒区域の設定及び避難指示等に関する事 6. 危険箇所の警戒及び監視に関する事 7. 水防活動に関する事 8. 災害土砂仮置き場に関する事 9. 応急仮設住宅の建築等に関する事 10. 応急仮設住宅の入居に関する事 11. 被災住宅の応急修理に関する事 12. 災害時の建築廃棄物の処理及び対策に関する事 13. 応急危険度判定に関する事

<p>衛生班</p>	<p>くらし環境課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域への給水に関する事 2. 飲料水の調達に関する事 3. 給水用機材、薬品等の調達に関する事 4. 水道施設の応急復旧に関する事 5. 衛生資材の調達に関する事 6. 遺体処理に関する事 7. 埋火葬に関する事（広域火葬計画を含む） 8. 災害時におけるし尿、塵芥処理、清掃等環境衛生に関する事 9. 災害廃棄物仮置き場に関する事 10. 防疫薬剤の調達、配布、指導に関する事 11. 防疫対策に関する事 12. 公共交通（町営バス）に関する事 13. 公営住宅の応急修理に関する事
<p>救護福祉班</p>	<p>高齢者福祉課 健康福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 救護所の設置及び運営に関する事 3. 病院の支援及び調整に関する事 4. 救護体制の確保に関する事（医師会等への要請含む） 5. 救急医療品の調達に関する事 6. 災害時要援護者の避難等に関する事 7. 日赤及びその他社会福祉団との連絡並びに協力要請に関する事 8. 災害救助法の適用及び実施に関する事 9. 被災者生活再建支援金の支給に関する事 10. 義援金の配分に関する事 11. 保育園施設における園児の避難及び安全確保に関する事 12. 保育園施設の被害調査及び応急復旧に関する事 13. 臨時保育園等の開設に関する事 14. 私立保育園との連絡調整に関する事 15. ボランティアセンターの設置、受入れ及び調整に関する事 16. 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 17. ボランティア団体との連絡調整に関する事 18. 民間福祉施設との連絡調整に関する事 19. 幼稚園の被害調査及び指導に関する事 20. 遺体処理に関する事

産業班	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林商工業施設の被害調査及びとりまとめに関すること 2. 農作物等の被害調査及び取りまとめに関すること 3. 農林業者の被害復旧及び援助に関すること 4. JA 大井川等関係機関との連絡調整に関すること 5. 企業（事業所）の被害調査及び取りまとめについて 6. 企業（事業所）の応急復旧について 7. 中小企業に対する災害融資に関すること 8. 商業関係機関との連絡調整に関すること 9. 商業関係機関の復旧相談に関すること 10. 建設班及び衛生班の応援
議会班	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における議会の運営に関すること 2. 総務班の応援
応急対策班	情報班 税務経理班 救護福祉班 産業班 支部情報班 支部文教班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報及び被害報告の取りまとめに関すること 2. その他、各対策班の重要とする所掌事務 <p>※災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。</p> <p>※班構成は、各対策班（総務班、議会班、建設班、衛生班を除く）から1名以上選出された室長級以下の職員とする。</p> <p>また、副班長として室長級の職員を置く。</p> <p>※状況により、災害対策支部内にも拠点を置く。</p>

2 災害対策支部

班名	部署	所 掌 事 務
支部情報班	観光交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策支部の設置及び運営に関する事 2. 災害対策本部（本庁）との連絡調整に関する事 3. 防災行政無線の管理、運営に関する事 4. 総合支所管内の被害情報及び被害報告の取りまとめに関する事 5. 総合支所管内の自主防災会との連絡調整に関する事 6. 広報活動に関する事 7. 観光施設利用者の避難及び安全確保に関する事 8. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 10. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. その他、総務班に記する事務に関する事
文教班	教育総務課 社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 小中学校の避難所開設及び管理運営に関する事 3. 臨時教場の設置に関する事 4. 教育関係情報の取りまとめに関する事 5. 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 6. 応急教育に関する事 7. 災害時の教科書及び学用品の調達に関する事 8. 教職員の動員及び調整に関する事 9. 学校給食施設の被害調査及び応急復旧に関する事 10. 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11. 施設利用者の避難及び安全確保に関する事 12. 文化財の保全及び安全確保に関する事文化財の保全及び安全確保に関する事

第4節 初動行動

- ① 「職員災害対応マニュアル」を参照
- ② 参集職員は報道等で発出を確認した場合、連絡を待たず登庁を開始する
- ③ 自身の身の安全を確保し、行動する

1 風水害の初動行動

(1) 第1次配備（情報収集体制）

- ① 別冊「川根本町風水害当番活動マニュアル」のとおり
- ② 第2次配備体制の配備基準に達した場合及び静岡地方気象台からの防災FAXにより配備基準に達すると予想される場合は次のことを行う。
 - ア 本庁風水害当番班長は、総合支所風水害当番班長にその旨を連絡する。
 - イ 本庁及び総合支所風水害当番班長は、第2次配備体制の対象職員に電話連絡
 - ウ 本庁及び総合支所風水害当番班長は、自主防災会長に避難地及び避難所の開設準備連絡を行なう。
 - エ 災害警戒本部の設置準備を行なう。

(2) 第2次配備（災害警戒体制・災害警戒本部）

【災害警戒体制】

- ① 風水害当番からの連絡により登庁した職員は、次のことを行う。
 - ア 雨量、水位の情報、被害情報等を確認する。
- ② 川根本町に土砂災害警戒情報が発表された場合、危機管理課長に報告し災害警戒本部移行の準備をする。
 - ア 町長、副町長、教育長、全課・局長、全室長に登庁連絡をする。
 - イ 地区防災職員に担当地区への参集連絡をする。

【災害警戒本部】

- ③ 災害警戒本部を設置した場合は次のことを行う。
 - ア 町長に状況を報告し、本部員会議を招集する。
 - イ 災害警戒本部を設置した旨を、中部地域局、静岡市消防局島田消防署川根北出張所、島田警察署に連絡する。
 - ウ 情報収集活動を継続する。
 - エ 災害対策本部の設置準備を行う。
- ④ 地区防災職員は指定する地区へ参集する。
- ⑤ 状況がさらに悪化することが予想されるときは、避難情報等の発令を検討する。

※避難情報の発令を検討する場合には、別冊「川根本町避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

(3) 第3次配備体制（災害対策本部Ⅰ・災害対策本部Ⅱ）

第3次配備体制の配備基準に達したときは、次のことを行う。

【災害対策本部Ⅰ】

- ① 災害警戒本部から災害対策本部に移行する。
- ② 災害対策本部に移行した旨を中部地域局、陸上自衛隊第34普通科連隊、静岡市消防局島田消防署川根北出張所、島田警察署に連絡する。
- ③ 町内で災害発生の通報があった場合、本部員会議を招集し災害対策本部Ⅱに移行する。

【災害対策本部Ⅱ】

- ④ 各課連絡網等により全職員を招集する。
- ⑤ 災害に関する情報収集活動を行い、災害発生時に応急対策が可能な体制をとる。
- ⑥ 必要に応じ、災害ボランティアセンターの開設要請を行う。

No.	受信者	電話番号
1	中部地域局	054-644-9104
2	陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310
3	静岡市消防局島田消防署 川根北出張所	0547-58-3015
4	島田警察署	0547-37-0110

2 地震災害の初動行動

(1) 地震発生又は南海トラフ地震等に関する情報の発表

テレビ、ラジオ、インターネット等で震度等に関する情報を確認し、配備基準に従い登庁する。

(2) 地震直後の緊急措置

- ① 勤務者、来庁者の安全確保及び避難誘導
- ② 庁舎等の施設、設備の被害状況の把握（電源の確認）
庁舎外部（壁、ガラス、扉等）、庁舎内部（天井、壁、建具等）の被害状況調査
- ③ 通信機能の確保
ア 防災行政無線により、本部、支部間の通信を確保
イ 衛星携帯電話の設置
ウ FUJISAN の開設
- ④ 情報収集活動（テレビ、ラジオ、インターネット等）

(3) 災害対策本部の設置

本部員会議の開催（被害の概況報告、避難誘導・人命救助等の応急対策の報告）

(4) 初動期の災害情報の収集

- ① 自主防災会からの地域情報（地域の被害情報）
- ② 職員からの情報（登庁時に把握した被害状況）
- ③ 住民からの情報（被害情報）
- ④ 警察からの情報（死傷者、交通傷害、規制等）
- ⑤ 消防からの情報（火災、救急等）

(5) 初動行動の実施

人命救助・避難誘導・情報収集等

※災害Ⅰ期（72時間）は人命救助を最優先に活動する。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の初動行動

(1) 南海トラフ地震想定震源域で地震が発生した場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、配備基準に従い登庁する。

(2) 庁舎参集後の対応

① 住民向け広報

町公式LINE、かわねフォン、町公式HPにより住民向け広報を行う

【調査中の場合】

～例文～

○月○日（■曜日）午前○時○分頃に南海トラフ地震想定震源域（例えば日向灘）を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、南海トラフ地震との関連性について国が調査を行っています。

現在、町では第1次配備体制を配備し、情報収集を行っています。このような不安や緊張が高まった状況では、デマなどの根拠のない情報が広まる事が多く注意が必要です。

今後は、報道機関や公的機関が発表するテレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

② 通信機能の確保

ア 防災行政無線により、本部、支部間の通信を確保

イ 衛星携帯電話の設置

ウ FUJISANの開設

③ 情報収集活動（テレビ、ラジオ、インターネット等）

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）発出の場合、気象庁において評価検討委員会が開催され、該当地震評価の上、対応が決定する。検討結果発表までに約2時間を要するため、落ち着いて行動する。

(3) 評価検討委員会終了後の対応

① 住民向け広報

町公式 LINE、かわねフォン、町公式 HP により住民向け広報を行う

【調査終了の場合】

～例文～

○月○日(○)○時○分に発表された「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」は、○時○分に国の調査が終了となり「特段の防災対策を取る必要はなし」との判断となりました。

引き続き、日頃からの地震への備えを確認いただきますようお願いいたします。

【巨大地震注意・巨大地震警戒の場合】

～例文～

○月○日(○)○時○分頃、○○○を震源とするマグニチュード○.○の地震が発生したことにより、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震○○)が発表されました。

町民の皆さまは、日頃からの地震への備えを再確認するなど防災対策を取っていただきますようお願いいたします。

引き続き、今後の地震情報にご留意ください。

○とるべき行動

- ・ 備蓄品の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家具の固定の確認等

② 第2次配備体制移行による職員参集連絡

職員 LINE 及び連絡網により、配備職員へ参集連絡をする。(第2次配備体制参集職員は、報道等で注意発出を確認した場合、連絡を待たず登庁を開始する)

川根本町災害対策本部編成表 I 期（概ね72時間）

本 部 長	町 長	副 本 部 長	副 町 長	教育長
班 名 (班 長)	副 班 長	班 員		
災害対策班 (危機管理課長)	危機管理室長	危機管理課員		
総 務 班 (総 務 課 長)	行政庶務室長	総務課員		
情 報 班 (デジタル推進課長)	対策係 経営戦略課長	まちづくり推進室長	情報係 デジタル推進課及び経営戦略課員	
税 務 経 理 班 (会 計 課 長)	税務住民課長	会計課員 税務住民課員		
建 設 班 (建 設 課 長)	建設事業室長	建設課員		
衛 生 班 (くらし環境課長)	環境政策室長	くらし環境課員		
救 護 福 祉 班 (高齢者福祉課長)	健康福祉課長	高齢者福祉課員 健康福祉課員		
産 業 班 (産業振興課長)	農業室長	産業振興課員		
議 会 班 (議会事務局長)	-	議会事務局員		
応 急 対 策 班 (危機管理室長)	各対策班から選出された室長給以下の職員	各対策班（総務班、議会班、建設班、衛生班を除く）から選出された職員		

川根本町災害対策本部編成表 II・III期（概ね3日後、1週間後から）

本 部 長	町 長	副 本 部 長	副 町 長	教育長
班 名 (班 長)	副 班 長	班 員		
災害対策班 (危機管理課長)	危機管理室長	危機管理課員		
総 務 班 (総 務 課 長)	行政庶務室長	総務課員		
情 報 班 (デジタル推進課長)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">対策係</div> 経営戦略課長	まちづくり推進室長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">情報係</div> デジタル推進課及び経営戦略課員	
税 務 経 理 班 (会 計 課 長)	税務住民課長	会計課員 税務住民課員		
建 設 班 (建 設 課 長)	建設事業室長	建設課員		
衛 生 班 (くらし環境課長)	環境政策室長	くらし環境課員		
救 護 福 祉 班 (高齢者福祉課長)	健康福祉課長	高齢者福祉課員 健康福祉課員		
産 業 班 (産業振興課長)	農業室長	産業振興課員 ※II・III期は、建設班及び衛生班の応援 ※班長は、本部会に出席		
議 会 班 (議会事務局長)	-	議会事務局員 ※状況により廃止し、総務班の応援 ※班長は、本部会に出席		
応 急 対 策 班 (危機管理室長)	各対策班から選出された室長給以下の職員	各対策班（総務班、議会班、建設班、衛生班を除く）から選出された職員		

川根本町災害対策支部編成表 I 期（概ね72時間）

支 部 長	総合支所長	
班 名 (班 長)	副 班 長	班 員
支 部 情 報 班 (観光交流課長)	観光交流室長	観光交流課員
支 部 文 教 班 (教育総務課長)	社会教育課長	教育総務課員 社会教育課員

川根本町災害対策支部編成表 II・III期（概ね3日後、1週間後から）

支 部 長	総合支所長	
班 名 (班 長)	副 班 長	班 員
支 部 情 報 班 (観光交流課長)	観光交流室長	観光交流課員
支 部 文 教 班 (教育総務課長)	社会教育課長	教育総務課員 社会教育課員

避難情報の判断・伝達マニュアル

令和5年4月 策定

令和7年4月 改訂

川 根 本 町

— 目 次 —

第1章 共通事項	
1 町の責務	1
2 対象とする災害	1
3 避難行動（安全確保行動）の考え方	1
4 避難情報の種類	2
5 避難情報発令の考え方	2
6 避難情報発令による町民等に求める行動	4
7 避難情報の発令手順	5
8 災害対応の流れ	6
第2章 台風	
1 台風の特徴（影響）	7
2 避難情報発令の基準	7
3 解除基準	7
4 避難対象地区と避難場所	7
第3章 水害	
1 避難情報発令の対象となる水害	13
2 避難情報発令の対象河川	13
3 対象河川の基準水位	14
4 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所	14
5 避難情報の対象となる避難すべき区域	15
6 避難情報発令の基準	17
7 河川水位情報と避難情報	18
8 解除基準	18
9 避難対象地区と避難場所	19
第4章 土砂災害	
1 避難情報発令の対象となる土砂災害	22
2 避難情報を判断する情報	31
3 避難情報の発令区域	34
4 避難情報発令区域の設定と発令基準	37
5 留意事項	38
6 解除基準	38
7 避難対象地区と避難場所	39
第5章 情報伝達	
1 避難行動の認識の徹底	40
2 情報伝達の手段	40
3 避難情報の広報文例	42

第1章 共通事項

1 町の責務

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる」と規定している。（災害対策基本法第 60 条第 1 項）

しかし、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方から、この避難のための指示等には強制力は伴っていない。したがって、町の責務は、町民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、発令する避難のための指示等がどのような考え方に基づいているかについて、町民に周知し情報共有するとともに、町民一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図ることにある。

2 対象とする災害

本マニュアルでは、立退き避難が必要な自然災害の事象のうち、台風、水害、土砂災害に伴う避難を対象とする。なお、積乱雲の急な発達により発生する竜巻や突風、雷などについては、高齢者等避難、避難指示（以下「避難情報」という。）の発令基準を設けることが困難であるため、気象情報に注視し、適時判断する。

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

これまでの避難情報は、自宅等の現在いる危険な場所からの立退きを意味していたが、周囲の状況によっては指定した避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内安全確保措置」という。）も「命を守るための行動」の一つに加えている。

(1) 立退き避難

- ①町が指定した避難場所への移動
- ②親戚や知人の家、ホテルや旅館などの自宅等から安全な場所への移動
- ③近隣の高い建物等への移動

(2) 屋内安全確保

- ①建物内の安全な場所への待避

(3) 緊急安全確保

- ①洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- ②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避するなど、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。



【参考】待避と退避

「待避」とは、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。「たいひ」には、安全な場所に移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記がある。本マニュアルでは、「待避」の表現を用いている。

【参考】指定緊急避難場所と指定避難所

1 指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設や場所をいう。（川根本町地域防災計画に示す「避難地」を指す。）

2 指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）

災害により住家を失った場合において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設をいう。（川根本町地域防災計画に示す「避難所」を指す。）

4 避難情報の種類

災害時に町民等（町内の居住者、滞在者その他の者をいう。）の命を守るために発令する避難情報は、次のとおりである。

(1) 高齢者等避難

洪水や土砂災害など災害の発生のおそれがある場合に、町民等に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、この段階で危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）行動を開始するものである

(2) 避難指示

洪水や土砂災害などの災害により人的被害の発生のおそれが高い場合に、被害の拡大を防止するため、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）するものである。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合に、屋内での安全な場所での待避等の安全確保措置を指示するものである。

5 避難情報発令の考え方

避難情報発令の考え方は、次のとおりとする。

(1) 避難情報には強制力は伴っていないことから命を守る責任は最終的には個人にあるという考えのもと、町民等の生命、身体を保護するために行うべき町の責務として、早い段階から確実な情報提供を行い、町民等が避難行動をとる判断ができる情報として発令する。

(2) 気象情報、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用するとともに、国の機関や県に対し、積極的に助言を求める。

(3) 災害から町民等の命を守るため、災害発生の危険性が高まっている若しくは避難情報の判断基準に達したときは躊躇せず発令する。

- (4) 緊急時には、避難場所の開設状況に関わらず発令する。
- (5) 避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」になることは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって発令する。また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用し、早めの避難行動を促すことも考える。

○助言等依頼関係機関一覧表

機関名	電話番号	所在地	備考
国土交通省静岡河川事務所	054-273-9104	静岡市葵区田町三丁目 108	流域治水課
国土交通省長島ダム管理事務所	0547-59-1021	川根本町犬間 541-3	
中部電力(株)静岡水力センター	0547-59-3120 0547-59-4055	川根本町千頭 814-1	防災本部
静岡地方気象台	054-282-3833	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
静岡県土木防災情報センター	054-221-3259	静岡市葵区追手町 9-6	県水防本部
静岡県河川砂防局	054-221-3042	静岡市葵区追手町 9-6	砂防課
静岡県中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋 362-1	危機管理課
静岡県島田土木事務所	0538-37-5271	島田市道悦五丁目 7-1	維持管理課
島田警察署	0547-37-0110	島田市向谷元町 1212	
島田市役所	0547-36-7320	島田市中央町 1-1	危機管理課
静岡市役所	054-221-1012 054-260-2211	静岡市葵区追手町 5-1 静岡市葵区井川 656-2	危機管理課 井川支所
浜松市役所	053-457-2537	浜松市中区元城町 103-2	危機管理課

6 避難情報発令による町民等に求める行動

避難情報の発令による町民等に求める行動については、表1のとおりである。

表1 避難指示等発令による町民等に求める行動

避難情報等	町民等に求める行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●とるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い ●とるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり ●とるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化 ●とるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅や施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再認識するとともに、避難情報の把握手段を再確認や注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●とるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

・避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない。

・避難先は、小中学校・交流センターだけではない。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみる。

- ・感染症対策用品（マスク、消毒液等）はできるだけ自ら携行すること。
- ・町が指定する避難場所、避難所は変更・増設されている可能性がある。町のホームページ等で確認すること。
- ・豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険である。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認すること。

注 突発的な災害の場合、町長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

7 避難情報の発令手順

避難情報の発令及び解除は、町長がその基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。町長が不在又は町長に連絡がとれない場合は、副町長、教育長、総務課長の順位でこれを代行する。

8 災害対応の流れ

雨の降り始め（台風の北上）から被害の発生までの間で、町の災害対応や避難情報の発令時期などを時系列で例示すると、表2のとおりである。

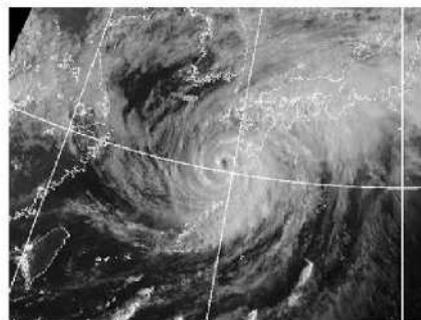
表2 災害対応の流れ（例：台風）

気象等の状況	町の対応	町民等の行動
<p>〈台風の北上・雨の降り始め〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇台風予報 ◇大雨・洪水注意報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報等の収集 ○関係課（ライフライン担当課）との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ等による気象情報の確認
<p>〈台風の接近・雨が強まる〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇台風に関する気象庁記者会見 ◇大雨・洪水警報発表 ◇時間雨量 30mm 以上 ◇水防団待機水位到達 ◇気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報黄色（注意）発表 ◇避難判断水位到達 ◇土砂災害警戒情報発表 ◇氾濫危険情報（氾濫危険水位） 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位等の収集・把握 ○排水機場等への職員配置 ○排水機場等の運転 ○道路冠水等被害状況の把握・対処 ○消防団への待機指示 ○学校施設等の休業の判断・指示 ○消防団の出動（巡視、水防活動） ○避難場所開設の準備 高齢者等避難 ○避難所の開設 ○避難者の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○町からの情報（道路冠水・学校施設休業状況・河川水位等）の確認 ○要配慮者とその支援者の避難開始 ○避難の準備（要配慮者とその支援者以外）
<p>〈台風最接近・雨がさらに強まる〉</p>	<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害の前兆現象を確認した場合は、町に連絡 ○避難の開始（要配慮者とその支援者以外） ○避難の完了
<p>〈被害の発生又はそのおそれ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇記録的短時間大雨情報 ◇大雨等特別警報 ◇被害の発生、拡大のおそれ ◇町全域に被害拡大のおそれ 	<p>緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握、救出救助 ○関係機関との連絡調整 ○職員の増員 ○県へ自衛隊等派遣要請 ○被災者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動 ○崖から少しでも離れた部屋で待避 ○近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動

第2章 台風

1 台風の特性（影響）

台風とは、熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）で、最大風速が秒速 17.2m以上に発達したものをいい、その特性は次のとおりである。



(1) 風の特性

台風は巨大な空気の渦巻きとなっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいる。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなる。また、台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。

(2) 雨の特性

台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。また、日本付近に前線が停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。

2 避難情報発令の基準

毎年、全国各地で台風や前線を伴った低気圧が付近を通過することによって河川の氾濫や土砂災害が発生し、また、暴風、高潮、高波などによっても災害が発生している。

台風と水害、土砂災害とは密接な関係があるため、本マニュアルでは、台風が起因する河川の氾濫や土砂災害については、後述の第3章及び第4章に基づいて対処するものとし、ここでは、要配慮者の早期避難と町民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」の発令を取り上げるものとする。

なお、高齢者等避難の発令基準は次のとおりとする。

- ①現に台風が接近し、町内に被害が発生する危険性がある場合
- ②町内が暴風域に入る時間帯が夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令）

3 解除基準

河川の氾濫等の水害、土砂災害などが発生する危険がなく、台風の通過に伴って風雨が収まったことを確認できた段階で、高齢者等避難を解除する。

4 避難対象地区と避難場所

台風によって発生する災害は、河川の氾濫等の水害や土砂災害のほか、強風によるものも想定されることから、高齢者等避難の対象地域は原則として町内全域とし、表3に示す避難地を開設するものとする。

なお、地域において自主的に集会所等を開設し、避難者を受け入れている場合は、その状況等の把握に努める。

表3 避難地（災害時に一時的に避難できる施設・場所）

No.	地区名	名称	住所	電話番号 (0547) かわねフォン	面積 (㎡)	災害種別		
						地震	風水害	土砂 災害
1	接岨	接岨地区集会所	梅地 159-1	59-3764	86	○	○	○
2		平田集会所	犬間 429-3	88-1258	69	○	○	
3	大間	寸又峡公民館	千頭 286	59-1082	127	○	○	
4	奥泉	奥泉地区集会所	奥泉 540	59-1080	220	○	○	○
5		八木公会堂	奥泉 687-1	88-0368	92	○	○	
6	大谷	大谷地区集会所	東藤川 274-1	59-1081	79	○	○	○
7	沢間	沢間公会堂	千頭 636-2	88-6286	64	○	○	
8		池ノ谷地区集会所	千頭 515	88-1183	58	○	○	○
9	桑野山	桑野山会館	桑野山 254	59-1079	143	○		○
10	平栗	平栗区多目的集会所	東藤川 1519-3	88-2852	62	○	○	
11	寺馬	寺馬区会館	千頭 805-6	59-1078	123	○	○	○
12	千頭西	千頭西区会館	千頭 950-2	88-2358	96	○	○	○
13	千頭東	千頭東区会館	千頭 1185-1	59-1076	236	○	○	○
14		奥大井自然休養村管理センター（3階）	千頭 1216-5	—	115	○		○
15		千頭駅前広場	千頭 1216-5	—	814	○		○
16		音戯の郷	千頭 1217-2	58-2021	1,503	○		
17		光の森学園グラウンド	千頭 1236-6	—	12,182	○		○
18	小長井	小長井公民館	東藤川 1019-2	59-3040	299	○	○	○
19		文化会館	東藤川 909-1	59-3106	2,418	○	○	
20		本川根B & G海洋センター	東藤川 1220	59-3332	1,716	○	○	○
21	上岸	上岸地区集会所	上岸 280-2	59-1075	106	○	○	○
22	前山	前山区会館	東藤川 2500-2	88-6565	53	○	○	○
23	田代	田代区会館	田代 154	59-4711	211	○	○	○
24		旧本川根中学校	田代 530	59-2057	26,948	○		○
25	柳三	柳三集会所	東藤川 2216-16	59-1072	70	○	○	○
26	崎平	崎平地区集会所	崎平 32-1	59-1071	227	○	○	
27	青部	青部地区集会所	青部 674-2	59-1070	149	○	○	○
28	坂京	坂京地区集会所	東藤川 3161	59-1074	136	○	○	
29	藤川	藤川地域振興センター	元藤川 729-1	57-2634	366	○	○	○

30	水川	フォーレなかかわね茶茗館	水川 71-1	56-2100	642	○		
31		水川地域振興センター	水川 641-3	56-1485	191	○		○
32		尾呂久保地域振興センター	水川 908-1	88-5683	46	○	○	○
33	上長尾	上長尾集落センター	上長尾 292-2	88-1670	158	○	○	○
34	高郷	高郷地域振興センター	上長尾 933-2	56-1487	341	○	○	○
35		三ツ星学園 (旧中川根中学校) グラウンド	上長尾 744	—	14,548	○		
36		三ツ星学園 (旧三ツ星小学校) グラウンド	上長尾 1000	—	6,800	○		○
37	八中	八中地域振興センター	上長尾 1727	88-7876	92	○	○	
		はちなか園	上長尾 1183-1	56-1888			○	
38	梅高	梅高地域振興センター	下長尾 622-3	56-1488	202	○	○	○
39	下長尾	下長尾地域振興センター	下長尾 169	56-0108	199	○	○	
40		旧中川根南部小学校グラウンド	下長尾 281	—	5,522	○		
41	瀬平	瀬平集落センター	下長尾 2133	56-1961	190	○	○	○
42	久保尾	久保尾地域振興センター	下長尾 1399	88-5016	222	○	○	○
43	久野脇	久野脇コミュニティ防災センター	久野脇 237	88-5688	359	○	○	○
44		三津間集落センター	久野脇 813-2	88-5228	183	○	○	○
45	地名	地名地域振興センター	地名 185-2	88-7768	403	○	○	○
46		農林業センター交流施設	地名 1493-2	56-0506	484	○	○	○
47	下泉	高齢者コミュニティセンター	下泉 200-1	56-1969	250	○		○
48	壺町河内	壺町河内地域振興センター	壺町河内 1078	56-1470	82	○	○	
49	田野口	田野口地域振興センター	田野口 831	56-1970	193	○	○	○
50	徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山 1369	57-2843	620	○	○	
51		旧中川根第一小学校グラウンド	徳山 100	—	13,299	○		○
52		県立川根高等学校グラウンド	徳山 1644-1	—	18,185	○		

台風の情報

気象庁は台風の発生が見込まれる24時間前から台風情報を発表します。

台風経路図、全般台風情報



台風の位置や強さなどの実況と12時間先、24時間先の予報を3時間ごとに発表し、さらに5日先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表します。

また、台風が日本に接近する場合などは、「全般台風情報」で台風の今後の見通しや防災にかかわる情報などを発表します。なお、熱帯低気圧の場合は標題が「発達する熱帯低気圧に関する情報」となります。

全般台風情報

▼ 令和元年東日本台風(台風19号)

令和元年 台風第19号に関する情報 第32号
令和元年10月10日17時25分 気象庁予報部発表

(東出し)
大型で猛烈な台風第19号の影響により、11日までは、東日本太平洋側から南西諸島にかけての広い範囲で猛烈なしけや大しけとなる見込みです。台風はその後、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本にかなり接近または上陸し、東日本を中心とした広い範囲で

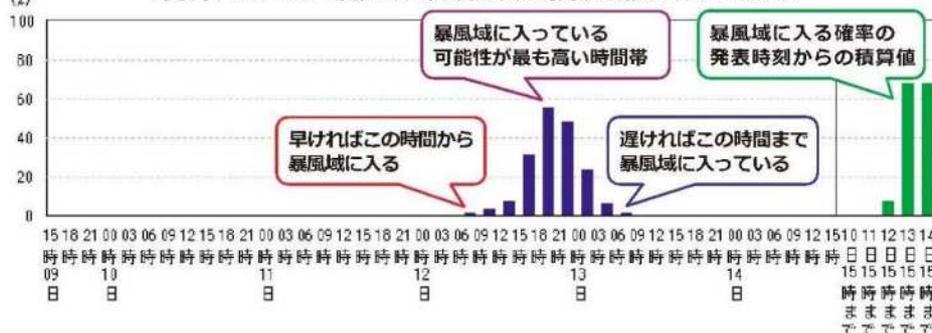
暴風域に入る確率



5日先までの暴風域(10分間平均風速で25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)に入る確率を分布図と地域ごとの時間変化のグラフで示して6時間ごとに発表します。

早ければ値が出る時間帯から暴風域に入る可能性があります。値がピークの時間帯は、最も暴風域に入っている可能性が高い時間帯です。また、値が小さくなった時間帯でも、まだ暴風域に入っている可能性があることに注意が必要です。

時系列グラフでは、地域ごとの暴風域に入る時間帯を知ることができます。



雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 29 年 3 月一部改正) (平成 29 年 9 月一部改正)

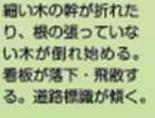
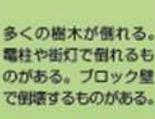
1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようなになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロブレーニン グ現象) 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に立たなく なる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
 (平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)
 (平成 29 年 9 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常の速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくられる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。 					
30~35 ~約125km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯が倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 	50
35~40 ~約140km/h						住家で倒壊するものがある。鉄骨建造物で変形するものがある。 	
40~ 約140km/h~							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
 (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
 (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
 1 風速は地形や建物の建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

第3章 水害

1 避難情報発令の対象となる水害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことで、その要因となる氾濫には、外水氾濫と内水氾濫がある。

「外水氾濫」・・・堤防の有する河川では、水位上昇によって堤防が破堤し、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が速いスピードで流れ出すなど、浸水の深さや浸水域が一気に増加する現象をいう。

「内水氾濫」・・・河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。

本マニュアルで避難情報発令の対象となる水害は、河川の洪水による「外水氾濫」とする。

なお、「内水氾濫」による水害時の避難情報の発令については、降雨量や風などの現況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。浸水深が浅い場合や短時間で局地的な大雨の場合は、下水道や側溝があふれ、浸水することもあるが、局所的に浸水している箇所近づかなければ、命を脅かす危険性はなく、屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。

2 避難情報発令の対象河川

避難指示等発令の対象とする河川は、水位周知河川とする。

それ以外の河川についても、危険を覚知した場合は、避難情報の発令を検討する。

【参考】

1 水位周知河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

川根本町では、大井川が該当する。

3 対象河川の基準水位

水位観測所ごとの基準水位は、表4のとおりである。

表4 観測所ごとの基準水位（単位：m）

観測所名	流域 河川名	位置		水 位				所管
		市町	大字	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警 戒)	氾濫 危険 (危険)	
川根大橋	大井川	川根本町	千頭	2.70	3.30	4.00	4.52	静岡県
中徳橋	大井川	川根本町	上長尾	3.50	4.40	4.80	5.20	静岡県

【参考：基準水位】

- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- ・ 避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令の判断をする目安となる水位
- ・ 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表され、避難指示の発令判断をする目安となる水位

【参考：水位・雨量の情報提供】

- 国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp> 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- 静岡県 SIPOS-RADAR <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

4 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・区域を次のとおりとする。

ア 外水氾濫

大井川

No.	区域	左右岸	注意を要する理由	地区名
1	昭和橋上流 200m ～昭和橋下流 200m	左	断面狭小	地名
2	中津川付近 ～柿間沢	左右	堤防高不足 (断面狭小)	上長尾
3	万世橋下流 200m ～茶茗館下流 800m	左右	断面狭小	水川

4	大井川鉄道青部駅付近	左	堤防高不足	青部
5	川根大橋から下流	左右	断面狭小	千頭
6	中部電力社宅前	右	断面狭小	千頭

※水防計画書抜粋

イ 内水氾濫

(ア) 桑野山地区内排水（雨水等）

- 警戒すべき箇所：桑野山地区

(イ) 島沢川

- 警戒すべき箇所：田代地区

(ウ) 水田排水路

- 警戒すべき箇所：徳山地区

(エ) ホンタリ沢川

- 警戒すべき箇所：上長尾地区

(オ) 清水沢川

- 警戒すべき箇所：高郷地区

5 避難情報の対象となる避難すべき区域

ア 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、氾濫特性や住民の避難行動等に配慮して、次の該当基準により設定する。

<p>■外水氾濫に係る区域</p> <p>① 過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨等）で宅地浸水が発生した区域</p> <p>② 氾濫流の到達時間が3時間以内の区域</p> <p>③ 上記2項目等を基本に総合的に判断し設定する。（川根本町洪水ハザードマップ参照）</p> <p>■内水氾濫に係る区域</p> <p>① 過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨、令和4年台風第15号）で宅地浸水が発生した区域</p> <p>② 下流に排水機場があり、水門操作や運転状況によって浸水の拡大が想定される区域</p> <p>③ 上記2項目等を基本に、総合的に判断し設定する。</p>

イ 氾濫特性や住民の避難行動等への配慮

(ア) 外水氾濫

- ① 破堤時の氾濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- ② 破堤時は、浸水深・浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- ③ 内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となる場合、また急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が速く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。
 - ・浸水深が 50 cmを上回る場所での避難行動は危険
 - ・流速が速い場合、浸水深が 20 cm程度でも歩行不可能
 - ・用水路等への転落の恐れがある場合は、道路冠水が 10 cm程度でも危険
 - ・歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の 2 階等へ緊急的に垂直避難することが効果的

(イ) 内水氾濫

- ① 外水氾濫よりも浸水の深さは浅いが、地下施設等では生命に係る災害となる。
- ② 小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。

6 避難情報発令の基準

避難情報の発令については、以下の基準を基に、今後の気象予測や河川の巡視等からの報告に注意し、総合的に判断する。国土交通省中部地方整備局長島ダム管理所や静岡県島田土木事務所等、関係機関からの情報や助言等も参考にする。

ア 外水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難	避難指示	
大井川	<p>①川根本町に大雨警報（浸水害）、洪水警報が発令され、被害の発生が予想されるとき</p> <p>②大井川水位観測所の水位が、避難判断水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき 【避難判断水位】 川根大橋：4.00m 中徳橋：4.80m</p> <p>② 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>①大井川水位観測所の水位が、氾濫危険水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき 【氾濫危険水位】 川根大橋：4.52m 中徳橋：5.20m</p> <p>②水防団等の監視により、堤防天端まで水位が上昇すると見込まれるとき。</p> <p>③河川管理施設の異常（破堤等のおそれ）を確認したとき</p> <p>④ダム放流の増加により、越水、溢水のおそれがあるとき</p>	<p>①水防団等の監視により、越水、溢水による浸水の発生が高まったとき</p> <p>②河川管理施設に大規模な異常（破堤のおそれ）を確認したとき</p> <p>③ダム放流の増加により、越水、溢水による浸水の発生が高まったとき</p>

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」・「避難指示」の発令を行う。

イ 内水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難	避難指示	
大井川	①川根本町に大雨警報（浸水害）、洪水警報が発令され、被害の発生が予想されるとき ②大井川水位観測所の水位が、避難判断水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき 【避難判断水位】 川根大橋：4.00m 中徳橋：4.80m ③一部道路の冠水が始まると予想されるとき	①一部道路の冠水が始まったとき ②内水氾濫による浸水を確認し、今後浸水深の継続、増加が見込まれるとき ③排水先の河川の水位が上昇し、ポンプ停止の事態や逆流による内水氾濫が発生すると見込まれるとき	①床下浸水の発生が高まったとき ②排水先の河川の水位が上昇し、ポンプ停止の事態や逆流による内水氾濫の危険が高まったとき ③直ちに避難行動を行う必要があるとき

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」・「避難指示」の発令を行う。

7 河川水位情報と避難情報



8 解除基準

(1) 避難指示の発令後

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊等による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

(2) 高齢者等避難の発令後で氾濫危険水位に達していない場合

水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

9 避難対象地区と避難場所

(ア) 外水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	避難地	避難所
大井川	破堤、越水した場合の避難範囲	奥泉	奥泉地区集会所 八木公会堂	光の森学園 (旧) 本川根小学校(※2))
		沢間	沢間公会堂 池の谷地区集会所	光の森学園 (旧) 本川根小学校(※2))
		桑野山	桑野山会館(※2)	光の森学園 (旧) 本川根小学校(※2))
		寺馬	寺馬区会館	光の森学園 (旧) 本川根小学校(※2))
		千頭	千頭西区会館 千頭東区会館 奥大井自然休養村管理センター(3階)	光の森学園 (旧) 本川根小学校(※2))
		小長井	小長井公民館 文化会館 本川根 B & G 海洋センター	本川根 B & G 海洋センター
		田代	田代区会館	旧本川根中学校(※2)
		柳三	柳三集会所	旧本川根中学校(※2)
		崎平	崎平地区集会所	旧本川根中学校(※2)
		青部	青部地区集会所	旧本川根中学校(※2)
		藤川	藤川地域振興センター	旧中川根第一小学校(※2)
		徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山コミュニティ防災センター 県立川根高等学校
		水川	フォーレなかかわね茶茗館(※2) 水川地域振興センター(※2)	三ツ星学園 (旧中川根中学校)
		田野口	田野口地域振興センター	三ツ星学園 (旧中川根中学校)
		上長尾	上長尾集落センター	三ツ星学園 (旧中川根中学校)
		高郷	高郷地域振興センター	三ツ星学園 (旧三ツ星小学校)
		梅高	梅高地域振興センター	三ツ星学園 (旧三ツ星小学校)
		下長尾	下長尾地域振興センター	旧中川根南部小学校(※2)
下泉	高齢者コミュニティセンター(※2)	旧中川根南部小学校(※2)		
瀬平	瀬平集落センター	旧中川根南部小学校(※2)		
久野脇	久野脇コミュニティ防災センター 三ツ間集落センター	久野脇コミュニティ防災センター		

		地名	地名集会所 農林業センター交流施設	農林業センター交流施設
--	--	----	----------------------	-------------

※1 川根本町洪水ハザードマップ抜粋

※2 避難地、避難所が浸水被害のおそれがある場合には、状況に応じ変更する。

(イ) 内水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	避難地	避難所
地区内排水	過去に浸水被害が発生した地域	桑野山	桑野山会館(※2)	光の森学園 (旧)本川根小学校(※2))
島沢川		田代	田代区会館	旧本川根中学校(※2)
水田排水路		徳山	徳山コミュニティ防災センター	徳山コミュニティ防災センター 県立川根高等学校
ミコノ上川沢		上長尾	上長尾集落センター	三ツ星学園 (旧中川根中学校)
清水沢川		高郷	高郷地域振興センター	三ツ星学園 (旧三ツ星小学校)

※1 浸水想定がないため、過去に浸水被害が発生した地区を対象とする。

※2 避難地、避難所が浸水被害のおそれがある場合には、状況に応じ避難所を変更する。

留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- (イ) 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。
- (ウ) 「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起こった後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難場所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。

第4章 土砂災害

1 避難情報発令の対象となる土砂災害

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)第2条)

「急傾斜地の崩壊」・・・傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。

「土石流」・・・山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。

「地滑り」・・・土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。

「河道閉塞による湛水」・・・土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。

本マニュアルにおいて避難情報の発令対象とする土砂災害は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域に土砂災害警戒情報が発表されたときとする。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」(都道府県が指定)

土砂災害防止法に基づき市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域



(2) その他の場所

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もある。

例えば、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所を「山地災害危険地区」として指定している。

表5 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）

No.	地区名	箇所番号	区域名	災害種別
1	接岨	107- I -1809	梅地後藤上下	急傾斜地の崩壊
2		107- I -3787	犬間下尾茂礼	急傾斜地の崩壊
3		107- I -3788	犬間網繰出	急傾斜地の崩壊
4		107- II -2481	犬間村上日影	急傾斜地の崩壊
5		107- S -6013	犬間竹之花	急傾斜地の崩壊
6		107- S -6015	犬間大道下片瀬	急傾斜地の崩壊
7		107-S-6011	梅地水ヲバ子	急傾斜地の崩壊
8		107-S-6016	犬間怒多山	急傾斜地の崩壊
9		22-0023	犬間	地滑り
10		22-0025	三ツ峰	地滑り
11	大間	107- I -1810	千頭中森	急傾斜地の崩壊
12		107- I -2958	千頭中井戸	急傾斜地の崩壊
13		107- I -3791	千頭中大間	急傾斜地の崩壊
14		107- II -5859	千頭日向	急傾斜地の崩壊
15		428- I - 001	カジカ沢	土石流
16	奥泉	107- I -3789	奥泉土本	急傾斜地の崩壊
17		107- I -3790	奥泉市代	急傾斜地の崩壊
18		107- II -2482	奥泉小山 A	急傾斜地の崩壊
19		107- II -2483	奥泉小山 B	急傾斜地の崩壊
20		107- II -2484	桑野山細尾	急傾斜地の崩壊
21		107- II -2486	奥泉寺開土	急傾斜地の崩壊
22		107- II -2487	奥泉島地	急傾斜地の崩壊
23		107- S -6029	奥泉菜畑ケ	急傾斜地の崩壊
24		107-S-6024	奥泉山ノ神森	急傾斜地の崩壊
25		107-S-6025	奥泉下片瀬	急傾斜地の崩壊
26		107-S-6026	奥泉八木山	急傾斜地の崩壊
27		107-S-6027	奥泉小山崎	急傾斜地の崩壊
28		107- S -6028	桑野山下島	急傾斜地の崩壊
29	大谷	107- II -2488	東藤川谷畑	急傾斜地の崩壊
30		107- II -2496	東藤川大沢 A	急傾斜地の崩壊
31		107- II -2497	東藤川大沢 B	急傾斜地の崩壊

32		428- I - 002	大沢	土石流
33	沢間	107- I -2959	千頭カンゾウ上	急傾斜地の崩壊
34		107- I -3789	奥泉土本	急傾斜地の崩壊
35		107- S -6035	千頭沢間	急傾斜地の崩壊
36		428- I - 003	沢間沢	土石流
37		428- II - 001	閑蔵沢	土石流
38		107-S-6009	千頭池ノ谷	急傾斜地の崩壊
39		107-S-6031	桑野山小島	急傾斜地の崩壊
40		107-S-6033	千頭片瀬	急傾斜地の崩壊
41		429-S-003	吉木沢	土石流
42		桑野山	107- II -2485	桑野山井ノ本
43	107- S -6028		桑野山下島	急傾斜地の崩壊
44	107-S-6036		桑野山スダンマ	急傾斜地の崩壊
45	107-S-6037		東藤川根添	急傾斜地の崩壊
46	平栗	107- II -2489	東藤川村上	急傾斜地の崩壊
47		107- II -2490	東藤川池本 C	急傾斜地の崩壊
48		107- II -2491	東藤川池本 B	急傾斜地の崩壊
49		107- II -2492	東藤川池本 A	急傾斜地の崩壊
50		107-S-6041	東藤川森下	急傾斜地の崩壊
51		R32	平栗	地滑り
52	寺馬	107- I -2960	千頭両国	急傾斜地の崩壊
53		107- I -2961	千頭寺野	急傾斜地の崩壊
54		107- II -2498	千頭馬場	急傾斜地の崩壊
55		107- S -6038	千頭中ノ島	急傾斜地の崩壊
56		107- S -6039	千頭八幡山ウラ	急傾斜地の崩壊
57		428- I - 004	神光寺沢	土石流
58		428- I - 005	タルノ沢	土石流
59	千頭東	107- I -1814	千頭惣枝	急傾斜地の崩壊
60		107- I -1815	千頭桑之実	急傾斜地の崩壊
61		107- S -6043	千頭伊勢次郎ボツ	急傾斜地の崩壊
62		107- S -6044	千頭島片瀬	急傾斜地の崩壊
63	小長井	107- I -1808	東藤川竹ノ本	急傾斜地の崩壊
64		107- II -2493	東藤川小長井 A	急傾斜地の崩壊

65	小長井	107- II -2494	東藤川古屋城	急傾斜地の崩壊
66		107- II -2495	東藤川小長井 B	急傾斜地の崩壊
67		107- II -2522	東藤川小長井 C	急傾斜地の崩壊
68		107-S-6042	東藤川沢ノ宮	急傾斜地の崩壊
69	上岸	107- II -2499	東藤川森平	急傾斜地の崩壊
70		107- II -2501	上岸中森	急傾斜地の崩壊
71		107- S -6048	上岸片瀬	急傾斜地の崩壊
72		428- I - 006	中沢	土石流
73		429-S-006	森平沢	土石流
74	前山	107- II -2502	東藤川前山 A	急傾斜地の崩壊
75		107- II -2503	東藤川前山 B	急傾斜地の崩壊
76		107- S -6047	東藤川藪脇	急傾斜地の崩壊
77		428- I - 007	椿沢川	土石流
78		429-S-008	前山沢	土石流
79	田代	107- II -2505	田代榎平	急傾斜地の崩壊
80		107- S -6050	田代島上	急傾斜地の崩壊
81	柳三	107- II -2504	東藤川柳瀬	急傾斜地の崩壊
82		107- II -2523	東藤川三盃	急傾斜地の崩壊
83	崎平	107- II -2517	崎平ナカダイラ	急傾斜地の崩壊
84		428- II - 002	西山沢	土石流
85		429-S-004	三ツ野沢	土石流
86		429-S-005	富沢沢	土石流
87		107- S -6051	千頭三ツ野	急傾斜地の崩壊
88		107-S-6055	崎平ナカダイラ B	急傾斜地の崩壊
89	青部	107- II -2506	東藤川下沢間	急傾斜地の崩壊
90		107- II -2507	青部平野原	急傾斜地の崩壊
91		428- I - 008	沢奥沢川	土石流
92		107-S-6061	青部沢間原	急傾斜地の崩壊
93	坂京	107- I -1806	東藤川中村	急傾斜地の崩壊
94		107- I -1807	東藤川中村上	急傾斜地の崩壊
95		107- II -2508	東藤川中野	急傾斜地の崩壊
96		107- II -2509	東藤川黒久保	急傾斜地の崩壊
97		107- II -2510	東藤川上ノ山	急傾斜地の崩壊

98	坂京	107- II -2511	東藤川カザアラ	急傾斜地の崩壊
99		107- II -2512	東藤川中野下	急傾斜地の崩壊
100		107- II -2513	東藤川川島	急傾斜地の崩壊
101		107- II -2514	東藤川大根発	急傾斜地の崩壊
102		107- II -2515	東藤川谷野下	急傾斜地の崩壊
103		429-S-009	坂京河内川	土石流
104		R11	坂京	地滑り
105	洗富小幡	107- II -2516	東藤川富士城	急傾斜地の崩壊
106		107- II -2518	東藤川幡住	急傾斜地の崩壊
107		107- II -2519	東藤川洗沢	急傾斜地の崩壊
108		107- II -2520	東藤川小猿郷 A	急傾斜地の崩壊
109		107- II -2521	東藤川小猿郷 B	急傾斜地の崩壊
110		107-S-6108	東藤川大平	急傾斜地の崩壊
111		429-S-020	小猿郷沢	土石流
112	藤川	107- I -1799	元藤川小田	急傾斜地の崩壊
113		107- I -1800	元藤川照尾	急傾斜地の崩壊
114		107- II -2423	元藤川小井平 A	急傾斜地の崩壊
115		107- II -2424	元藤川小井平 B	急傾斜地の崩壊
116		107- II -2478	元藤川西平 A	急傾斜地の崩壊
117		107- II -2479	元藤川西平 B	急傾斜地の崩壊
118		107- S -6063	元藤川守本	急傾斜地の崩壊
119		427- I - 001	沢唐沢	土石流
120		427- I - 002	桂沢	土石流
121		427- II - 001	西ノ沢	土石流
122		107-S-6059	元藤川川口	急傾斜地の崩壊
123	水川	107- I -2955	水川上出畑 A	急傾斜地の崩壊
124		107- I -2956	水川上出畑 B	急傾斜地の崩壊
125		107- I -3786	水川西 A	急傾斜地の崩壊
126		107- II -2475	水川西 B	急傾斜地の崩壊
127		107- II -2476	水川水口	急傾斜地の崩壊
128		107- II -2477	水川五郎明地	急傾斜地の崩壊
129		427- I - 006	橋詰沢 A	土石流
130		427- I - 007	水川沢	土石流

131	水川	427- II - 005	平溝沢	土石流
132		427- II - 007	橋詰沢 B	土石流
133		107-S-6074	水川上辻	急傾斜地の崩壊
134		427-006	水川	地滑り
135	上長尾	107- I -1801	上長尾沢バタ	急傾斜地の崩壊
136		107- II -2459	上長尾中根	急傾斜地の崩壊
137		107- II -2474	上長尾松尾	急傾斜地の崩壊
138		107- S -6069	上長尾寺ノ上	急傾斜地の崩壊
139		107- S -6071	上長尾八木又	急傾斜地の崩壊
140		107- S -6073	上長尾松尾 A	急傾斜地の崩壊
141		427- I - 010	田原沢	土石流
142		107-S-6068	上長尾山住ボツ	急傾斜地の崩壊
143		107-S-6072	上長尾矢所	急傾斜地の崩壊
144		429-S-013	上長尾西沢	土石流
145	高郷	107- I -1802	上長尾今市場	急傾斜地の崩壊
146		107- I -2953	上長尾中津川	急傾斜地の崩壊
147		107- I -2954	上長尾湯ノ木ノ本	急傾斜地の崩壊
148		107- II -2455	上長尾高郷 A	急傾斜地の崩壊
149		107- II -2456	上長尾高郷 B	急傾斜地の崩壊
150		427- II - 010	北村沢	土石流
151		429-S-015	高郷北沢	土石流
152	八中	107- II -2457	上長尾八代郷 A	急傾斜地の崩壊
153		107- II -2458	上長尾八代郷 B	急傾斜地の崩壊
154		107- II -2464	上長尾中尾	急傾斜地の崩壊
155		107-S-6077	上長尾沢合	急傾斜地の崩壊
156		107-S-6078	上長尾馬場平	急傾斜地の崩壊
157		427-004	八代郷	地滑り
158		R9	中尾	地滑り
159	梅高	107- I -3785	上長尾梅島下	急傾斜地の崩壊
160		107- II -2450	下長尾北カイト B	急傾斜地の崩壊
161		107- II -2453	下長尾高手山	急傾斜地の崩壊
162		107- II -2454	上長尾高手山	急傾斜地の崩壊
163		107-S-6075	下長尾柿間沢 A	急傾斜地の崩壊

164	梅高	107-S-6076	下長尾柿間沢 B	急傾斜地の崩壊
165		427- I - 011	橋ノ沢	土石流
166		427- II - 011	柿間川	土石流
167		429-S-016	中の沢北沢	土石流
168	下長尾	107- I -1805	下長尾北カイト A	急傾斜地の崩壊
169		107- II -2451	下長尾北カイト C	急傾斜地の崩壊
170		107- II -2452	下長尾タイカウ	急傾斜地の崩壊
171		427- I - 012	神谷沢	土石流
172		427- I - 013	大クルマミ沢	土石流
173		429-S-018	下長尾南沢	土石流
174	瀬平	107- II -2447	下長尾瀬沢 A	急傾斜地の崩壊
175		107- II -2448	下長尾瀬沢 B	急傾斜地の崩壊
176		107- II -2449	下長尾瀬沢 C	急傾斜地の崩壊
177		107- S -6086	下長尾瀬沢 D	急傾斜地の崩壊
178		107- S -6087	下長尾瀬沢 E	急傾斜地の崩壊
179		107- S -6090	下長尾瀬沢 F	急傾斜地の崩壊
180	久保尾	107- II -2460	下長尾向井 A	急傾斜地の崩壊
181		107- II -2461	下長尾向井 B	急傾斜地の崩壊
182		107- II -2462	下長尾久保尾 A	急傾斜地の崩壊
183		107- II -2463	下長尾久保尾 B	急傾斜地の崩壊
184		107- II -2465	下長尾原山 A	急傾斜地の崩壊
185		107- II -2466	下長尾原山 B	急傾斜地の崩壊
186		107- II -2467	下長尾原山 C	急傾斜地の崩壊
187		107- II -2468	下長尾原山 D	急傾斜地の崩壊
188		107- II -2469	下長尾原山 E	急傾斜地の崩壊
189		107- II -2470	下長尾原山 F	急傾斜地の崩壊
190		107- II -2471	下長尾原山 G	急傾斜地の崩壊
191		107- II -2472	下長尾原山 H	急傾斜地の崩壊
192		107- II -2473	下長尾原山 I	急傾斜地の崩壊
193		107- S -6093	下長尾久保尾 C	急傾斜地の崩壊
194		107- S -6094	下長尾久保尾 D	急傾斜地の崩壊
195		R10	原山	地滑り
196	R25	久保尾	地滑り	

197		R7	由見	地滑り	
198	久野脇	107- II -2441	久野脇三ツ間 A	急傾斜地の崩壊	
199		107- II -2442	久野脇三ツ間 B	急傾斜地の崩壊	
200		107- II -2443	久野脇三ツ間	急傾斜地の崩壊	
201		107- II -2444	久野脇三ツ間-2	急傾斜地の崩壊	
202		107- II -2445	久野脇三ツ間渡	急傾斜地の崩壊	
203		107- II -2446	久野脇島土	急傾斜地の崩壊	
204		429-S-026	三ツ間沢	土石流	
205		107-S-6096	久野脇深草	急傾斜地の崩壊	
206		107-S-6099	久野脇三ツ間戸	急傾斜地の崩壊	
207		107-S-6104	久野脇恋金	急傾斜地の崩壊	
208		地名	107- I -1796	地名竹ノ花	急傾斜地の崩壊
209			107- I -3784	下泉嶋片瀬	急傾斜地の崩壊
210	107- II -2440		下泉松島	急傾斜地の崩壊	
211	107- II -2480		地名西地名	急傾斜地の崩壊	
212	427- II - 017		ショウコウ沢	土石流	
213	107-S-6103		下泉塩郷	急傾斜地の崩壊	
214	107-S-6105		地名立山	急傾斜地の崩壊	
215	107-S-6107		地名小森	急傾斜地の崩壊	
216	下泉		107- I -1797	下泉寺東	急傾斜地の崩壊
217		107- I -2952	下泉横郷	急傾斜地の崩壊	
218		107- II -2437	下泉小竹 A	急傾斜地の崩壊	
219		107- II -2438	下泉小竹 B	急傾斜地の崩壊	
220		107- II -2439	下泉中河内	急傾斜地の崩壊	
221		107- S -6101	下泉小峰	急傾斜地の崩壊	
222		427- I - 014	西沢	土石流	
223		427- I - 015	横郷沢	土石流	
224		427- II - 016	塩郷沢	土石流	
225	壱町河内	107- II -2416	文沢宮ヤノ本 A	急傾斜地の崩壊	
226		107- II -2417	文沢迎山	急傾斜地の崩壊	
227		107- II -2418	文沢宮ヤノ本 B	急傾斜地の崩壊	
228		107- II -2419	文沢集会所	急傾斜地の崩壊	
229		107- II -2420	文沢梶山	急傾斜地の崩壊	

230		107- II -2421	壱町河内ムギジ沢	急傾斜地の崩壊
231		107- II -2422	壱町河内大カイト	急傾斜地の崩壊
232		107- II -2436	壱町河内下河内	急傾斜地の崩壊
233		427- II - 012	河内川	土石流
234		427- II - 013	井戸沢	土石流
235		427- II - 014	祈祷沢	土石流
236		427- II - 015	壱町河内沢	土石流
237		107-S-6081	壱町河内ギョウブガイト	急傾斜地の崩壊
238		107-S-6082	壱町河内トチノ平	急傾斜地の崩壊
239		田野口	107- II -2432	田野口南沢
240	107- II -2433		田野口久保畑	急傾斜地の崩壊
241	107- II -2435		田野口鈴之平	急傾斜地の崩壊
242	427- I - 008		原沢	土石流
243	427- I - 009		足間沢	土石流
244	427- II - 008		黒沢	土石流
245	427- II - 009		馬間沢	土石流
246	429-S-014		田野口南沢	土石流
247	徳山	107- I -1798	徳山田森	急傾斜地の崩壊
248		107- I -2957	徳山根岸通 A	急傾斜地の崩壊
249		107- I -3783	徳山野志本 A	急傾斜地の崩壊
250		107- II -2425	徳山根岸通 B	急傾斜地の崩壊
251		107- II -2426	徳山宝殿前	急傾斜地の崩壊
252		107- II -2427	徳山野志本 B	急傾斜地の崩壊
253		107- II -2428	徳山野志本 C	急傾斜地の崩壊
254		107- II -2429	徳山正島	急傾斜地の崩壊
255		107- II -2431	徳山根岸通 C	急傾斜地の崩壊
256		427- I - 003	桃沢	土石流
257		427- I - 004	杉沢川	土石流
258		427- I - 005	野志本沢	土石流
259		427- II - 002	八幡沢	土石流
260		427- II - 003	桜沢	土石流
261		427- II - 004	車屋沢	土石流
262		427- II - 006	中南沢	土石流

2 避難情報を判断する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報で、原則市町単位で発表される。



(<http://www.jma.go.jp/bosai/#area>)

土砂災害警戒情報は、避難に要する時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたとき（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫色）が出現したとき）に速やかに発表している。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等を補足する情報として気象庁が発表するもので、1km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が表示され、常時10分ごとに更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。（<http://www.jma.go.jp/bosai/risk>）

(3) 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

静岡県が提供する土砂災害警戒情報の補足情報で、県内を1km格子単位に区切り、どの地域で土砂災害の危険が迫っているかを色分け表示したもので、静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択して確認することができる。

(<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>)

【参考】前兆現象

土砂災害には、「崖崩れ」、「地すべり」、「土石流」の3つの種類があり、これらが発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがある。

①崖崩れ

特徴：斜面や地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

主な前兆現象：崖にひび割れができる／小石がパラパラと落ちてくる／崖から水が湧き出る／湧水が止まる、濁る／地鳴りがする



②地すべり

特徴：斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいため甚大な被害が発生する。

主な前兆現象：地面がひび割れ、陥没／崖や斜面から水が噴き出す／井戸や沢の水が濁る／地鳴り、山鳴りがする／樹木が傾く／亀裂や段差が発生



③土石流

特徴：山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

主な前兆現象：山鳴りがする／急に川の水が濁り、流木が混ざり始める／腐った土の匂いがする／降雨が続くのに川の水位が下がる／立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



○土石災害警戒情報の発表例

静岡県土石災害警戒情報 第 号

〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
〇〇市 △△市 □□町

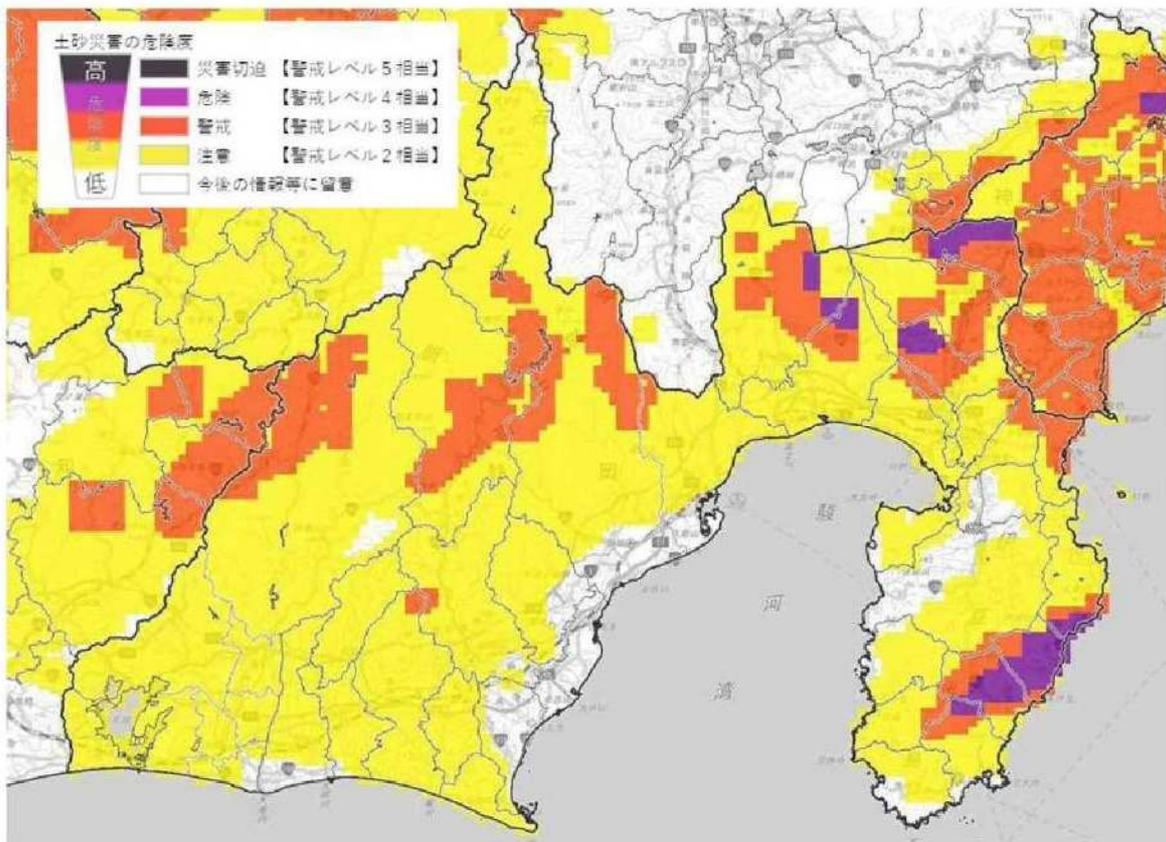
土石災害警戒情報が発表された市町名が示される。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、土石災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土石災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土石災害]】
崖の近くや谷の出口など土石災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心掛けてください。

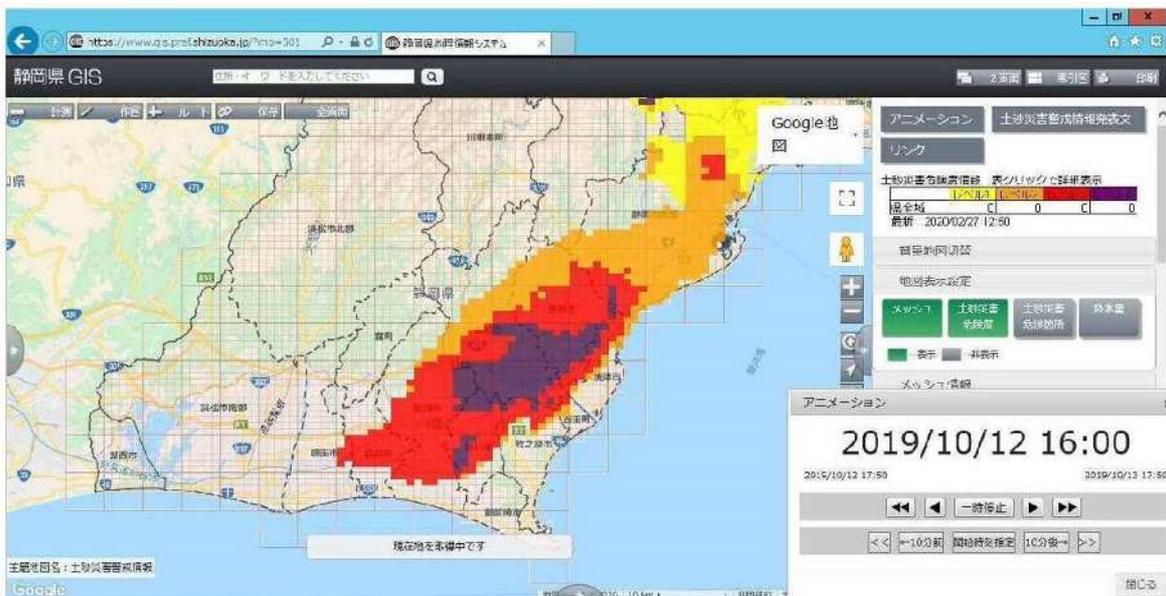
〔 静岡県内市町村地区に
警戒対象地域を表示 〕

警戒対象地域

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の発表例



○静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの発表例（県砂防課）



3 避難情報の発令区域

土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、居住者等が危機感を持ち適時適切な避難行動になげられるよう、避難指示等の発令区域を危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。そこで、ハザードマップに示す危険区域を考慮し、原則マップ単位で検討するものとする。

4 避難情報発令区域の設定と発令基準

(1) 避難対象区域（発令区域）の設定手順

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

- ①気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、町内及びその周辺の危険度分布の表示の有無を確認する。なお、10分ごとに更新されていることに留意する。
- ②危険度分布に応じて求められる対応は、表6のとおりである。
- ③表示された危険度分布（メッシュの位置）をハザードマップと照合し、避難情報の発令区域を特定する。

表6 危険度分布に応じて求められる対応（気象庁）

色(危険度)	状況	発令の日安とされる避難情報	警戒レベル
黒色(災害切迫)	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達	緊急安全確保	5相当
紫色(危険)	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想	避難指示	4相当
赤色(警戒)	2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準に到達すると予想	高齢者等避難	3相当
黄色(注意)	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	—	2相当

イ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

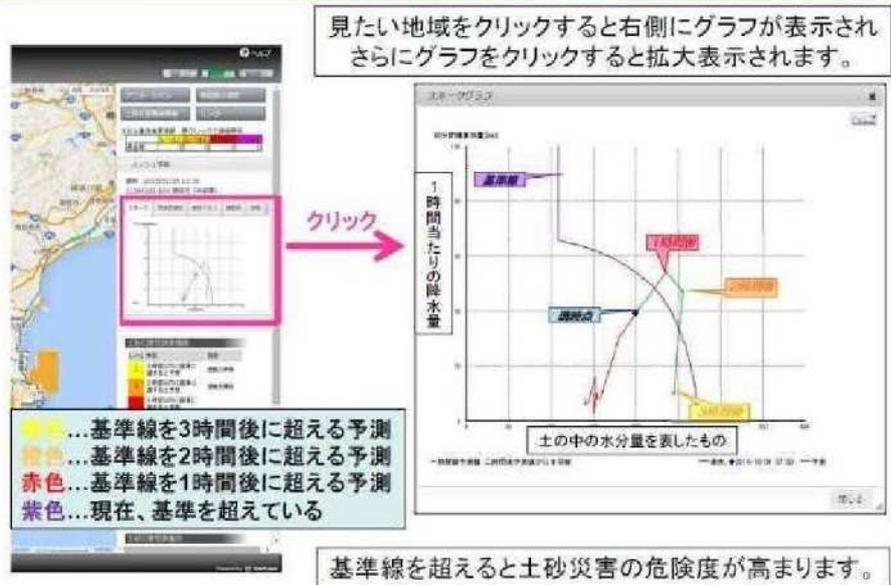
- ①静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）の土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択し、「地図表示設定」の「メッシュ」、「土砂災害危険度」をクリックして危険度分布を確認し、補足情報として活用する。
- ②危険度分布に応じて求められる対応は、表7のとおりである。

表7 危険度分布に応じて求められる対応（静岡県）

色	状況	発令の日安とされる避難情報	警戒レベル
紫色	現在基準に準に到している	避難指示等	土砂災害警戒情報 発表基準を超過
赤色	1時間以内に基準に達すると予想		
橙色	2時間以内に基準に達すると予想		
黄色	3時間以内に基準に達すると予想	高齢者等避難	

- ③地図上見たい地域の格子（メッシュ）をクリックすると、右側にスネークグラフが表示され、1時間後から3時間後までの土砂災害の危険度を確認することができる。
- ④表示された危険度分布（メッシュの位置）をハザードマップと照合し、避難情報の発令区域を特定する。

システム利用方法



(2) 発令基準

町に土砂災害警戒情報が発表されたことを基準とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの危険度分布を確認し、前記(1)で特定した発令区域に避難指示等を発令する。

表 8 避難情報の発令基準

避難情報	危険度分布	
	気象庁	静岡県
避難指示	紫色	紫色・赤色・橙色
高齢者等避難	赤色	黄色

※ 危険度が複数ある場合は、避難対象地区内で最も危険度の高いものに合わせて避難情報を決定する。また、避難情報の発令後に危険度が変化した場合も同様とする。

※ 土砂災害警戒情報の発表がない段階において、危険度を覚知した場合は、高齢者等避難を発令する。

5 留意事項

- (1) 避難行動をとるにあたっては、立退き避難を原則とする。
- (2) 避難情報が発令された区域に居住する避難行動要支援者については、地域の共助体制により、逃げ遅れる者のないようお互いの助け合いを呼びかける。

6 解除基準

避難情報の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階で町内一斉に行うことを基本とする。

なお、土砂災害が発生した場合については、土砂災害が沈静化し被害拡大のおそれなくなり、安全が確保された段階を基本とし解除する。

7 避難対象地区と避難場所

土砂災害は、洪水等の他の災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、人的被害に結びつきやすい。一方で、対象範囲が小さく、危険な区域から少しでも離れれば人的被害の軽減が期待できるという特性をもっている。そこで、避難行動については立退き避難を原則とし、立退き避難に遅れ、かつ、屋外の状況が悪化した場合のみ、止むを得ず屋内安全確保措置とする。この場合においては、屋内でも上階の谷側に待避するなど可能な限りの危険回避を心がけるものとする。

地区ごとの避難場所は表3のとおりである。

なお、土砂災害は雨量と密接な関係があるため、大雨による河川の氾濫の危険も同時に予測される場合は、広域避難が必要である。

第5章 情報伝達

1 避難行動の認識の徹底

避難情報が発令された場合、町民等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立退き避難をする場合にどこに行けばよいか、避難に際してどのような情報に着目すればよいかをあらかじめ認識しておく必要がある。

町ではこうした状況を平常時から町民等に対して啓発し、町民等は積極的に自ら情報を入手するように努め、適切な避難行動につなげることが重要である。

2 情報伝達の手段

伝達手段には、防災行政無線など情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプ（PUSH型）と、テレビ放送など能動的な操作により必要な情報を取りに行くタイプ（PULL型）の2種類があり、様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

伝達手段別の注意事項は、次のとおりである。

①防災行政無線（同報無線）による放送

防災行政無線は、町が地域の町民等に直接、防災情報、土砂災害情報、河川水位情報等を音声で伝えることができる手段である。しかし、屋外スピーカーから情報を放送する場合は、大雨で音がかき消されたりするように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては、情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。

②かわねフォン

町独自のIP電話網「かわねフォン」のメッセージ機能を利用し、気象警報、避難所開設や避難情報の防災情報を配信する。また、防災行政無線の放送内容もメール配信され、聞き逃しや聞き漏らしを減らす効果がある。

③川根本町ホームページ・川根本町LINE公式アカウントによる配信

「防災情報リンク」から、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」、気象庁ホームページなどを閲覧できる。

川根本町LINE公式アカウントは、公式ホームページと連動し、町内外への発信も可能であることから、有効な手段と位置付けている。

④緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村からの避難情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）することができる手段で、町民等以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。但し、機種が古い等の理由により一部の携帯電話は利用できない場合がある。

⑤静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

静岡県のスマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」は、気象や避難情報などの災害に関する緊急情報のプッシュ通知や現在位置のハザードマップにおける危険度を確認できる。

⑥テレビ放送

避難情報の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段である。データ放送の活用も考えられる。

⑦ラジオ放送

携帯性に優れ、停電時でも受信できるという長所があるが、一般的に、テレビに比べラジオの聴取率は少なく、放送範囲も限られることから、ラジオのみによって地域全体に情報伝達を行うのは難しい。なお、町は、FM島田と情報提供に関する協定を締結している。

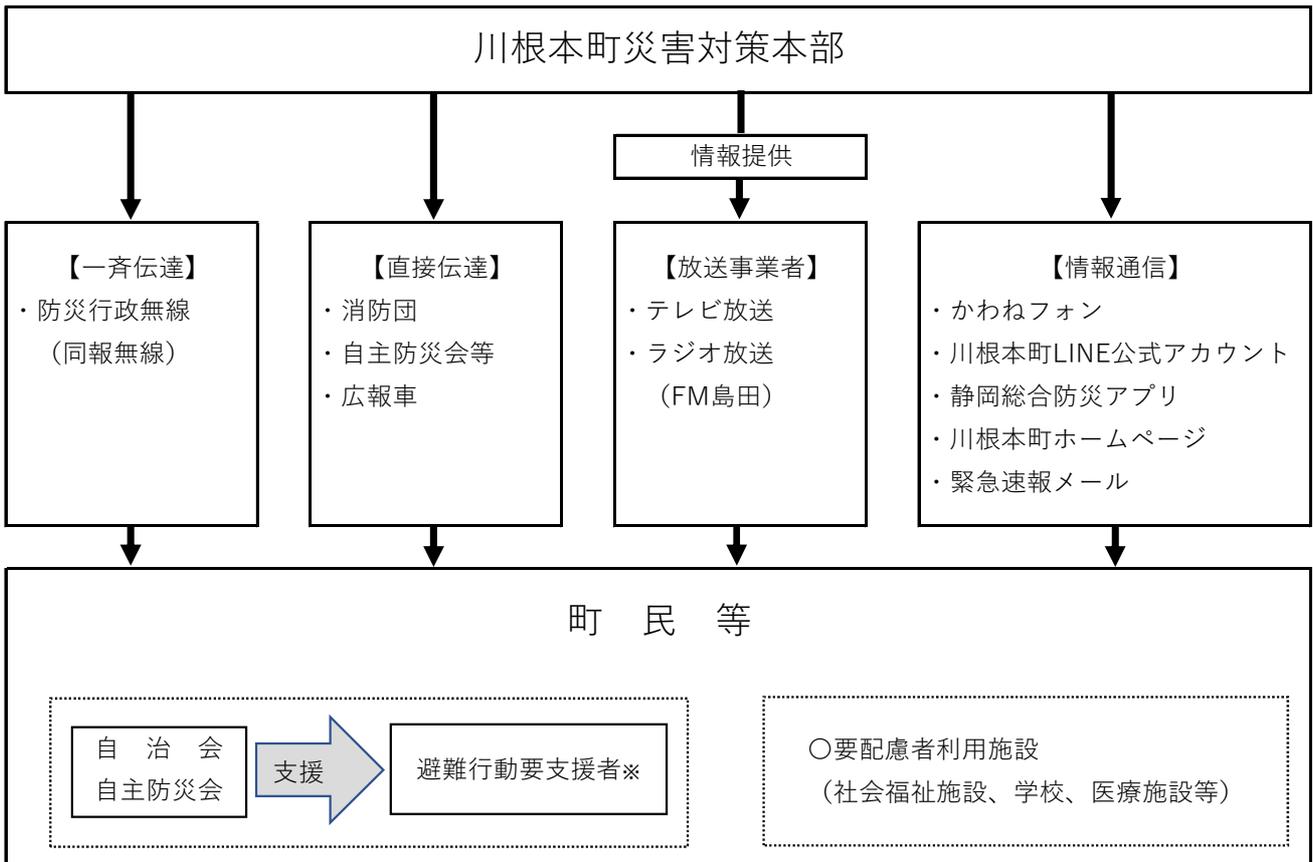
⑧広報車、消防団による広報

車両を使用した広報は、避難情報を呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。

⑨自主防災組織、近隣住民等による直接的な声掛け

自主防災会、近隣住民等による直接的な声掛けは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があり、要配慮者の避難支援につなげることができる。しかし、前記⑧の広報車等による広報と同様に、伝達者自身の安全を考慮しなければならない。

○避難情報伝達のイメージ図



※ 「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

3 避難情報の広報文例

防災行政無線を使用した場合の避難情報の広報文例について、表9に示す。

なお、文例は緊急速報メールや広報車による広報文案として活用する。

表9 防災行政無線を使用した避難情報の広報文例

災害種別	情報の種類	広報文例
風水害	高齢者等避難	<p>(件名) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令</p> <p>■川根本町災害警戒本部からお知らせします。</p> <p>■土砂災害の発生するおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。</p> <p>■避難対象地区は、〇〇地区です。</p> <p>■開設している避難地は〇〇です。</p> <p>■土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難地や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</p> <p>■その他の方も、避難の準備を整えるとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。</p> <p>■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</p> <p>※集会所が土砂災害警戒区域内にある地区は、あらかじめ指定した避難地を付け加えて広報する。(以下、土砂災害において同じ。)</p>
	避難指示	<p>(件名) 警戒レベル4 避難指示の発令</p> <p>■川根本町災害対策本部からお知らせします。</p> <p>■土砂災害の危険性が高まっているため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。</p> <p>■避難対象地区は、〇〇地区です。</p> <p>■開設している避難地は〇〇です。</p> <p>■土砂災害警戒区域内にいる方は、避難地や安全な親戚・知人宅に等に今すぐ避難してください。</p> <p>■避難地等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>
	緊急安全確保 (切迫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <p>■川根本町災害対策本部からお知らせします。</p> <p>■土砂災害の危険性が非常に高まっているため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</p> <p>■避難対象地区は〇〇地区です。</p>

		<p>■命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域内にいる方で、避難地等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>
	<p>緊急安全確保 (土砂災害発生)</p>	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <p>■川根本町災害対策本部からお知らせします。</p> <p>■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。</p> <p>■避難対象地区は〇〇区です。</p> <p>■命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域内にいる方で、避難地等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>
	<p>解除</p>	<p>(件名) 避難情報の解除</p> <p>■こちらは、広報かわねほんちょうです。川根本町災害対策本部からお知らせします。</p> <p>■〇〇川の水位が下降したため（土砂災害の危険性がなくなったため）、〇〇地区に発令していた水害（土砂災害）に関する〇〇（避難情報の種類）を解除します。</p> <p>*複数の避難情報が発令されている地区で、別の避難情報が継続している場合は、当該情報について注意喚起するよう付け加えて広報する。</p> <p>(例示) なお、土砂災害に関する〇〇(避難情報の種類)は引き続き発令されていますので、十分に警戒してください。</p>

急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

No.	地区名	区域名	指定面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	指定年月日	備考
1	地名	竹ノ花	20,243	14	H15.1.14	
2	徳山	田森	6,068	8	H14.5.7	
3	藤川	小田	17,304	12	H10.11.20	
4	藤川	照尾	9,894	10	H18.1.4	
5	上長尾	沢バタ	14,400	10	H12.10.17	
6	高郷	今市場	31,118	25	H20.3.28	
7	久野脇	三ツ間	19,787	10	H16.11.9	
8	高郷	中津川	5,383	3	H15.2.25	
9	梅高	梅島下	10,115	22	H16.7.2	
10	千頭東	千頭	4,496	6	S50.8.26	
11	千頭東	千頭No.2	497	4	H16.3.23	
12	下泉	寺東	15,890	18	H21.2.6	
13	水川	上出	24,917	12	H19.3.9	
14	奥泉	谷畑	5,236	7	H23.9.16	
15	崎平	崎平	6,675	13	H24.9.21	
16	水川	水川 中村	14,911	6	H29.10.20	
17	水川	水川 橋向	26,078	18	H28.6.10	

土砂災害警戒区域指定一覧

1 急傾斜地

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	107-S-6009	千頭	千頭池ノ谷	○	○	令和2年1月17日
2	107-S-6011	梅地	梅地水ヲバ子	○	○	〃
3	107-S-6016	犬間	犬間怒多山	○	○	〃
4	107-S-6024	奥泉	奥泉山ノ神森	○	○	〃
5	107-S-6025	奥泉	奥泉下片瀬	○	○	〃
6	107-S-6026	奥泉	奥泉八木山	○	○	〃
7	107-S-6027	奥泉	奥泉小山崎	○	○	〃
8	107-S-6031	桑野山	桑野山小島	○	○	〃
9	107-S-6033	千頭	千頭片瀬	○	○	〃
10	107-S-6036	桑野山	桑野山スダンマ	○	○	〃
11	107-S-6037	東藤川	東藤川根添	○	○	〃
12	107-S-6041	東藤川	東藤川森下	○	○	〃
13	107-S-6042	東藤川	東藤川沢ノ宮	○	○	〃
14	107-S-6055	崎平	崎平ナカダイラB	○	○	〃
15	107-S-6059	元藤川	元藤川川口	○	○	〃
16	107-S-6061	青部	青部沢間原	○	○	〃
17	107-S-6068	上長尾	上長尾山住ボツ	○	○	〃
18	107-S-6072	上長尾	上長尾矢所	○	○	〃
19	107-S-6074	水川	水川上辻	○	○	〃
20	107-S-6075	下長尾	下長尾柿間沢A	○	○	〃
21	107-S-6076	下長尾	下長尾柿間沢B	○	○	〃
22	107-S-6077	上長尾	上長尾沢合	○	○	〃
23	107-S-6078	上長尾	上長尾馬場平	○	○	〃
24	107-S-6081	壱町河内	壱町河内ギョウブガイト	○		〃
25	107-S-6082	壱町河内	壱町河内トチノ平	○	○	〃
26	107-S-6096	久野脇	久野脇深草	○	○	〃
27	107-S-6099	久野脇	久野脇三ツ間戸	○	○	〃
28	107-S-6103	下泉	下泉塩郷	○	○	〃
29	107-S-6104	久野脇	久野脇恋金	○	○	〃
30	107-S-6105	地名	地名立山	○	○	〃
31	107-S-6107	地名	地名小森	○	○	〃
32	107-S-6108	東藤川	東藤川大平	○	○	〃
33	107-I-1796	地名	地名竹ノ花	○	○	平成29年3月31日

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
34	107-I-1798	徳山	徳山田森	○	○	平成29年3月31日
35	107-I-1799	元藤川	元藤川小田	○	○	〃
36	107-I-1800	元藤川	元藤川照尾	○	○	〃
37	107-I-1801	上長尾	上長尾沢バタ	○	○	〃
38	107-I-1802	上長尾	上長尾今市場	○	○	〃
39	107-I-1814	千頭	千頭惣枝	○	○	〃
40	107-I-2953	上長尾	上長尾中津川	○	○	〃
41	107-I-3785	壱町河内	上長尾梅島下	○	○	〃
42	107-S-6013	犬間	犬間竹之花	○	○	〃
43	107-S-6015	犬間	犬間大道下片瀬	○	○	〃
44	107-S-6028	桑野山	桑野山下島	○	○	〃
45	107-S-6029	奥泉	奥泉菜畑ヶ	○	○	〃
46	107-S-6035	千頭	千頭沢間	○	○	〃
47	107-S-6038	千頭	千頭中ノ島	○	○	〃
48	107-S-6039	千頭	千頭八幡山ウラ	○	○	〃
49	107-S-6043	千頭	千頭伊勢次郎ボツ	○	○	〃
50	107-S-6044	千頭	千頭島片瀬	○	○	〃
51	107-S-6047	東藤川	東藤川藪脇	○	○	〃
52	107-S-6048	上岸	上岸片瀬	○	○	〃
53	107-S-6050	田代	田代島上	○	○	〃
54	107-S-6051	千頭	千頭三ツ野	○	○	〃
55	107-S-6063	元藤川	元藤川守本	○	○	〃
56	107-S-6069	上長尾	上長尾寺ノ上	○	○	〃
57	107-S-6071	上長尾	上長尾八木又	○	○	〃
58	107-S-6073	上長尾	上長尾松尾A	○	○	〃
59	107-S-6086	下長尾	下長尾瀬沢D	○	○	〃
60	107-S-6087	下長尾	下長尾瀬沢E	○	○	〃
61	107-S-6090	下長尾	下長尾瀬沢F	○	○	〃
62	107-S-6093	下長尾	下長尾久保尾C	○	○	〃
63	107-S-6094	下長尾	下長尾久保尾D	○	○	〃
64	107-S-6101	下泉	下泉小峰	○	○	〃
65	107-I-1797	下泉	下泉寺東	○		〃
66	107-I-1805	下長尾	下長尾北カイトA	○	○	〃
67	107-I-1806	東藤川	東藤川中村	○	○	〃
68	107-I-1807	東藤川	東藤川中村上	○	○	〃

69	107-I-1808	東藤川	東藤川竹ノ本	○	○	〃
----	------------	-----	--------	---	---	---

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
70	107-I-1809	梅地	梅地後藤上下	○	○	平成29年3月31日
71	107-I-1810	千頭	千頭中森	○	○	〃
72	107-I-1815	千頭	千頭桑野実	○	○	〃
73	107-I-2952	下泉	下泉横郷	○	○	〃
74	107-I-2954	上長尾	上長尾湯ノ木ノ本	○	○	〃
75	107-I-2955	水川	水川上出畑A	○	○	〃
76	107-I-2956	水川	水川上出畑B	○	○	〃
77	107-I-2957	徳山	徳山根岸通A	○	○	〃
78	107-I-2958	千頭	千頭中井戸	○	○	〃
79	107-I-2959	千頭	千頭カンゾウ上	○	○	〃
80	107-I-2960	千頭	千頭両国	○	○	〃
81	107-I-2961	千頭	千頭寺野	○	○	〃
82	107-I-3783	徳山	徳山野志本A	○	○	〃
83	107-I-3784	下泉	下泉嶋片瀬	○	○	〃
84	107-I-3786	水川	水川西A	○	○	〃
85	107-I-3787	犬間	犬間下尾茂礼	○	○	〃
86	107-I-3788	犬間	犬間網繰出	○	○	〃
87	107-I-3789	奥泉	奥泉土本	○	○	〃
88	107-I-3790	奥泉	奥泉市代	○	○	〃
89	107-I-3791	千頭	千頭中大間	○	○	〃
90	107-II-2416	文沢	文沢宮ヤノ本A	○	○	〃
91	107-II-2417	文沢	文沢迎山	○	○	〃
92	107-II-2418	文沢	文沢宮ヤノ本B	○	○	〃
93	107-II-2419	文沢	文沢集会所	○	○	〃
94	107-II-2420	文沢	文沢梶山	○	○	〃
95	107-II-2421	壱町河内	壱町河内ムギジ沢	○	○	〃
96	107-II-2422	壱町河内	壱町河内大カイト	○	○	〃
97	107-II-2423	元藤川	元藤川小井平A	○	○	〃
98	107-II-2424	元藤川	元藤川小井平B	○	○	〃
99	107-II-2425	徳山	徳山根岸通B	○	○	〃
100	107-II-2426	徳山	徳山宝殿前	○	○	〃
101	107-II-2427	徳山	徳山野志本B	○	○	〃
102	107-II-2428	徳山	徳山野志本C	○	○	〃
103	107-II-2429	徳山	徳山正島	○	○	〃

104	107-Ⅱ-2431	徳山	徳山根岸通C	○	○	〃
105	107-Ⅱ-2432	田野口	田野口南沢	○	○	〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
106	107-Ⅱ-2433	田野口	田野口久保畑	○	○	平成29年3月31日
107	107-Ⅱ-2435	田野口	田野口鈴之平	○	○	〃
108	107-Ⅱ-2436	壺町河内	壺町河内下河内	○	○	〃
109	107-Ⅱ-2437	下泉	下泉小竹A	○	○	〃
110	107-Ⅱ-2438	下泉	下泉小竹B	○	○	〃
111	107-Ⅱ-2439	下泉	下泉中河内	○	○	〃
112	107-Ⅱ-2440	下泉	下泉松島	○	○	〃
113	107-Ⅱ-2441	久野脇	久野脇三ツ間A	○	○	〃
114	107-Ⅱ-2442	久野脇	久野脇三ツ間B	○	○	〃
115	107-Ⅱ-2443	久野脇	久野脇三ツ間	○	○	〃
116	107-Ⅱ-2444	久野脇	久野脇三ツ間-2	○	○	〃
117	107-Ⅱ-2445	久野脇	久野脇三ツ間渡	○	○	〃
118	107-Ⅱ-2446	久野脇	久野脇島土	○	○	〃
119	107-Ⅱ-2447	下長尾	下長尾瀬沢A	○	○	〃
120	107-Ⅱ-2448	下長尾	下長尾瀬沢B	○	○	〃
121	107-Ⅱ-2449	下長尾	下長尾瀬沢C	○	○	〃
122	107-Ⅱ-2450	下長尾	下長尾北カイトB	○	○	〃
123	107-Ⅱ-2451	下長尾	下長尾北カイトC	○	○	〃
124	107-Ⅱ-2452	下長尾	下長尾タイカウ	○	○	〃
125	107-Ⅱ-2453	下長尾	下長尾高手山	○	○	〃
126	107-Ⅱ-2454	上長尾	上長尾高手山	○	○	〃
127	107-Ⅱ-2455	上長尾	上長尾高郷A	○	○	〃
128	107-Ⅱ-2456	上長尾	上長尾高郷B	○	○	〃
129	107-Ⅱ-2457	上長尾	上長尾八代郷A	○	○	〃
130	107-Ⅱ-2458	上長尾	上長尾八代郷B	○	○	〃
131	107-Ⅱ-2459	上長尾	上長尾中根	○	○	〃
132	107-Ⅱ-2460	下長尾	下長尾向井A	○	○	〃
133	107-Ⅱ-2461	下長尾	下長尾向井B	○	○	〃
134	107-Ⅱ-2462	下長尾	下長尾久保尾A	○	○	〃
135	107-Ⅱ-2463	下長尾	下長尾久保尾B	○	○	〃
136	107-Ⅱ-2464	上長尾	上長尾中尾	○	○	〃
137	107-Ⅱ-2465	下長尾	下長尾原山A	○	○	〃
138	107-Ⅱ-2466	下長尾	下長尾原山B	○	○	〃

139	107-Ⅱ-2467	下長尾	下長尾原山C	○	○	〃
140	107-Ⅱ-2468	下長尾	下長尾原山D	○	○	〃
141	107-Ⅱ-2469	下長尾	下長尾原山E	○	○	〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
142	107-Ⅱ-2470	下長尾	下長尾原山F	○	○	平成29年3月31日
143	107-Ⅱ-2471	下長尾	下長尾原山G	○	○	〃
144	107-Ⅱ-2472	下長尾	下長尾原山H	○	○	〃
145	107-Ⅱ-2473	下長尾	下長尾原山I	○	○	〃
146	107-Ⅱ-2474	上長尾	上長尾松尾	○	○	〃
147	107-Ⅱ-2475	水川	水川西B	○	○	〃
148	107-Ⅱ-2476	水川	水川水口	○	○	〃
149	107-Ⅱ-2477	水川	水川五郎明地	○	○	〃
150	107-Ⅱ-2478	元藤川	元藤川西平A	○	○	〃
151	107-Ⅱ-2479	元藤川	元藤川西平B	○	○	〃
152	107-Ⅱ-2480	地名	地名西地名	○	○	〃
153	107-Ⅱ-2481	犬間	犬間村上日影	○	○	〃
154	107-Ⅱ-2482	奥泉	奥泉小山A	○	○	〃
155	107-Ⅱ-2483	奥泉	奥泉小山B	○	○	〃
156	107-Ⅱ-2484	桑野山	桑野山細尾	○	○	〃
157	107-Ⅱ-2485	桑野山	桑野山井ノ本	○	○	〃
158	107-Ⅱ-2486	奥泉	奥泉寺開土	○	○	〃
159	107-Ⅱ-2487	奥泉	奥泉島地	○	○	〃
160	107-Ⅱ-2488	東藤川	東藤川谷畑	○	○	〃
161	107-Ⅱ-2489	東藤川	東藤川村上	○	○	〃
162	107-Ⅱ-2490	東藤川	東藤川池本C	○	○	〃
163	107-Ⅱ-2491	東藤川	東藤川池本B	○	○	〃
164	107-Ⅱ-2492	東藤川	東藤川池本A	○	○	〃
165	107-Ⅱ-2493	東藤川	東藤川小長井A	○	○	〃
166	107-Ⅱ-2494	東藤川	東藤川古屋城	○	○	〃
167	107-Ⅱ-2495	東藤川	東藤川小長井B	○	○	〃
168	107-Ⅱ-2496	東藤川	東藤川大沢A	○	○	〃
169	107-Ⅱ-2497	東藤川	東藤川大沢B	○	○	〃
170	107-Ⅱ-2498	千頭	千頭馬場	○	○	〃
171	107-Ⅱ-2499	東藤川	東藤川森平	○	○	〃
172	107-Ⅱ-2501	上岸	上岸中森	○	○	〃
173	107-Ⅱ-2502	前山	東藤川前山A	○	○	〃

174	107-Ⅱ-2503	前山	東藤川前山B	○	○	〃
175	107-Ⅱ-2504	東藤川	東藤川柳瀬	○	○	〃
176	107-Ⅱ-2505	田代	田代榎平	○	○	〃
177	107-Ⅱ-2506	東藤川	東藤川下沢間	○	○	〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
178	107-Ⅱ-2507	青部	青部平野原	○	○	平成29年3月31日
179	107-Ⅱ-2508	東藤川	東藤川中野	○	○	〃
180	107-Ⅱ-2509	東藤川	東藤川黒久保	○	○	〃
181	107-Ⅱ-2510	東藤川	東藤川上ノ山	○	○	〃
182	107-Ⅱ-2511	東藤川	東藤川カザアラ	○	○	〃
183	107-Ⅱ-2512	東藤川	東藤川中野下	○	○	〃
184	107-Ⅱ-2513	東藤川	東藤川川島	○	○	〃
185	107-Ⅱ-2514	東藤川	東藤川大根発	○	○	〃
186	107-Ⅱ-2515	東藤川	東藤川谷野下	○	○	〃
187	107-Ⅱ-2516	東藤川	東藤川富士城	○	○	〃
188	107-Ⅱ-2517	崎平	崎平ナカダイラ	○	○	〃
189	107-Ⅱ-2518	東藤川	東藤川幡住	○	○	〃
190	107-Ⅱ-2519	東藤川	東藤川洗沢	○	○	〃
191	107-Ⅱ-2520	東藤川	東藤川小猿郷A	○	○	〃
192	107-Ⅱ-2521	東藤川	東藤川小猿郷B	○	○	〃
193	107-Ⅱ-2522	東藤川	東藤川小長井C	○	○	〃
194	107-Ⅱ-2523	東藤川	東藤川三盃	○	○	〃
195	107-Ⅱ-5859	千頭	千頭日向	○	○	〃
196						
197						
198						
199						
200						
201						
202						
203						
204						
205						
206						
207						
208						

209						
210						
211						
212						
213						

2 土石流

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	429-S-003	千頭	吉木沢	○	○	令和元年10月11日
2	429-S-004	千頭	三ツ野沢	○		〃
3	429-S-005	千頭	富沢沢	○	○	〃
4	429-S-006	上岸	森平沢	○	○	〃
5	429-S-008	東藤川	前山沢	○	○	〃
6	429-S-009	東藤川	坂京河内川	○	○	〃
7	429-S-013	上長尾	上長尾西沢	○	○	〃
8	429-S-014	田野口	田野口南沢	○	○	〃
9	429-S-015	上長尾	高郷北沢	○	○	〃
10	429-S-016	下長尾	中の沢北沢	○	○	〃
11	429-S-018	下長尾	下長尾南沢	○	○	〃
12	429-S-020	東藤川	小猿郷沢	○	○	〃
13	429-S-026	久野脇	三ツ間沢	○		〃
14	427-I-006	水川	橋詰沢A	○	○	平成29年4月25日
15	427-I-007	水川	水川沢	○	○	〃
16	427-I-008	田野口	原沢	○	○	〃
17	427-I-009	田野口	足間沢	○	○	〃
18	427-I-010	上長尾	田原沢	○	○	〃
19	427-I-014	下泉	西沢	○	○	〃
20	427-I-015	下泉	横郷沢	○	○	〃
21	427-II-001	元藤川	西ノ沢	○	○	〃
22	427-II-002	徳山	八幡沢	○	○	〃
23	427-II-003	徳山	桜沢	○	○	〃
24	427-II-004	徳山	車屋沢	○	○	〃
25	427-II-007	水川	橋詰沢B	○	○	〃
26	427-II-008	田野口	黒沢	○	○	〃
27	427-II-009	田野口	馬間沢	○	○	〃
28	427-II-014	文沢	祈禱沢	○	○	〃
29	427-II-015	壱町河内	壱町河内沢	○	○	〃

30	427-Ⅱ-016	下泉	塩郷沢	○	○	〃
31	427-Ⅱ-017	下泉	ショウコウ沢	○	○	〃
32	428-I-003	千頭	沢間沢	○	○	〃
33	428-I-005	寺馬	タルノ沢	○	○	〃
34	428-I-006	上岸	中沢	○	○	〃
35	428-Ⅱ-001	千頭	閑蔵沢	○	○	〃
36	428-Ⅱ-002	千頭	西山沢	○	○	〃

No.	箇所番号	所在地	区域名	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
37		元藤川	沢唐沢	○		平成22年3月30日
38		元藤川	桂沢	○		〃
39		徳山	桃沢	○		〃
40		徳山	杉沢川	○		〃
41		徳山	野志本沢	○		〃
42		梅島	橋ノ沢	○		〃
43		下長尾	神谷沢	○		〃
44		下長尾	大クルマ沢	○		〃
45		水川	平溝沢	○		〃
46		正島	中南沢	○		〃
47		高郷	北村沢	○		〃
48		下長尾	柿間川	○		〃
49		壱町河内	河内川	○		〃
50		文沢	井戸沢	○		〃
51		大沢	大沢	○		〃
52		千頭	神光寺沢	○		〃
53		前山	椿沢川	○		〃
54		青部	沢奥沢川	○		〃
55		千頭	カジカ沢	○		平成21年3月31日

地すべり危険地区一覧

No.	所在地	指定地区名	指定面積	治山事業 進捗状況	地すべり防止 区域指定
1	久保尾	由美	43 ha	一部概成	有
2	久保尾	久保尾	213 ha	一部概成	有
3	久保尾	原山	147 ha	一部概成	有
4	八中	八代郷	44 ha	一部概成	無
5	八中	中尾	24 ha	一部概成	有
6	上長尾	長野	26 ha	一部概成	無
7	平栗	池本	57 ha	概成	有
8	坂京	中林	69 ha	一部概成	有

河川危険箇所一覧

No.	河川名	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防倉庫	位置 (km)
1	大井川	水川	2,200	断面狭小	A	積み土のう工	徳山	55.60～57.80
2	〃	上長尾	600	堤防高不足 (断面狭小)	B	積み土のう工	上長尾	51.20～51.80
3	〃	地名	400	断面狭小	B	積み土のう工	下泉	40.80～41.20
4	〃	青部	140	堤防高不足	B	土俵積	千頭	61.20～61.60
5	〃	千頭	700	断面狭小	B	土俵積	千頭	67.60～68.30
6	〃	千頭	300	断面狭小	B	土俵積	千頭	68.80～69.10

水門等注意箇所一覧

No.	河川名	名称	所在地	形状 (m)	種別	施設管理者 連絡先	連絡先
1	大井川	塩郷堰堤	塩郷	L=146.0 H=15.0 W=5.0	巻揚 自動	中部電力(株)	塩郷堰堤 56-1183
2	"	高郷水門 (樋門)	高郷	L=8.0 H=1.8 W=1.5	鉄製 ラック 巻揚	川根本町	建設課 56-2227
3	"	上長尾 1号樋門	上長尾	L=14.0 H=1.75 W=1.75	鉄製 スライドゲート 手動	"	"
4	"	上長尾 2号樋門	上長尾	L=14.0 H=1.75 W=1.76	鉄製 スライドゲート 手動	"	"
5	"	千頭水門1号 (陸閘)	千頭	H=1.0 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	支所管理室 58-7073
6	"	千頭水門2号 (陸閘)	千頭	H=0.8 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
7	"	千頭水門3号 (陸閘)	千頭	H=1.0 W=1.5	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
8	"	千頭水門4号 (陸閘)	千頭	H=1.1 W=0.9	アルミニウム合金 スイングゲート 手動	"	"
9	"	桑野山水門 1号	桑野山	H=1.5 W=1.5	鋼製 手動巻揚	"	"
10	"	桑野山水門 2号	桑野山	H=1.7 W=1.7	鋼製 手動巻揚	"	"
11	"	田代樋門	田代	H=3.0 W=3.0	鋼製 手動巻揚	"	"
12	"	両国陸閘	千頭	L=7.0 H=1.05	アルミニウム合金 引戸式	"	"

危険物貯蔵・取扱施設一覧

1. 屋内貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	備考
1	ケーブルテクニカ(株)中川根工場	川根本町徳山1572-1	第4類	1,730L	
2	大井川鐵道(株)南アルプスアプトセンター	川根本町千頭759-1	第4類	5,480L	
3	中部電力(株)大井川ダム管理所	川根本町奥泉字倉柱39-2	第4類	1,900L	

2. 屋外タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾123-1	第4類	15,000L	重油	
2	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾123-1	第4類	15,000L	重油	
3	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	20,000L	重油	
4	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	10,000L	重油	
5	水口石油	川根本町上長尾1326-3	第4類	20,000L	灯油	
6	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	20,000L	重油	
7	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	8,500L	重油	
8	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	重油	
9	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	軽油	
10	株式会社 センズ石油	川根本町桑野山字諏訪ノ本135	第4類	19,000L	灯油	

3. 屋内タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	地名製茶組合	川根本町地名364-4	第4類	6,000L	重油	
2	中部電力(株) 境川ダム	川根本町久野脇1361	第4類	1,000L	軽油	
3	中部電力(株) 塩郷ダム	川根本町下泉塩郷1885-1	第4類	1,200L	軽油	
4	中部電力(株) 大間ダム	川根本町千頭398-4	第4類	2,100L	軽油	
5	中部電力(株) 千頭ダム	川根本町千頭1-3	第4類	2,100L	軽油	
6	中部電力(株) 寸又川ダム	川根本町奥泉170-8	第4類	3,300L	軽油	
7	中部電力(株) 大井川ダム	川根本町奥泉字倉柱39-2	第4類	3,600L	軽油	

4. 地下タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	川根地区広域施設組合川根浄化プラント	川根本町久野脇1054	第4類	2,000L	メノール	鋼製タンク 2,168L 1本
2	川根地区広域施設組合川根浄化プラント	川根本町久野脇1054	第4類	8,000L	重油	鋼製タンク 8,000L 1本
3	長島ダム工事事務所	川根本町大字犬間地先	第4類	20,000L	軽油	鋼製タンク 21,254L 1本

5. 移動タンク貯蔵所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	備考
1	中村石油	川根本町下長尾321-4	第4類	3,600L	
2	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	2,000L	
3	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	1,000L	
4	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	3,000L	
5	水口石油	川根本町下長尾218-5	第4類	3,000L	
6	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	3,000L	
7	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	2,000L	
8	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
9	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
10	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	
11	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川702-1	第4類	3,000L	

6. 給油取扱所

No	事業所名	設置場所	種別	危険物数量	油種	備考
1	有限会社 河畑工業	川根本町下長尾451	第4類	9,600L	軽油	
2	中村石油	川根本町下長尾319-1	第4類	28,500L	ガソリン・軽油・灯油	
3	株式会社 長塚石油	川根本町上長尾791	第4類	35,000L	ガソリン・軽油・灯油	
4	水口石油	川根本町下長尾319-3	第4類	29,800L	ガソリン・軽油・灯油	
5	有限会社 みなみ	川根本町徳山1392	第4類	39,500L	ガソリン・軽油・灯油	
6	森下商会	川根本町徳山855-1	第4類	27,000L	ガソリン・軽油・灯油	
7	八木石油	川根本町上長尾99	第4類	48,200L	ガソリン・軽油・灯油	
8	大井川鐵道(株)南アルプスアプトセンター	川根本町千頭1219-1	第4類	20,000L	軽油	
9	岡本石油	川根本町東藤川802	第4類	31,200L	ガソリン・軽油・灯油	
10	株式会社 センズ石油	川根本町東藤川699-2	第4類	32,000L	ガソリン・軽油・灯油	

緊急物資集積場所

No.	施設名	所在地	使用スペース
1	健康増進施設	川根本町上長尾627	体育館
2	文化会館	川根本町東藤川909-1	大ホール

